

同(吉田之久君紹介)(第三二二八号)
同(千葉千代世君紹介)(第三二六五号)
社会保障、社会福祉の拡充等に関する請願(和田耕作君紹介)(第三二二三号)
保育関係費増額に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三二二二号)
戦時災害援護法制定に関する請願(大原亨君紹介)(第三二一六三号)
原子爆弾被爆者援護法の即時制定に関する請願外一件(大原亨君紹介)(第三二一六四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)
原子爆弾被爆者等援護法案(大原亨君外六名提出、第八十二回国会衆法第一号)

○木野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び第八十二回国会大原亨君外六名提出、原子爆弾被爆者等援護法案の両案を議題とし、質疑に入ります。

原子爆弾被爆者等援護法案

〔本号末尾に掲載〕

○木野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田行彦君。

○池田(行)委員 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案並びにそれに関連する諸問題につきまして若干質問させていただきます。

最初に、私的なことを申し上げて恐縮でございますが、実は私自身も、かつて広島市で育った人間でございます。

間でございます。原爆投下のわずか二週間前まで現在平和公園になっております地に住まいしておったものでございます。そういう意味で多くの身近な人間あるいは友人を原爆の犠牲者におりましたので、本当に、そういう方々が安らかに眠りになるように、また、いまも苦しんでおられます数十万の被爆者の方々の生活に、あらゆる面で不安がないように、そういう日が一日も早く来ることを祈念しております。

さて、質問に入りますが、まず最初に、去る三月三十日最高裁の第一小法廷におきまして孫振斗訴訟の問題について判決が出されております。この判決の中身を見てまいりますと、いわゆる原爆医療法が社会保障法としての性格、こういってものを持っておくことは認めながらも、他面において、原子爆弾というきわめて特殊な戦争被害につきまして、戦争遂行主体でございました国家の責任というものを認めまして、その国家の責任によりまして救済を図るという一面を有するもの、こういうことを言っております。さらに具体的に、実質的に国家補償の配慮が制度の根底にある、こういうことが否定できないと言っておるわけでございまして、この国家補償の配慮が制度の根底にあるという判決の見解につきまして、政府はどのようにお考えになっておるのであるか。また、この判決を踏まえて行政面において、どのように対処していかれるおつもりであるか。その点をまず、お伺いしたいと存じます。

○小沢国務大臣 私どもは従来、国会等の場におきまして、この原爆二法に關して社会保障立法だということをお願いしてきておるわけでございまして、私は今度の判決をいただきましたが、さすがに専門家でございますが、こうした判決を拝見いたしますと、法律論的にいろいろ、われわれが気がついていない面を御指摘いただいたような気がするわけでございます。しかも、現在の二法というものには確かに、この判決で言われておりますように、たとえ所得制限というものを考えておられます。もし社会保障立法だけで純粹に考えますと、

と、所得制限というものは当然出てこなければいかぬわけでございしますが、所得制限がない。したがって、判決のお示しになったような解釈が、本当はその当初から妥当ではなかったのか。われわれが、そういう面について気がつかなかったというのとあれですけれども、少し勉強不足だったなあという感じを持っておるわけでございします。

ただ、全くの国家補償の観念で終始、立法されたという解釈でないわけでございします。社会保障的な立法ではあるが、しかし、その根底には、いろいろ法の規定の内容なり、あるいは実際に行われている対策なり等を見ると、やはり国家補償的配慮——配慮と言っておられるわけでございまして、配慮が制度の根底にあるということをご否定できないとおっしゃっておられるわけでございしますから、今度の判決は、まさに政府の従来実施しておりました、また御提案申し上げて今日まで、いろいろ医療と生活の援護をやつてまいりました、まさに、この二法についての性格を私は非常に正確にとらえておられるのじゃないか、こういうふう

に思っております。したがって、この結果、私どもが、この判決によつて新たに何かしなければいけないのか、いろいろ検討してみますと、そう必要はないのじゃないか。いろいろな各種の手当あるいはその他の制度を見ますと、まさに現在の制度に於いての性格づけをおやりになったので、特別、新たな対策をさらに付さなければ、この判決の趣旨に合致しないふうには、私ども、いまのところは考えていません。

○池田(行)委員 ただいまの大臣の答弁によりまして、本当に現在の二法の性格あるいはその内容を正確に表現したというものであつて、特に今回の判決を踏まえて新たなことを行ふ必要はないんじゃないか、こういうふうな御見解だったと思うのでございしますが、そういう見解だと、これと関連におきまして、実は野党の皆様が共同で御提案なさつておられますいわゆる原爆被爆者援護法案というものが継続審議になっておるわけでござい

ますが、このいわゆる援護法案と、それから、この判決との関係でございますが、ただいま大臣のお述べになりましたような考え方、確かにこの判決の中でも国家補償的な配慮と言つておられるわけでございまして、特に国家補償法でなくともいいかぬというところまでは言つておりません。そういういたしますと必ずしも、そういつたいわゆる国家補償の観点に立つた援護法をつくらなくともいいんじゃないかという見方もございします。一方におきましては、いやそうではないのだ。まだ現行の法体系というものは、やはり基本は社会保障法であつて、国家補償的な配慮をされておるが、その配慮が十分でないの、さらに進んで本當に国家補償の立場に立つた法体系をつくるべきじゃないか。そういう見方、解釈もあり得るかと思うのでございしますが、その点については、どのように大臣がお考えでございしますか。

○小沢国務大臣 確かに両論あると思うのでございまして、しかし私どもは、また先生方のいろいろ御審議を願つて、われわれの配慮が足らぬ点があれば、それはもう政府として、また逐次これを手直しをしていかなければいかぬと思つておりますけれども、特別に法体系をわざわざ変えなければ、この判決の趣旨に沿わないのだというふうには、実は考えてないわけでございします。そういう意味で、決して私は逃げるつもりもございしませんで、今日の法体系の中で、できるだけ被爆者の実態等を見ながら、この援護の充実を期していくという中でいいんじゃないかと思つております。努力の足りない点があれば今後とも努力をさせていただきます。改善の方向を逐次ひとつ実施してまいりたい、かように考えます。

○池田(行)委員 大臣のお考え、よくわかりました。しかし、そういたしますと現行法体系の中でも、まださらに配慮すべき点については、それを進めてまいる必要があるかと思つたのでございしますが、その場合いろいろ考え方があつたと思うのでございしますが、そういう政府としてのいろいろな方において、そういう政府としてのいろいろな

手当を、対象をさらにどんどん広げていくという考え方でございます。他方においては、いや現在やっているいろいろな諸政策の中でも、特に原爆放射能の影響を強くお受けになって本当にお気の毒な方々、こういった方々に対する処遇というものを、さらに一層推し進めていくべきじゃないかという考え方もあると思うのでございます。

私、個人的には、いろいろございしますが、特別給付金の交付などという問題も出ておるようでございすけれども、私は、この際、諸般の情勢を考えますと、対象をどんどん拡大するというよりも、むしろ本当にお気の毒な方々に対する手厚い救済の手を、こちらの方をまず進めるべきじゃないかと考えるものでございます。そういった観点から、今年度の子算を中心といたしましていろいろな被爆者対策の改善措置を見てまいりました。大体例年どおり一歩前には進んでおると思うのでございます。しかしながら、まだまだ足りないところもあるんじゃないかと思ひますので、その点二、三、今後の方向なり方針というものを伺ひてまいりたいと思ひるのでございます。

まず、そういった意味で健康管理手当、さらに申しますと、より以上に特別手当というものにつきましては、ことしも福祉の方との横並びで改善されておるようでございますが、もう少し手厚い増額を将来にわたって図るべきではないか。特に今回、国家補償的な配慮があるという判決を出されたことでもございすし、これは明年度以降の問題として、その方向について伺ひたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員　ただいま先生御指摘の重い方に手厚く、こういうお話でございす。昭和五十三年度の特別手当につきましては、五十二年度三万円から三万三千元という増額をいたしておるわけでございまして、これにつきましては、大体物価上昇が七・六％というふうな数字でございす。それよりもやや上回った一〇％アップということで特別手当の方は引き上げをいたしておるわけでございす。

同様に、健康管理手当につきましても一〇％のアップをいたしておりますし、さらに、この点につきましては健康管理手当を支給するいわゆる疾病の対象を、従来の十障害から十一障害というふうに広げるといふことを今回いたしたわけでございす。

なお、その他の保健手当、医療手当等につきましても、これは大体ただいま申し上げた上昇率に見合った上げ率というのを考えておるわけでございす。

なお、確かに先生がおっしゃられました、特に重い方に特に手厚くしろ、こういう御意見でございす。さらに来年度以降、先生の御指摘の点を十分考えまして対処していきたいと思ひます。

○池田(行)委員　ぜひ、そういった方向で御検討願ひたいと思ひます。その中で、ただいま局長の方からも、ちょっとお触れになりましたけれども、健康管理手当の対象の障害でございす。今回、潰瘍を伴う消化器機能の障害が入りました。これが入りますと、あと残されますのは、要するに潰瘍を伴わない消化器機能の障害という問題、あとは皮膚の障害でございす。どうか、この二つくらいになると思ひます。どうか、この二つくらいになると思ひます。どうか、この二つくらいになると思ひます。

これはいろいろ御議論もあると思ひますけれども、これはこれで制限せずに、すべての障害を対象にしたい。ただ、この方向で御検討いただけないかという点が一つ。

それから保健手当の適用範囲でございすけれども、これは現在、爆心から二キロメートル以内の範囲内における直爆者ということになっておるかと思ひます。これにつきまして御当局も十分御承知だと思ひますけれども、何とか拡大してもらえないか。特に、かつて特別被爆者ということで三キロメートル以内という定義がございまして、その関係で、そこまで拡大という要望がいろいろあるでございす。このあたりどうなのか。

医学的あるいは科学的な見地からいって、要望

に、あるいは現在制限している方に十分な根拠があるのか、どうなのか、その辺も実は私も十分つまびらかにいたしておりませんので何とも申せないのでございすけれども、もし、この要望が医学的、科学的見地から見てもっともだというようなことであれば、これは将来いろいろ拡大の方向を御検討願ひたいと思ひますし、いやどうも科学的根拠に乏しいのだということであるならば、むしろ、そのあたりの理由、根拠というものを十分御説明いただきまして、可能性のないものならば、淡いと言つてはなんです、はかない期待を被爆者の方々に持たせるというのはいかがかと存じますので、その点について局長の御見解を承りたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員　先生、最初の御指摘の健康管理手当の支給要件としての障害の範囲をもっと拡大したらどうか。確かに、おっしゃるとおり。今回、消化器機能障害を追加したわけでございす。これは潰瘍を伴う消化器障害というところ、一つの制限的なことになっております。こういった障害をつけ加えます場合に、私ども原爆医療審議会等の専門家の御意見を伺ひながら個々に、いわゆる原爆放射線の影響があると思われる関連疾病、こういうことで入れておりますので、ここまですべてきたから、要するに、あと残り全部にしてしまえ、こうなりますと、原爆放射線の影響があると思われる疾患というものが、すべての病気にまでいってしまふわけでございまして、そこら辺、やはり単なる普通の胃病とか下痢したとかというふうなところまで、そういった原爆放射線の影響がある、関連がある疾患と考えられるかどうかという専門家の御意見もあるわけでございまして、そういう点も踏まえて、いわゆる専門家の御意見を聞きつつ私も検討してまいりたいと思ひますが、ここまで来てしまったから、あとみんな入れてしまふばいいんだ、こういうところには必ずしも、ちょっとまいらないのではないかと、いうふうに考えておるわけでございす。

それから第二の問題で、現在、保健手当を爆心

地から二キロメートルというところで線を引いて支給いたしておるわけでございす。それをもう少し拡大する気はないか、こういうことでございまして、その根拠は何だ、こういうことでございす。

これも、しばしば議論になっておるわけでございす。国際放射線防護委員会、ICRPが勧告を出してございまして、その勧告によりまして、一生に一度被曝する場合の最大許容線量二十五レムというふうな勧告が従来ございまして、その勧告に基づきまして、この二十五レムという線量を一応考え、そして現在二キロメートルという範囲であります。これは広島にしても長崎にしても二キロメートルの線までをとれば、たとえば長崎ですと十八レムというところでございす。二キロメートルまでとれば、これは少なくとも二十五レムのところよりかはるかにと申します。それを間違ひなくカバーしておる、こういう考えで、この二キロメートルというものが設定されておるわけでございす。なおICRPも勧告が何回もあつても大体同じような考え方が通つておるようでございまして、そういう点から、この二十五レムという線でのいではないかというふうに考えております。

なお同時に、米国の放射線防護測定委員会の勧告というの、危険地帯に立ち入る基準というのを、全身被曝線量二十五レム以下というふうな、こういうところ、やはり同じような二十五レムというふうな数字も使われておるわけでございまして、そんなところから、この二キロメートルというのを一応設定しておる、こういう考え方でございす。

○池田(行)委員　保健手当の対象でも、障害の範囲につきましては、ここまで来たのだから全部入れろというふうな趣旨におとりになったかと思ひますが、原爆被爆との関連性というところは当然前提でございすので、残されたところ、わずかでございす。それにつきましても、そういうい

た関連性あるのか、その辺をさらに御検討いただきまして、その上で、もし可能であるならばお願いしたい、こういうこととしておきたいと思ひます。

それから先ほど大臣の御答弁の中にも、現在の法律でも、いろいろ国家補償的な性格もある。その例として所得制限が置かれていない、こういうお話があったわけでございますけれども、いわゆる諸手当の支給の面につきましては、まだ所得制限があるわけでございますね。ことしも、いわゆる社会福祉一般につきましては、むしろ所得制限の面は強化される、そういう傾向といひましようか風潮の中におきまして、本件に限りましては所得制限を緩和していただいた。これで対象が九五〇程度までまいりましたでしょうか、大体標準世帯で五百六十万ぐらいの収入までカバーできるようなったと思うのでございますが、この点は、こういった厳しい情勢の中でよく御努力いただいたと評価するものでございまして、けれども、先ほどから申しております国家補償の配慮、これを推し進める意味からも、この点につきましては明年度以降、所得制限の撤廃ということをお考えいただけないだろうかというところ、これは社会福祉あるいは社会保障体系全般はともかくとして、本法につきましては、国家補償的な配慮、これをこの面で推し進めるといふことで、どうだろうかと思ひますのでございしますが、いかがでございましょうか。

○松浦(十)政府委員 所得制限の緩和につきましては、ただいま先生御指摘のように、五十二年九三〇の支給率であったものを五十三年度からは九五〇というところで、少し緩和をいたしたわけでございます。それで、この所得制限につきましては、私も予算の要求をいたします場合においては撤廃という形で、ずっと所得制限の予算要求はいたしております。しかし私どもといたしましては、最終的に予算編成に当たりますと、相当お金がある、いわば五〇〇ぐらいの方は、やはり残つていてもいいのではないかと考へ方で、この九

五〇というところで本年度の予算はお願いしたわけでございます。しかし、ただいま先生の御指摘もございまして、また私どもも従来から要求をいたしましては所得制限の撤廃という要求をいたしておりますので、来年以降も、さらに努力をしていきたいと思ひます。

○池田(行)委員 今回こういった孫振斗判決も出たことでございます。そうして国家補償的な性格といふものがはつきりと打ち出されたわけでもございまして、明年度以降そういった方向で御努力いただきたいと思ひます。

ここでまた、ちょっと孫振斗判決そのものに關連してお伺ひしたいのでございしますが、今回の判決で、現在国籍のない人間で、しかも、その入国が必ずしも合法的ではないけれども、原爆手帳を交付しなくてはならぬ、こういうことになったわけでございますが、この判決に従つて当然、所要の行政措置をすべし、おとりになつてはと承知いたしております。しかし、ここで問題は、判決でも「わが国に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかんを」問はず、こういう言い方になつておられるわけでございます。そういうしますと、同じ被爆者であり、また孫振斗さんと同じように、かつて日本国籍にあった人であつても、日本の国内に現住しない者、韓国には約二万ともいわれておりますが、そういった被爆者の方

がおいでになるというふうに言われておられるのでございしますが、そういった方々あるいはその他の国、たとえばアメリカには約千名ぐらいてございまして、これは日本国籍を有する者、あるいは有してゐた者、被爆者の方々がおいでになると承知しておりますが、こういった方々に対しては、この原爆二法上当然やらなくちやならぬかどうかの問題は別といたしまして、政府として、これまで何か医療団の派遣などもなされた例があるというようにも聞いておりますけれども、どういふようなことをなさつたか。また、これから、そういった方々に対して何らかの措置というものをとつていけるおつもりがどうか。

うか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員 外国におられる被爆者の方につきまして何か手を打つことはなないか、こういうふうな御質問と思ひますが、まず外国に現在いらつしやる方は当然その国の方であるわけでございます。私ども基本的には、よその国にいらつしやる方に問題があるならば、その国から外交ルートを通じて日本に、こういうふうなことをしてはしい、こういうお話がございましたならば、それは私どもとして十分そのお話を受けるというつもりはいたしておるわけでございます。ただ何といつても国と国の関係の問題がございまして、よその国にいらつしやる方に、こちらから、こうするんだというふうなことを申し上げることは大變外交的に微妙な問題もはらんでおりますので、私どもとしては、こちらから、そういうことを言うことは差し控へたいと思ひます。

なお一つの例をいたしまして昨年、在米の被爆者の方々に、こちらから専門医を派遣いたしました健康診断をやつたことはございまして、この場合におきましても、アメリカの在米被爆者の方々から、そういうふうな会がございまして、そういうところから正式に外交ルートを通じて、こういうことをしてはしい、こういうお話がございました。そこで私どもとしては、財団法人の放射線影響研究所と広島県の医師会の方々に御協力をいただきまして、あちらへ医師団を派遣して、向こうのアメリカにおられる日本人の被爆者の方々の健康診断を実施したというケースがございまして、ですから、ただいま申し上げましたような、こういうふうなことはつきりと外交ルートを通じて話がございすれば、私ども、それに何らかの形で御相談に應じたいというふうな考へております。

○池田(行)委員 ただいまおっしゃいましたように、今後とも米国のあるいは韓国その他の国から、そういった要請のある場合には、確かに現在にはそれだけの国の国籍を有する者あるいはそこに居住権を有する者であるとしても、やはり同じ原爆被爆者として救済の手は可能な範囲内で差し

伸べてあげてしかるべきかと存じますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

次に、原爆小頭症の問題でございますが、この問題、いろいろ経緯がございまして、昭和五十二年の予算におきまして指導費が計上されました。今度いろいろやつてみますと、実行上なかなか本当に患者の方々あるいはその保護者の方々のニーズにうまく合致しないということもあつて、今年度昭和五十三年度予算では月額三万円でございますが、手当のつかうところに組みかえられたらうでございまして、誤りを正すにはばかることな

く本当に迅速に手当てをなさつた、これは評価したいと思ひます。

しかし、いろいろ伺つてみますと、扶養者の方、患者の方々、いろいろ将来の健康あるいは生活について不安感をお持ちになつておる。そして終身保障の措置と申しましうか、具体的には、たとえばコロニーを建設していただけないかといふような声もあるようでございまして。ただ、これはきわめて人数も限られておりますが、しかし、その限られた人数の中でも、お一人お一人非常に個別具体的な環境と違えば病状も違えば、いろいろな事情の違いがあると思ひますので、そういった意味で御当局としても、なかなかこの方々を一括して措置をするといふのはむづかしいかと思ひますのでございしますが、しかし、いづれにかして、そういった方々を重大な不安に脅かされながら暮らしておられる方々でございまして、予算がどうだこうだという話は別といたしまして、今後とも、そういった個別の事情に應じた、きめ細かい御配慮をお願いしたい。今回手当を出したから、これでもうすべて終わったんだ、そういうことではなくて、今後ともいろいろ御指導なり、そういった面でもよろしく御願ひしたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員 ただいま先生おっしゃいました小頭症患者に對しまして、現在二十二人の小頭症の方がいらつしやるわけでございますが、その方に、本年度は手当とし、さらに額も二万円か

ら三万円に増額いたしました。月々差し上げることになっていくわけであり。先生御指摘のように、非常に家庭の環境それから症状の度合い等が違っておりまして、問題は非常にばらばらであるようにございまして。全くおっしゃるとおりでございます。

それで確かにコロナをつくったという声も私も伺っておりますが、そういう方々は、まあほかの小頭症の方も現実におられるわけでございまして、そういう方と一緒にした場合に悪いのかという点、別にそういうこともございせんし、かえって、それだけ、かたまっていくということもどうかという問題、それからさらに、だんだん大人になってきた場合に、仕事のできる方もおられるし、できない方もおられるというので、これから時を経るに従いまして、だんだん問題が新しく展開していくようなことを、われわれも十分認識しておるわけでございまして。そういうことで、確かに先生がおっしゃいますとおり、個々のケースにつきまして、どうやら最もその方が幸せになれるかということを、これは広島県、市、長崎県、市の方と相談しながら十分進めていきたいと考えております。

○池田(行)委員 次に、いわゆる原爆二世の方々でございすけれども、この方々の問題、非常に微妙なところもございまして、むずかしいと思うのでございす。しかし二世の方々健康の不安を訴える方々も非常に多いと聞いております。そういう意味で、いわゆる放射線でも、いろいろ調査や研究を進めておられるというふうな聞いておるのでございす。その辺はどういうふうな成果をお上げになっているだろうか。また今後どのような御方針であろうかというのを一つお伺いしたいと思ひます。

それからもう一つ、一世の問題にしましても、いまだに、なかなか手帳の申請もしない方が私どもの身近にもたくさんあります。そういうこともございすし、ましてや二世の方々は、なかなかそれは問題があるんだぞということで、ビック

アップして、いろいろ厚生省としてなせることがいいのか悪いのか、いろいろ問題があると思うのでございす。しかしながら、現に不安を持って何らかの措置を求めておられる方が少なくないという点も否定できない事実でございす。したがって、いろいろ厚生省としての御配慮もございまして、御本人が希望される場合には、たとえば健康診断をして差し上げるとか、そういうことを通じて本心に不安を取り除いていただく、そういうことは考えられないだろうか、この点について御見解を承りたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員 現在まで被爆二世の方々に対して調査はABCであるいは放射線研を通じて研究をいたしておるわけでございす。一つは白血球が多いのではないかと。白血病というものが一番放射線被害として鋭敏な指標になるわけでございす。そういう白血球の調査をいたしておるわけでございす。これは広島市内で白血病になられたお子さんの方を調査対象にした調査、それから、いわゆる死亡標本、亡くなられた方の標本から行った調査、それから広島の研究所に登録してある親の方から生まれたお子さんの方に、その後、白血病にどうなったか、こういう三つの観点から白血病の頻度というものを調べておるわけでございす。現在までのところ統計学的には、はっきり被爆二世の方が多いという答えは出ておりません。これは当然のことではございますが、まだいわゆる例数が少ないので、さらに、ずっと追っかけていくことを現在やっております。

それから昭和五十一年から新たに研究を開始したのがございす。これは被爆二世の方と、もうでない方の、それぞれの血液を調べまして、何らかの放射線の被害がございす、遺伝と言うのは、あるいはちょっと悪い方かもしれませんが、体の中で、たん白質をつくっていく酵素に変化が起るということがございす。それは何らかの遺伝的な変化があるということがわかるわけでございまして、血液からそういう検査を

する鋭敏な方法が開発されたものですから、現在そういう被爆二世の方と、そうでない方との両方から血液をいただきまして、その間に差があるかどうかというのを研究を進めておるわけでございす。これもまだ例数が足りないのでは結論を得るところまではいっておりませんが、そのうちに結果が出てくるのではないかと考えております。そのほか、それに類する調査がございす。現在までのところ被爆二世の方がそうでない方と違つて健康状態が悪いと証明できるデータというのは全くないわけでございまして、そういう意味から、特別に二世の方ということとは、さしあたり考えておらないわけでございす。

それで、先ほど先生から健康診断という御指摘がございまして、私も二世の方にお目にかかると、何で調べるんだ、そんなこと調べられたら、えらい迷惑だ、こうおっしゃる方と、調べてくれとおっしゃる方と、いろいろございまして、そういう社会的な配慮ということも考えまして、なかなかむずかしい問題であるというふうな意識しておるわけでございまして、そんな点から、もう少し検討させていただきたいというふうなことを考えております。

○池田(行)委員 ただいま局長がおっしゃいました二世の方々の御気持ち、しかも、これまでの研究では他の方々との有意な差が何ら出ていないというところもございす。二世、二世と言つて、いろいろクローズアップすることは確かに私には問題があると思うのでございす。そういう点については、きめ細かいというよりも十分な御配慮をお願いしたいと思うのですが、しかし、その中でも、先ほど申しましたように御本人が希望して、これで不安を取り除いてほしいのだという気持ちの方々にについては、何らかの措置を御検討いただきたい。これは御要望しておきます。次に、被爆者も原爆投下から三十三年目を迎えます。やはり相当お年を召してこられております。そういうことは先般の被爆者実態調査から御当局でも十分認識しておられると思うのでご

ざいす。そういう意味で、被爆者対策のあり方というものも、老齢化の進展という実態を見ながら、それに適合したあり方に今後変えていく必要があるのではないかと、こう考える次第でございす。

そこで、まず第一点、いわゆる健康診断、一般検査でございすけれども、これについては昨年は肝機能検査が追加されましたが、今年度は特に新しいものは入っていないようにございす。この点、将来ともさらに検査項目の充実を図っていくか、もう一つ、本年は問診票の作成ということが計画されておるようでございす。これは本心に細かい御配慮をいただいたと思つて評価しておりますのでございす。確かに単に検査、診断をするというだけじゃなくて、問診の際の医師さんとのいろいろな話し合いを通じて本心に不安を取り除いていくということで、非常にいい制度をつくっていただいたと思つております。この制度の趣旨が十分生かされますように今後、実施運用の面で御配慮をお願いしたいと思ひます。その点について。

○松浦(十)政府委員 先生、御指摘のように本年度は特に新たな検査項目の増というのはいたしませんで。ただ、こゝでちょっと御報告させていただきますが、私も実は予算要求をいたしまして、ふん便の潜血反応検査というのを一応考えたわけでございす。これは結局、消化器内の出血を調べるために便に血液があるかないかということ調べて、潜血反応でございす。それを一般検査に入れば、それより予算要求をしたわけでございす。これについては専門家の御意見をいろいろ伺つたのでございす。実際に便の潜血反応をやるためには、持つてきていただく便というのは、その前一日間、肉とか葉っぱとか、そういう鉄分の含まれたものを食べないで来ないと、肉を食べると、その中に血が入っておりますので検査がいまいちになってしまふ。そういうことが一体、一

政当局の立場から、これは認めるわけにいかぬという話があるようでございますが、しかし、実態がますます老齡化していつて、そして相談業務が重要視されてくる時代なんだということを踏まえて、いろいろ御検討いただきたい。同じ後追いで申しまして、世上言われますところの、いわゆる、ばらまき福祉の後追いというものは、また性質が違ふものでございますから、その辺は厚生省もよく御検討いただいて、財政当局とも御相談

第二に問診票作成というところでございますが、現在これは東京大学の先生にお願いいたしましたして、現地の方々とも接触いたしまして問診票の様式を詰めている段階でございます。確かに先生のほうにおっしゃいますように問診票が存在することによつて、検査を受けられる方と検査を行う医師との間に非常にスムーズな話し合いの場ができ上がるということも、この問診票のもたらす大きな効果異なり

あと、これも老齢化とも関連すると思うのですが、被爆者のごめんどろを見ていくいろいろな制度とか施設でございます。こういったものを設置している主体とか、あるいは運営の仕方が、どうもばらばらであって有機的な連携が持たれていないという声がよくあるのでございます。

ですから、問診票の作成に当たりましては、これ
を上手に利用し受検者と検査をする医師の間に心
が通った会話が、それを通じて、さらにできてい
くようにということも配慮しながら作成し、また
利用していきたいというふうに考えております。
○池田(三行)委員　ぜひ、そういう方向でお願い
いたします。

施設一つ見てみましても、たとえば広島市の場合、医療に關する施設だけでも日赤広島原爆病院、これは設置主体は日本赤十字社、それから広島市立舟入病院、これは広島市が設置主体、それから原爆被爆者健康管理所、これは財団法人広島原爆障害対策協議会が設置主体、それから広島原爆養護ホーム、これは援護施設でございますけれども、運営主体は財団法人広島原爆被爆者援護事

それとも若干関連するのでございますが、そういった話し合いといましようか、本当に親身になって相談に乗っていくという体制の強化が、高齢化との関連で、ますます重要になってくると思うのでございます。この相談業務につきましては、こしは保健婦の経費を国費で負担されることになりました。また広島、長崎以外の地域について、いろいろ講習会も予定しておられるようにで

業団、そのほか保養施設、調査、研究機関、たくさんございますが、いずれも設置主体も違う、運営主体もばらばらだということで、どうも問題があるということでございます。この一元化という話もあるようでございますが、これはまあそれぞれの団体なり施設の性格あるいは沿革がいろいろとございますので、一元化というのはなかなかむずかしい点もあるかと思えますけれども、少な

ございますが、こういうことは本当に結構な話だ
と思います。今後こういつた分野はますます重要
性を帯びてくると思うのでございます。地元の県
なり市なりが、すでに、いろいろさういつた相談
員を置いているじゃないか。それを国費でやって
いくのは、いわゆる後追い補助になって、特に財

くとも有機的な連携というものを強化していただきたいと思うのですが、その点について厚生省として何か施策を考えておられるかどうか、局長からお答えをいただきたいと思います。

○松浦(十)政府委員　確かに先生のおっしゃいますとおり、いろいろな病院なり管理所なり、あ

るいはホームなりというものがございます。確かに、ばらばらという感じがないわけではございませんが、やはり、それぞれ歴史を持って現在まで運営されてきておりますので、一元化ということとは、とても現在の段階で行うことはできない状況にあるのは御指摘のとおりだと思います。ただ、現地に、たとえば広島原爆被爆者対策連絡協議会というような会合がございまして、これは県、市も入りまして、ただいま先生おっしゃられたようないろいろな設置主体が相互に話し合う場というのを持っておるといふふうに私も聞いておるわけでございます。こういう連絡協議会がスムーズに相互の連携をとりながら動けば、違う設置主体であっても十分な連携をとりながら仕事ができると思うわけでございますが、やはり先生おっしゃいましたような、いろいろな問題があるとしたしますれば、この連絡協議会がスムーズに話し合いが行われていないということでもあらうかとも思っていますので、私も県、市を通じまして、連絡協

議会を活用してスムーズな相互連関的な運営をするように、十分伝えたいと思います。

○池田(田中)委員　ぜひ、お願いしたいと思うのでございます。具体的には、たとえば原爆被害護ホームの現在の定員二百五十で、特養が百人、一般が百五十人というふうになっておるわけでございますけれども、現実には、一般の中に入っておられる方にも、本当に寝たきり同然という方も数

少なくありません。そういう点、要するに老齡者の方でも、在宅と一般養護施設と、それから特養と、さらには原爆病院といったもの、そういうったそれぞれの被爆者の方の具体的な状況に応じまして、最も適当な援護の手を差し伸べていくことが必要かと思いますので、いま申されました対策連絡協議会などを通して厚生省も御指導いただきまして、施設の運営の面だけではなくて、被

爆者の方々に對する措置というものが有機的な連携を保ち、本當に被爆者の方のニーズにこたえるような形にしていっていただきたいということを要望したいと思います。

次に、ちょっと原爆問題から離れるわけですが、実は、やはり広島県の大久野島というところに毒ガスの製造所がかつてございまして、そこで毒ガス製造に従事された方々に対する措置というものを、いま厚生省あるいは大蔵省の方の所管の共済の関係で見えおられると思うのでございしますが、この方も大体、年々改善措置が講ぜられております。ことに本年度は、大久野島自体ではなく、大久野島で製造されました毒ガスの管理とか保管、輸送の業務を行っておりましてところ、これは対岸の忠海というところに昔の広島陸軍兵器補給廠忠海分廠というのがございまして、その職員の方々百名余りでございしますが、この方々にも国として救助の手を伸べようということで、新規に対象に加えられるということになっております。たしか十月からというふうに了解しております。この点は高く評価されるわけでございますけれども、実は、なお残されている方々があるのでございます。

と申しますのは、この忠海分廠の方の職員とい
いましうか、そこに勤めておられた方々は今
回、共済の方で対象に加えられたわけですが、
ですが、この分廠に、いわゆる学徒動員で働いて
おられた方々がいます。これは忠海西国民学校
の高等科に在学された方々でありますけれども、
大体、私も聞いておりますところでは六十数名
の方が、いまおられるようでございます。この方

方につきましても、ぜひ対象に加えていただきたいという声があるのでございます。これは毒ガス、イペリットとかルイサイトとか、そういうものをつくっておったようでございますけれども、こういった毒ガスの輸送とか保管の業務に、どの程度、関与しておられたのかどうか、いろいろ事実関係について、まだ明らかにしなければいぬ点もあるかと思えます。また、そういうものに従事

したために、本当に現在、何らかの障害を持つておられるのか、影響が残っておられるのか、そういう点もあるかと思うのでございます。しかし、ともかくそういう点について事実関係の究明あるいはい

健康調査というものを、まずお進めいただきまして、もし影響がないなら不安を取り除いていただき、もし影響があるというのならば、取り残された方々につきましても将来、何らかの対象に加えていくとか、そういったことを考えていただけたらと思うのでございますが、その点について厚生省の見解をお伺いいたします。

○松浦(十)府政委員 ただいま先生御指摘の忠海分廠の方の挺身隊学徒の問題でございますが、昨年広島県におきまして、大体四十三名が調査対象者になったようでございますが、こういう方々に精密検査というのを行いまして、その結果を現在解析中でございます。そういうことでございまして、近く、この結果ができ上がってくると思っておりますので、私も、その結果を見て、いまま先生御指摘のような判断をいたしたいと考えております。

○池田(行)委員 その調査結果を見まして、適切な御措置をお願いしたいと思っております。時間も大分迫つてまいりましたので、このあたりで個別の質問は終わりにしたいと思います。いろいろこの問題を考へてまいりますと非常にむずかしい点がございます。国家補償的な配慮もあるとは申しまして、やはり現在の段階では、完全な国家補償の立場に立つて法体系をつくっていくというのは、なかなかむずかしい点もあると思うのでございます。そういう意味では、真に救済すべき方々、最も多く影響を受けられて、いまだに悩んでおられる方々を中心として、今後とも救済の措置を改善していただきたいと思います。こう思うのでございます。

しかし、一方におきまして原爆で犠牲になられた方、あるいはその遺族の方々は、国は何もしてくれないじゃないか、こういふことをおっしゃる。この気持ちもわからないではないのでございします。しかし、こういふ気持ちは、だからどうしても年金をよこせ、あるいは特別給付金を支給するようにしろ、そこまでいくかどうか。これはまた個々の方々によって違ふと思ひますけれども、私も、私も地元でいろいろお話をしております。そういふ現実の金とかいふものも、もちろんございしますけれども、それ以上に、いわゆるあるいは政府の誠意とかいふものを非常に求めておる。本心に申しわけなかった、国としても皆さん方に対しては、こういう気持ちを持つてゐるのだということを示していただきたい、こういう気持ちだろろうと思ひるのでございます。

そういふ意味におきましては、昨年、昭和五十二年はいわゆる仏教の方で申します三十三回忌に当たつたわけでございしますけれども、広島にも長崎にも総理はお見えにならなかつた。現地ではその点、非常にがっかりしたような、あるいは裏切られたとまで言ひますと言ひ過ぎかもしれませんが、けれども、そういう気持ちがあるのも事実でございます。もとより多忙な総理であるいは厚生大臣は申しませんが、何が何でも広島へ、長崎へという気持ちがあるのです。また、八月六日という日は、八月九日という日は、どういふことかということは、十分頭の中に入つてゐる原爆問題についていたしまして、今後いろいろ原爆問題について対処していただきたいと思ひるのでございます。それともう一つは、これは私の個人的な見解でございますけれども、最近、安全保障の問題あるいは国防の問題に関連いたしまして、核兵器の保有が可能かどうかというような問題について、もとより純粋な憲法解釈の問題としてはございしますが、いろいろ議論されておるようでございします。私も、もとより安全保障の問題、日本の現状がこれだと思ひておる一人ではございします。しかしながら、核兵器の問題に関する限りは余り軽々に論ぜられるのはいかかという、そういう気持ちを持つておるのでございます。

何といひましても、わが国は世界で唯一の原爆被爆国でございます。いまなお、あの日に、たまに広島あるいは長崎においでになつたために、健康上あるいは生活上の不安におびえておられる方が全国に、それこそ数十万においでになるわけでございます。そういう事実にも思いをいたしていただきたいと思います。また平和公園にございしますように「安らかに眠つて下さい。過ちは繰返しませぬから」こう誓つたのはだれであつたか。あの文章はいろいろな物議を醸したのでございしますけれども、私も日本国民全体が、そういう誓ひをしたのではないかと思ひるのでございます。

まあそういう意味におきまして、この問題についてやはり慎重な上にも慎重に扱ふべきではないか。もとより、これは所管違いでもございしますので、大臣の御見解を求めるとはなしてございしますけれども、こういふ、ただいま申しました二点につきましても、そういうものを踏まえて原爆被害者への救済措置、今後における強化、充実に關する大臣の御決意というものを、そういうものを伺ひたいと思ひます。質問を終わりたいと思ひます。

○小沢國務大臣 ただいま一時間にわたりまして、いろいろ御質問をいただき、また御意見をいただきました。従来とも、この原爆被害者の方々に對する医療と援護対策については努力をしてまいつたつもりでございますが、なお、いろいろ承りますと、きめ細かい対策について、しかも、その対策が先生が御指摘になりましたような原爆被害者に対する本當の思いやりの心というのか、あるいは、そういう事態に對する責任感というのか、そういう心なり責任感に裏づけられたものでなければいけないというところは本當にそのとおりだと思ひますので、私も十分心して今後とも対策の推進に当たつていきたいと思います。

最後の、原爆被害に對する憲法解釈等、予算委員会においてもいろいろ議論がございましたが、あくまでも、わが国は非核三原則に徹しまして今後とも政策は一貫していかなければいかぬと考へておりますので、この点も、私も御意見に同感しつゝ今後とも関係として努力をしていかなければならぬということだけはお答え申し上げます。

○池田(行)委員 ありがとうございます。終わります。(拍手)

○木野委員長 次に、中村重光君。

○中村(重)委員 前の通常国会で、原子爆弾被害者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案の審議、これが当委員会に對する採決に当たつて附帯決議がつけられたわけですが、その前文に「国家補償の精神に基づき被害者の援護対策に對してその制度の改善に對する要望は、ますます強いものである。よつて政府は、このやうな事情を配慮して、今後慎重に検討する」こうした決議が全会一致でなされてゐるわけですが、これに對して政府は、附帯決議の趣旨を体して十分被害者対策に對して努力をするという趣旨の発言がなされてゐるわけですが、大臣は、具体的に、この附帯決議をどう尊重し、施策を講じていくのかというところについて考え方を明らかにしたい。

なお、この附帯決議に基づいて五十三年度の予算が編成されなければならなかつたと思ひますが、五十三年度の予算の中に、あるいは原爆被害者対策の施策の中に、これがどう生かされたと思ひつゝいらつしやるのか、お聞かせをいただきたい。

○小沢國務大臣 当委員会における附帯決議の趣旨は私も十分尊重していかなければならぬことは當然でございします。したがひまして、この原爆二法につきましても、毎年いろいろ改善を圖つてきてゐるわけでございします。今年度の具体的な内容については後で局長から御説明を申し上げますけれども、私も今度の判決の趣旨を踏まえまして、今後ともひとつ従来の考え方を一歩進めるやうなつもりで対処していかなければいかぬのではないかと、いふふにも思ひます。しかし、原爆二法というものは少なくとも、その根底に国家補償の配慮があることだけは、これはもう最高裁でむしる公認をしていただいたやうなことでございします。なお内容の充実に對して一層努力をして

いかなければならぬというふうに考えるわけでございますので、いろいろ先生方の御意見等も踏まえまして、私どもの党にも原爆小委員会等もございますし、各党と十分御相談の上に一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

今年度の対策については、具体的な点がもし必要でございましたら局長から説明をいたします。

○松浦(十)政府委員 ただいま先生、どのような措置を講じたかということでございますが、簡単に申し上げると、附帯決議の第一は、各種の手当の額を引き上げる、それから所得制限撤廃、こういうような内容でございますが、これにつきましては、その手当の増額につきまして、ただいま法律で提案しているような内容で増額をいたしておりますし、さらに所得制限につきましても、先ほど申し上げましたように九三%から九五%というような改善をいたしておりますわけでございます。

それから原爆病院の整備改善、それから財政助成ということでございますが、これにつきましては、一つは本年になりまして診療報酬の引き上げということがございまして、病院の財政も相当よくなっているのではないかと、いうふうに予想されるわけでございますが、病院の整備費それから運営費という補助金を今年度予算に計上しておりますわけでございます。

それから三番、特別手当について生活保護の収入認定から外すということにつきましては、これは当面、現状のままということ御了解いただきたいと思っております。

それから原爆症の認定について実情に即するようにならなければならないというふうに、これは前々から申し上げておりますが、原爆医療審議会におきましては十分患者さんの実情を伺って、なるべく合格できる者は認定というようなことで、従来同様、実情に即した認定を行っておりますし、また今後も行っていく予定をいたしております。

それから家庭奉仕員制度の充実、相談業務の強化でございますが、これも家庭奉仕員派遣費につきまして補助金約二千三百万円でございますが、

これを行いますとともに、相談事業の運営費として、いわゆる保健婦を広島、長崎それぞれに設置する補助をすると同時に、そのほかの県につきまして講習会を開くという予算を計上しておりますわけでございます。

それから国民健康保険の特別調整交付金を十分配慮するというところでございますが、これについては保険局の方から十分な配慮をいたしておりますわけでございます。

○中村(重)委員 いいです。

大臣は、今度の最高裁の判決によって、国家補償に基づく被爆者対策が講じられていくというところを公認をしてもらったというふうなお答えなんです。私どもも、この被爆者対策が社会保障に属する、国家補償に属するものか、あるいは、その中間的なものであるかというところは、立法府としての私どもなりの考え方というものはあるわけですが、現在の被爆二法に基づくところの被爆者対策は国家補償ではない。きわめて不十分な施策なんだから、国家補償に基づくところの被爆者の援護対策を制度化して、制度的に改善をしていくようにしないか、こういう決議をやっていくわけなんです。

だから大臣としては、現行被爆二法で、どの点が国家補償であるとお考えになっていらっしゃるのか。それから、それは三権分立ということでは、最高裁の判決は判決として、あつたけれども、立法府であるところの国会において、現在の施策はだめなんだ。だから国家補償の精神に基づくとこの制度の改善をやらなさい、こういうことを全会一致をもって決議をした。それに対して、その趣旨を生かしてやっていきますというのを発言をしておられる。ならば、この立法機関の決議を尊重する、これが大前提であるし、優先されなければならぬ。最高裁がこういうことを言ったから、それで現在進めているところの施策というものは十分なんだ。国家補償によっているんだ。そういう考え方で施策を講ずるということになつて

まいりますと、国会の決議というものが生かされないということになると断定しても差し支えないと私は思う。その点はどうお考えになりますか。

○小沢国務大臣 私は、今度の最高裁の判決は原爆医療法についての判決でございますので、その医療法を、いろいろ最高裁の最高の法律的な判断をされた。その判決の中に、御承知のように国家補償的な配慮が制度の根底にあるんだ。その証拠に、医療について所得制限等もしていないじゃないか。こういうような御指摘をいただいているわけでございますが、主として社会保障的な配慮で、原爆被爆という特殊性にかんがみて特別な対策をとってきたんだ、こういったお答えをしておつたわけでございます。そのときにも、しかし現実の対策の内容を見ると、いま判決にありますような国家補償的な性格が根底にあるんだということ、いわば完全な意味での国家補償に基づく援護医療法でなくて、まあその中間ぐらいだろうというふうな説もあつたわけでございますけれども、こういうような判決を踏まえて見ますと、やはり私どもは、その根底に国家補償的な国の責任を表明する性格等も入っておりますので、問題は、その国家補償が、そうでないかという議論より、内容の充実を図っていく方がいいんじゃないか、こういうことで御答弁申し上げていくわけでございます。今後とも内容の充実には努力をいたします、こういうふうにお考えになっているわけでございます。

○中村(重)委員 大臣は先ほど、私どもが気がついていなかったことが今度の判決で指摘をされている。その中で具体的な例として所得制限をおおげになつた。なるほど厚生省は、もう恐らく三年も五年も前からだと思ふが、所得制限の撤廃というものを出すのです。ところが大蔵省に行つては、これは国家補償ではないのだからということ、所得制限の撤廃というものは、改善はされるけれども、撤廃まで大蔵省はなかなか踏み切らない。そういうことでパーセンテージは九三から九五まで上がった。しかし依然として所得制限がついて回つていくことだけは間違いない。ならば、大臣が気づいたということ、これは誤つてあなたは気づいたんだ。それは厚生省は所得制限撤廃として出した。それがあなたは頭にあって、所得制限が撤廃されたというふうなことをおっしゃつたのだと思ふけれども、私はそれは議論しようとは思わない。しかし、現実には所得制限がついて回つていくことは間違いない。あなたが気づいたことが、実際は国家補償ではなくて、やはり社会保障という精神によって進められていて、現在の施策が講ぜられていくというところは間違いないわけなんだから、それ以外に、どこが、何が、どの点が国家補償だということが言えますか。

○小沢国務大臣 私が申し上げましたのは、この最高裁の判決というのは原爆医療法のことを言っている。医療法の中には所得制限はないわけでございますから、それを引用されて判決がそうおっしゃつておられるわけですね。したがって、この最高裁の判決というのは援護法については何ら触れていない。医療法の適用について判決になっておられるわけですから、しかし当然、援護法もそれと同じような考え方でいかなければいかぬじゃないかと私も思います。

しかし、この判決でも完全に国家補償でやるべしという判決ではない。しかし、根底には国家補償の精神というものを否定できないのだからというところで結論を出しておられるわけでございます。で、いわば完全なる国家補償の精神に基づく立法ではないけれども、国家補償的な性格を根底に持っていることは否定できないわけでございます。それで、そういう意味で年々努力しまして、所得制限については、ほとんど一〇〇%に近いものになっているんじゃないかと思ふわけでございます。努力を、もちろんいたしますが、いま直ちに補償法でなければいかぬという議論じゃなくて、問題は被爆者のための援護なり医療の措置がきめ細かく今

後も配慮できるような内容の充実を図っていく方に重点を置いたらどうかのかな、こういうふうに申し上げているわけでございますので、逐年ひとつ努力をまいります。

○中村(重)委員 それは最高裁から、この医療法というのは国家補償の精神というものが根底にあるんだ。にもかかわらず政府が講じている施策というものは、その根底にある国家補償的なものも実際には生かしてないんだと、施策の不十分さを指摘されたのです。しかも、今回は最高裁のそうした指摘なんだけれども、もう原爆裁判と称するものは、昭和三十八年の東京地裁の判決もそうなんだ。それからまた、広島石田裁判もそうなんだ。今度の最高裁の判決と大體変わらないような形の指摘がなされている。国の財政事情、財政力からいって、余りにも被爆者対策が貧困であるというのを指摘されてきたんだ。にもかかわらず、原爆裁判のたびごとに、その不十分さというものを指摘されなければならないほど政府の被爆者対策というものは貧困であつたということ、これをまず反省しなければいけないということなんです。

だから、先ほど来いろいろ質問に対して答えておられたのだけれども、この所得制限の撤廃しかり、あるいはまた二世、三世の問題にしても、局長の答えを聞いてみると、二世、三世の血液検査等をやつて調査をしているけれども、統計学的には影響はあらわれない、そういうことで引き続いて検討いたしますと、歴代の局長が同じようなことを答弁しているのだよ。

〔委員長退席、住委員長代理着席〕
それでは具体的に伺ねするのだけれども、被爆二世と、そうでない二世、三世の白血病の疾病率というのはどうなっていますか。こんなに長い間かかって統計をとっておるんだつたら、はっきりしているでしょう。その点を明らかにしてみてください。

○松浦(十)政府委員 ちょっと、その具体的な数字は、いま覚えておらないのでございますが、先

ほど申しました一つは広島市内、長崎市内で白血病になられた二世の方を、両親の被爆の距離別に表をつくらせたのがあつたと思ひます。それは残念ながら分母がないわけでございますので、どっちから、どれだけ出たという疾病率が出ていない。ただし、両親が被爆した方々から生まれた方の数は、ほかの数に比べて非常に少なかったというように記憶しております。

それから第二は、死亡標本から取りました数字でございます。これにつきまして、いわゆるパーソン・イヤールという計算をいたしましたものでございます。これは結局一人一年という考え方で、ある人が十年生きていれば十という数になるわけでございます。それを両親の被爆距離別に白血病の方の率をパーソン・イヤールで出したものでございます。が、ちょっと数字を覚えておりませんが、二キロ以内、広島市内、それから全く広島市内にいなかった、この三つに分けて、その間でほとんど数字がかわらず、しかも、それが全国の数字とほぼ一致しているというので、差がないという結果がABCの結論として出ておつたのを見たわけでございます。

○中村(重)委員 当委員会では、この医療法であるとか特別措置法の改正案を審議して附帯決議をつけている。二世、三世対策というのは毎国会の附帯決議になつてゐるのだ。さらにまた、私どもは具体的な事実を挙げて、いわゆる死亡率であるとかいふものを挙げて二世、三世対策を講じなさいと言つてゐるのだ。あなたが先ほどのような答弁で、統計学的に影響があらわれないというならば、少なくとも、きょうのような改正法案の審議に当たつて質問が出るのはあたりまえなんだから、はっきりしたデータを挙げて、こういうことだからだめなんだというような答弁をしなければ、何か思い出し思い出したいなことで、そういう苦しい答弁をしたからって、あなた自身が確信を持てないわけなんだ。そういうことでは少なくとも院の軽視という形になつてくると私は思う。そんなことでは説得力がない。しかも

私も、あなたがつけ加えたように、いわゆる社会的な影響が出てくる、就職であるとか結婚であるとか、確かにそういうことはあるのですよ。あるから二世、三世全部そうしなさいとまで言つていない。希望があれば、その希望に沿つて精密検査もし、手帳も交付するという措置を講じなさい、こう言つてゐるのだ。なかなか厚生省が踏み切らぬものだから、原爆病院等では、それに近いようなことをやつてゐるのではないかと私は思う。それが生きた政治というのではないのですか。そういうことでは不見識だと私は申し上げざるを得ない。この次も同じような答弁が返ってくるのだつたら私も納得できない。今後どうしますか。

さらにまた、大蔵省にも、おいでだと思つてお尋ねをするのだけれども、先ほどの所得制限の撤廃の問題に対しては、厚生省から毎予算編成の際に撤廃という形で要求しているのだけれども、大蔵省がなかなかこれを認めない。社会保障というところからだとするのだけれども、そういう答弁がやはり委員会の質問によつて行われたこともあれば、社会保障という点からいつたらならば、それなりに私は根拠があると思う。厚生省が、社会保障である、あるいは、その中間的であるというところで所得制限の撤廃ということを言つてゐるのか、あるいは今回の最高裁の判決によつて、国家補償的なものが根底にあるのだから、こう言つて、そういう確信の上に立つて所得制限の撤廃を要求しているのか、どちらが正しいのかははっきりしない。少なくとも、そういうことは政府として、はっきりした統一見解を持つて対処していかうというのではないと、それは被爆者も納得しないと思う。だから、あなたから二世、三世の問題について今後どうするのか。それから大蔵省からは、所得制限の撤廃という厚生省の要求を認めない根拠は何なのかということに答えてほしい。

○小沢(国)務大臣 詳しい事務当局の説明の前に私、ちょっと申し上げますが、社会的な影響等を

考えますと、そのおそれありということから、そう軽々に二世、三世の方の調査をするなり健康診断の対象にするなりということについては、そういう点も十分配慮しながらやらなければいかぬというところは、私は、これは先生も御理解いただけていると思うのです。しかし、それにもかかわらず希望があればとおっしゃいましたが、希望があつて健康診断をやることは、素直にそのままであれば、それは結構だと思ひますけれども、そうすると、その次に、それでは手帳を渡せ、健康管理を全部というふうなことになる、これはもう少し研究をさせていただきますと、そうそこまですんだことを、私も、いまから申し上げるわけに、なかなかいかないわけですが、それは御理解いただけたらどう思うのです。

それから所得制限は、国家補償の観点から、もうなくなるべきだ。社会保障の観点からやつてゐるから、所得制限をやるのじゃないかとおっしゃいますが、国家補償の観点から非常に強い恩給にいつても御承知のように所得制限があるわけでございますから、そういう面を見ますと、必ずしも、こうした手当てについて所得制限があることが国家補償の配慮がないのだと一概に言うわけにはなかなかいかぬのではないかと思ひます。しかし私どもは、被爆者の実態等から見て、なるべく、そういうものはないようにしていきたいというので、逐年それは解消を図つてあつて、今年度も御承知のとおり、その率の引き上げを図つてゐるわけでございますから、この私どもの努力の気持ちだけは、よく理解していただかなければいかぬだろうと思ふのです。

○窪田(田)説明員 所得制限の問題については先生の御指摘のとおりでございますが、先般の戦争の被害者というものは非常にたくさんおられるわけでございますが、私ごとを申し上げますと、私共は失礼でございますが、私も家を焼かれ肉親を失つてゐるわけでございます。しかし、そういう被害者の中でも原爆の被害者というものは、人類が初めて受けた悲惨な被害である、特別なものであるということ

で、この二法をつくって、できるだけの配慮をさせていたに過ぎないわけではあります。事、医療については所得制限ということは問題にしておりませんけれども、他の特別措置については、やはり限られた財政需要の範囲内でございまして、できるだけ財政資金を重点的に振り向けていきたいという観点で設けさせていただいていくわけですが、ただいま大臣からもお話がございましたように、逐次これは改善をいたしているところでございます。

○中村(重)委員 時間の関係があるから先に進めますが、原爆病院の問題です。

原爆病院の整備改善、それから原爆病院の運営費の補助、これが二千六百万、五十三年度も据え置きになっているわけですね。これを増額しなかつた理由。

それから、原爆病院の整備改善については原爆病院が手狭で、広島の方はよくわからないのだけれども、広島の方の運営は、長崎の原爆病院と比較すると、よほど原爆被爆者中心にやっているように私は思うのですが、長崎の場合は四割から五割近く一般の患者が入院しているんですよ。被爆者は入院できないんだ。それで病床のあくのを待って入院できないまま白血病で死んでいくという悲惨なことだっているんですよ。だから原爆病院の性格、名実ともに原爆病院でなければいけない。被爆者が最大に優先されなければならぬという考え方から、私どもは、この運営費の助成という点について賛成をしているのです。

だから、この助成がもっと増額され、名実ともに、先ほども申し上げたように原爆病院になることを期待しているんだ。ところが、少しも改善されないと。改善されないからというのであるかどうかかわらないけれども、運営費も二千六百万の据え置きということに五十三年度もなっている。この点をどうお考えになっているんだ。前佐分利局長も言っているのだ。現実には改善じゃなく、むしろ後退をしている。これをどう進めている

きますか。その据え置きした理由というのは何なのかという問題も含めて、ひとつお答えください。

○松浦(十)政府委員 確かに先生がおっしゃいますとおり、昭和五十二年の額と、五十三年度二千六百万で同じでございます。これにつきまして、なぜ同じかということでございますが、一つには、予算編成のときに、今年初頭におきまして診療報酬の改定があるということは予想されておったわけでございます。そういうことが、この病院の経営に十分反映されれば、病院の経営は非常によくなるであろうということが当然予想されたというところが大きな理由の一つでございます。

なお、それからさらに、両病院の実際の経営状態を見ますと、実際に帳簿上、確かに非常に赤字が出ておるわけでございますが、それもある意味では、いろいろな減価償却が、たとえば国の補助なり、あるいは団体の補助なりで入りました機械等につきましては、必ずしも減価償却の対象にならずに赤字があるわけでございますが、計算上は確かに赤字があるわけでございますが、そういうことを勘案いたしますと、それほど厳しい財政状態にないということ、先ほど申し上げました診療報酬が上がるということによって財政がよくなるという点を予定いたしましたして、二年間同じ金額ということになっておるわけでございます。

なお、先生御指摘のように、たしか長崎の病院では三百六十ほどベッドがありますが、そのうち百九十ほどが原爆の患者でございまして、それ以外のベッドは、いわゆる一般患者が入っている。この状態は、やはり先生おっしゃいますように、それほど改善いたしておりませんで、昨年一昨年も大体同じような率でございまして、そういう意味で、おっしゃるとおり原爆病院が本来の原爆病院の仕事をするためには、全く御指摘のとおりだと思っております。そういう意味で私ども、病院の方に対して、原爆の患者さんを優先的に入れるようにということを、これからも十分指

導してまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 これは、一昨年からだったかな、この助成というものは、そのときに大蔵省に予算要求をするときに、原爆被爆者が五割か六割ぐらいいしが入っていないということでは、助成をつけるということについては、これは適当ではないということで大蔵省に断られると困るということ、われわれも大蔵省に行つては、これは言わないうで、予算がついたということが現実なんではないです。しかし、そのときに改善をするということを言つたんだ。改善をするだろうと期待していただんだ。いま局長が答弁していることよりも、現実にはもっと被爆者に対しては冷たいんだ、本当に。これは原爆病院からの報告だから、まともな報告はしていないと私は思う。実際は被爆者にとつと優先的に使われているんだというふうな、実態とは違つて報告がなされていると思う、あなたの答弁でも、そういうことだから、これは本当に私は自分の地元のことだからよく知っている。原爆病院にしょっちゅう見舞いに行くが、被爆者よりも、ほかの人の見舞いの方が多いんだ。そのくらい被爆者というのは、原爆病院にかかわらず冷遇されている。

だから、原爆被爆者がもっと大きい病院をつくつてくれという血の叫びを上げるのは当然だと私は思う。いまの原爆病院にしても三百六十床。新しい計画というものはあるのです。ところが、いまの原爆病院の敷地で近代的な病院を建設をして、そして病床が幾らとれるかといえ、二百四十床とれるんですよ。だから、いまの敷地で十分いけるんだ。だけれども、それは総合病院でないと困る。そうしないと原爆病院だけというところになってくると、看護婦さんであるとか、その他の職員の整理という形に発展するから、だから総合病院でないと困るんだということを医師会も言うし、住民の人たちも、それを強く望む。被爆者は、被爆者だけでやつてほしいと願っているの

だけれども、そういうところで適当な土地もないということ、恐らく、まだ予算要求もされていらないと思うのですけれども、本当に、いまのように一般の人の入院のために、被爆者が込みやられて入院もできないで生命を奪われてしまふ、こういう事実があるのだから、これは何とか改善しなければいけない。新しく病院もつくる、それから、こういう運営上の問題も改める、そういうことにはしなければならぬと考えるので、その点は大臣からもひとつ、そのお答えをいただかなければならぬ。

それから、もう一つお尋ねしておかなければならぬのだけれども、長崎にはフランシスコ病院というのがある。この病院には五〇%近い被爆者が入院しているんですよ。ところが、原爆病院には助成金が出ているけれども、同じような比率でもって被爆者を大切にしていなくて、優先的にやっているのだから。被爆者という単位でいくならば、私は、原爆病院であらうとも、いまのフランシスコ病院であらうとも助成がなされなければならぬ。そうではなくて病院単位であるというならば、原爆病院のいまの運営のあり方は抜本的に改善されなければならぬ、こう思う。だから、そこらでどうするかという問題を含めて、お答えをいただきたい。

○小沢国務大臣 原爆被爆者の方々のためにつくられた病院が原爆被爆者のためになつていないという点では、これははなはだ申しわけないと思つております。そういう意味で、いま御指摘がございましたので、私もひとつ嚴重に調査をいたしまして、どうしたら、そういう不満がなくなるような仕組みができるのか。なぜ病院はそれができないのか。そういう点を徹底的に調査をいたしまして、十分この設置の趣旨に合うような運営の方法をひとつ私として検討をさせていただきます。その点について結果が出ましたら、また御相談いたします。

○中村(重)委員 それから各種手当の問題ですけ

れども、これも先ほど質問があつて、物価上昇の程度以上に伸びているのだということを言つておつただけけれども、この点は社会保障関係の諸手当と並べて、原爆被爆者に対する諸手当も決められたと私は思うのです。これは先ほど来、今回の最高裁の判決の問題等も含めて、特殊の戦争犠牲者について、戦争遂行の主体であつた国が、みずからの責任において、その救済を図る必要があるという、この趣旨から医療法の制定となり、特別措置法の制定となつてきた。そして施策が講じられていくというならば、私は物価上昇の範囲であるとか、あるいは、その他の社会保障と大体同率でもつて引き上げていくということについては、これは強い抵抗を感じる。そういうことであつてはならぬと私は思う。少なくとも厚生省は今度五万円ぐらい特別手当も要求されたと思う。それを三万三千円という形になつたわけですね。こういうことであつてはいけないのじゃないだろうか。

それから先ほどの国家補償であるとか、社会保障であるとか、あるいはその中間的であるとかいう問題について、これは医療法を中心としての議論ではあつただけけれども、特別措置法という点からいくならば、これが扱いは私は社会保障にも満たないのだ、こう申し上げたい。なぜか。厚生大臣の指定する十の病氣にかかつていなければ、この手当というものは、生活が困つておつたにしても健康管理手当も支給されないのだ。だから余り胸を張れないのだよ、実際の扱いは。こういうことであつてはならぬと考える。今度の最高裁の判決の論旨というものを大臣が引用されて胸を張られるならば、これは内容の点についても今後、積極的に充実をしていかなければならぬということをおっしゃつただけけれども、具体的に、こういうことで申し上げるのだが、今後どうしますか。少なくとも、それは物価がどうだ、社会保障がこうなつてゐる、それに準じていると思う。それではだめなんだ。だから私どもは援護法の制定なくしては、被爆者の援護対策というものは講じ

られないと言ひのです。

この最高裁の判決からいたしまして、現在の医療法は国家補償的性格というものが根底にあるのだということを指摘をして、これ以上のことは最高裁、言えないのです。現在行われているところの施策が何によつて準備しているかという、現行の法律によつてやつてゐるのだ。それが満たされていないのだという指摘以上はできない。国家補償で、こうしなさいというふうな政策的な指示なんというものはできようはずはないのです。しかし、この精神というものは、やはり先ほども申し上げたように、何回も行われた原爆裁判で被爆者対策というものは非常に貧困であるというところを指摘された。これはやはり被爆者対策というものが、一般戦災者というものと区別して施策は講じられなければならないという考え方の上に立つてゐるのだから、ならば政府は、私どもが提案し続けている援護法の制定ということに同調する、そういう態度が当然考えられなければならないし、また、そこまで政府として踏み切るべきでないというならば、それに近いような施策が当然講じられなければならないと私は思う。この点はどうかなんです。

○小沢国務大臣 手当が低いじゃないか。それから他の社会保障と同じように物価上昇程度のもの引き上げをやっては、これはもう原爆の国家補償の配慮が制度の根底にあるという見解とほど遠いじゃないかというお説でございますが、被爆者の実態等からかんがみまして、これは普通の他のそういう関係との比較から見ますと、健康管理手当なり、特別手当なり、私は相当手厚い援護対策が進められてゐると思ふのです。ただ、今度決めた管理手当なりあるいは特別手当なりというものを毎年引き上げるペースを何によつて考えるかというところは、これはやはり他のものと同じように考へていかなければいかぬということを申し上げてゐるわけでございます。被爆者の援護措置が他の社会保障的な制度のものと同じく同等で考へてゐるということではない。これはもう先生も専門

家でいらつしやいますから、よく御承知だと思ふのでございます。

そういう意味で、手当の増額については毎年やつてゐることもございまして、この辺のところは、また御意見等も十分踏まえまして、今後努力をしてまいりますから、一概に、もう被爆者の援護対策が他の社会保障と全く同列であつて同じようにやつてゐるんだ。それだからけしからぬ、こう言われますと、そうじゃない。やはりこれは特別な援護措置をやつてゐることは事実なんでございますから、その点、手当等の増額の措置を毎年ごらんになつて、不満かとは思いますが、とにかく三七〇も借金をしながら国の財政をいまやらざるを得ない今日の現状でございますので、今年度はひとつ、お許しをいただきたいと思ひわけでございます。

○中村重委員 借金をしながら施策を講じているのだから、できるだけ、やつてゐるつもりだから我慢をしる。借金、そこまで入つてくると、これは時間の範囲内でやれないのだけれども、社会保障というものは二の次に考へてはいけないのです。社会保障というものは、やはり最優先されるというぐらゐの考へ方で、そのことが借金をすることの意義があるんだ。そこで、あなたは胸を張れると私は思う。借金をして道路をつくつたり、港湾の整備をやつたり、いろいろやつてゐるんだ。これが第一義だ、そういうことで借金ができてゐるんだ。だから社会保障は、そういう中で、できるだけのことをやつてゐるのだからということでは、私どもはやはり納得できない。ましてや被爆者対策という点からいって、ということをお申し上げたいわけですね。しかし、それは他の同僚諸氏からも質疑がございまして、この程度にとどめます。

それで局長、孫振斗さんの問題ですね。これは先ほど質疑が行われて、外国にゐる人は、これは外交ルートを通じてやらなければいけない、こういうことです。今度の不法入国というふうなことの孫さん、これが国内居住者扱いというのは実

際はどういう形でやつたのだろうか。いまの、外交ルートによつて外国にゐる人はやらなければならぬというふうなこと等から考へてみて、何かはつきりしないのだけれども、しかし、これは最高裁の判決も当然のことであるし、また、これに手帳を交付するというのは、これはやらなければならぬ。この点は異論はない。だから、これにとどめないで、できるだけ縮めて、そして、できるだけむずかしくして出さないようにしようなんという考へ方を持つてはいけないと思ふ。少なくとも、あなたの答弁からは、そういう感じがしてならないのです。本当に韓国の、朝鮮の人たちも強制連行され、そして大きな犠牲を強要されたわけなんだ。だから余りむずかしいことを考へないで、日本が、国が起した戦争によつて犠牲を受けた人に対しては少なくとも国家賠償というぐらゐの精神を持つて対処していくという考へ方ではないといけないと思ふ。

具体的に、国内の被爆者に対しては、これは被爆者であるという証明が要るわけだけれども、孫さんの場合は、孫さんだけではなくて外国人に対して手帳を交付する場合の扱いというのは、どうなるのですか。

○松浦(十)政府委員 まず第一点でございますが、先ほど外交ルート云々と申し上げましたのは、現在、韓国なら韓国という外国におられる方の問題であれば、これは外交ルートの話である、こう申し上げたわけでございます。

それから国内に、もうすでに来ておられる方につきましては、これは今回の孫振斗さんと同じように、あの判決にもございまして「日本に現在在する者である限り」こういうふうになつておりますし、それから人道上の問題として、これを考へる場合は入管問題とは別問題として考へる、こういうことでございまして、先ほど、ちよつと私、申し上げましたのは、あくまでも外国に現在おられる方の話で申し上げたわけでございます。それから第二に、こういう外国人の方は、どうやって認定するのかということでございますが、

これはわが国におられる方と同じような手続で認定をいたしております。

○中村(重)委員　わが国におけるような扱いでやるんだということですね。ということは、原爆被爆者として認定する制度というものが五つありますね。ところが、ほとんど、やっていることとは保証人ですね。そういうことであるということです。

○松浦(十)政府委員　そのとおりでございます。

も、被爆者である二名の保証人、しかもそれは三親等であつてはいけない、こうなっている。私は三親等であつてその非現実性を指摘をした。あなた方は広島、六日、長崎の九日に現地にいらつしやらないんだからわからない。もう当時のことは三親等じゃないとわからないというぐらゐの事情だつたんです。他人のことなんて構つていられない。だから三親等はだめなんだというやうな、そういう特殊なものに対しては三親等であつてよろしいといふ扱いにすべきであるということに対しては、そのとおりいたします、通達を出します、こう言つ

たんだ。依然として改められていない。しかも保証人の制度だけではなくて、ほかの四つの制度がある。それはほとんど生かされない。なぜにやらぬのか。調査をしなければなりません。調査をするのには経費が要る、費用がかかる、だからやらない、やれない。国がつくついているところの制度、それをただ一つだけ安易に、保証人を持って

こいというのが一番いい。それでちゃんと記録があるからね、前にもいろんな人に保証している。今度保証をした人がどこにいたのか、前はどうか、うことであったか。前のと食い違っている。これはだめだと却下する。どっちが正しいのかわからないう。却下したことが正しいのか、前に保証して、その保証人の当時の場所であるとか、かなんとか、どちらが正しいのかわからないんだけれども、前の方のを認めているから今度出したのは違う、こういうことで却下する。だから、な

かなが被爆者でありながら手帳交付を受けられな
いで困っている人たちがいるわけだ。だから、ほ
かの四つの制度があるんだから、それを十分生か
して、当然持つ権利というものは尊重されていか
なければならぬ、生かされていかなければならぬ
ね、こう思う。なぜにもつと弾力的な、先ほどの
三親等の問題を含めて弾力的な扱いをされないの
か、その点をひとつお答えください。

○松浦正二 政府委員 現在、実際の運営といたしまして、たとえば極端な場合を申し上げますと、確かに先生がおっしゃるのように周りの方が全部亡くなられて、どうにもならぬ。こういう場合には、その本人が申し立てた場合に、それを採用しているということも実際にやれるようにいたしておきます。ただし、周りに証明することができるときに人があるにもかかわらず本人だけ、こういうようなことになりますと、それは問題でございますけれども、全く周りにいないという場合には、そういう場合でも承認する、こういうふうな実際の運営をいたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 周りにいないというのは、どういう意味ですか。

○松浦(十)政府委員 先ほど先生おつしやいましたように、たとえば三人なら三人、二人なら二人、だれか探しても、その人が、そこにおられたということを証明することができない人がいない場合には御本人の申し立てだけでもよろしい。ただし証明できる人がいるのなら、それは要ります。こういうことでございます。

○中村(重)委員　証明する人がいれば何も問題ないわね。三十三年たつんだ、なかなかいないんだよ。その当時はいたんだけど、いまはいないらしい。それで被爆者でありながら手帳を交付して貰えない。だからして、そのいけないということをや、いないかどうかわからないと言っても、それはわからないじゃないか、何とか探してい、こういうことだ。まことに冷淡、もう言葉にも出ないぐらいに冷たい扱い、形式的だ。だからして、やはり地方自治体に対して、そうした事務費を

交付していくというやうなことをやるならば、これは本人が誓約書を出して、それに基づいて地方自治体で調査をするということだつて、できるだろふと思うんだけれどもね。それをやらない。やらないのか、費用をつけないから、やれないのか。わからないんだけれども、ともかく周りにいなければというのを弾力的に考へて扱つていくということにしてほしい。

それから、三親等はいいですか。

つは複製証明書の他の公の機関が発行した証明書、それが不在の場合は当時の書簡、写真等の記録書類、それが不在場合には市町村長等の証明、それがない場合には第三者、三親等以内を除く二人以上での証明書、こうなっております。最後に、前各

号のいずれもない場合には本人以外の者の証明書または本人において当時の状況を記載した陳述書及び誓約書、こうなっておりますので、この最後の条項で、何もないときは本人でもよろしい、こうなっております。ですから、その点で、この運用についていろいろ問題があるとすれば、運用の問題でございますので、私ども、そういった本当

に困っておられる方で、どうしても証明がない方が、本人が……

○中村(重)委員　三親等をどうするかということ
です。

○松浦(十)政府委員　それもない場合にとにかくとでございます。

○中村(重)委員　三親等もない場合。

○松浦(十)政府委員 はい。

○中村(重)委員　じゃ三親等でいいんだな。

○松浦(十)政府委員　それは四号でございませう。

で、第三者二人以上の説明書といふのが、ある一
つの条項でございませうが、それらできないといふ

場合には、最終的には本人だけでもよろしいわけ

とゞやけんます。

○中村(重)委員 三親等を除くと書いてあるか

ら、三親等によろしいということにしないと現実

的でないと私は言っているんだ。だから前もそれ

は言ってきた。確かに、そのときの実情ということ
のは大変だったんだから、もう本当に他人のこと
なんて構っていられたかったのですよ。被爆した
かどうかということを知る者は三親等じゃないと
わからないということだ。だから、こういう場合
は特殊なケースとして三親等でもよろしい、こう
されないといけませんよということに対して、そ
うします、通達を出します、こうなっている。議

の公報(十)收府委員。これは条頁を分けて書いて

（杉浦）「政府職員」とは、多岐を分けて書いて「書記官」がよい。ごさいまして、基準の一つは、三親等もない場合にごさい。本人以外の者の証明書または本人の証明書でございまして、この本人以外の者の証明書の中には三親等以内の者でもよろしいということに当然なるわけでございまして。

○中村委員 では、わかりました。その証人は三親等でもよろしいことを確認された。今度はそれを通達を出してください、はつきりしないでおるから。

次に、残留放射能の調査の問題についてお尋ねをするのですが、二千八百万円のお金をかけて二キロ置きに土壌調査をおやりになった。ところ

が、もう一年以上たつただけでも、その結果の報告を発表されない。なぜに発表しないのですか。

○松浦(十)政府委員 この調査につきましての發表はしてございませんが、もう先生もある程度、内容をよく御存じであろうと思いますが、一部の特定の地域が高いという地域が出たわけでござ

いまして、何で、そういう地域が高いんだろうか

ということを、もう一度、確認した上で全部ワンの

セットの調査にしないと、それだけでは不備な調

から、きつて、尾のしつかかりした裏づけをした

上での発表ということにしたい、こう考えて

おるわけでございます。

○中村(重)委員　だから、線量の数値が高く出る。

ところがあるんだね。西山もそうだ、長崎の場合

は。それから十二キロということで長崎は地域さ

是正しろと言っているんだけど、十五キロも十七キロも出てきている。そこを調査しようというんじゃないですか。また一度やったところを再調査するのですか。

○松浦(十)政府委員 現在まだ新しい調査をどういう形でやるかということ、これから専門の学者の方にお集まりいただきまして、どういふことをやったらいいかということをお検討いただいてから実際の調査を始める段階でございまして、まだ私も具体的に、こうやるということとは持っておらないわけですが、いま申し上げました特定の地域に高いところがある。それはどういふことだろうかということも含めて、そこだけというのではなくて、それも含めた調査というようにすることになるのではないかと、いふふうに考えております。

○中村(重)委員 地域を是正するための調査ではないでしよう。少なくとも不合理な点を是正していくということが基本であるんでしうね、どうですか。

○松浦(十)政府委員 これはそもそも、この調査自体が、一体、当時原爆が爆発して、そして、そのときの放射能がどういふふうに残留しているかというのを逆算しながら、それぞれはかつていふという調査でございまして、本来その影響がどう出ているかということを行政に移すための調査でございまして、何も初めから予断を持って、だめにするというふうな、そういう考え方でやっているのではありません。

○中村(重)委員 少なくとも厚生省が、広島も長崎も同じなんだけれども、行政区域でもって地域を指定したのです。それが不合理になっている。これはもう何回も言っているんだからわかるでしよう。だから不合理は正さなければいけない。それを土壌調査をやることは、私はやるなどとは言わないのです。その調査が、是正をすることを歯どめをするような形で扱おうとしているから、だめなんだと言っているんだ。しかも、その中で西山地区というのは、もう前から風向きとの関係もあ

って放射線量は高いと言われている。今回の調査でも非常に高く出ている。これを発表しない。これは大変なんですよ。セシウムとかプルトニウムとかストロンチウムとか、こういうものが高く出ているんだ。これは井戸水の中に。しかも農作物の中に蓄積されている。それを長期間にわたって食べる。どういふ結果を人体に及ぼすことになりまうか。これは大変な事態ですよ。都合の悪いことはちっとも発表しないで、今度はまた再調査をやるんだ、そういう考え方は正しくない。しかも、こんなに西山地区のように何回やってみても放射線量が高いところがある。長崎に落とされた原子爆弾は御承知のとおりプルトニウムであることは、これはもう明らかであるわけですよ。しかも、このプルトニウムというのが半減期は二万四千年と言われるのです。これはお米をつくって

も、それは稲の中に必ず影響が出てくるはずですよ。井戸水の調査もやってないのじゃないですか。農作物の調査はやったのですか、こんなに線量の高いところ。やらないで、ほっておくということになれば大変な問題ですよ。こういうことも明らかにしないよ。そして、健康を守らせなければ、施策を講じなければいけないのに、三十三年たつて、こんなにでたらめなことが放置されているということをお考えになりますか。

大臣から前向きに一生懸命やっているんだというお話、それは絶対的な数字は伸びてきている。これは相対的に見ると物価の上昇その他、貨幣価値が下がっているんだから伸びたことにはならないんだけれども、絶対的な数字は伸びているんだから、大臣の言ったことは私は否定しない。しな

いけれども、大変重要な問題が放置されてきている。地域の問題のように不合理なことがほつたらかされていく。そして政府も、何とかこれは正しなればならぬというふうに考えるのだけれども、広島と長崎が話つかないからというところで、五十三年度の予算の中においても、これは正しなされなかつたではありませんか。もっと毅然とした態度をもって、こうしなければならぬと考

えたならば、これを政府としての責任を持ってやる。その態度が被爆者に対してこたえる道であるし、特殊な原子爆弾の被害によって大きな影響を受けた犠牲者に報いる道である、私はこのように考えるのですが、大臣、いかがですか。

○松浦(十)政府委員 調査のことで申し上げますが、確かに高いということは、ある地点が高い、たとえば西山地区が高いということでございますが、それはその平均に比べて高いということでございます。現在そこにあります、その放射線の強さというものは、これはもうミリキュリーの段階でございまして、非常に小さい線量でございします。そういう意味からいたしまして、これ自体が現在、非常に問題になるといふようなことではないということだけ私から申し上げておきます。

○小沢国務大臣 長崎の地域についての経過をずっと、私も就任しまして聞いてみますと、行政区画でやったものから、あれは南北になりますか、えらいこう長くて、東西の方がどうも不合理じゃないかという御議論は、私も何かそんな気がするわけですよ。爆心地から何キロ以内と考えた場合に、そんな気がするわけでございますが、やはり、これはとにかく十分科学的な調査をやつて、もし何らか、そこに対策をとらなければいかぬ、必要とするような調査の結果があらわれれば、私も、この範囲を広げることに、ちつともやささかではないのです。しかも、そういうような意味で何回か調査をやつたのだらうと思うのでございします。先ほど局長申し上げましたように、確かに他の周辺地域と比べて高いことはあつても、その高さが、原爆の被爆として人体に医療なり、あるいはその他の保護を必要とするようなものでなかつたということでございます。そこで、どうも地域拡大についての決断手にならぬということであつたわけでございます。

これはもう御承知のとおりでございますが、しかし何としても、その地域の住民の方から見ますと、南北に長くて、そういう点がどうも見ると不

合理だ。おれの方が近いじゃないか、こうおっしゃいますと、その住民感情もよく理解できますので、そこで今年度、予算を特に計上して、もう一回念を入れて、そういう不満の解消の意味で、どうしたらいいかということをお検討しようということから始めたいわけでございます。決して、これは制限しようということでは断るつもりで調査ではないので、やはり、そうした合理的な範囲が確定できるようなものがないかという意味における、いわば私どもの探求の心のあらわれであると御理解をいただきたいのでございします。しかし、その結果が出ないと、なかなか、いまだどうするか、それまではお許しをいただきます。

○中村(重)委員 答弁は要りませんから一言だけ意見を申し上げます。この前、予算委員会の分科会で、次の予算編成前に結論を出すとなつたと言われた。それから四十九年に北の方は広げた。南の方が行政区画でやつた。北を広げたのは四十九年です。そのときは地域を是正せよという運動がもう起こつておつた。何しろ頭上五百メートルのところでは炸裂したのだから影響は同じなんだ。しかも、影響ないんだとあなたはおっしゃつた。ところが、ほとんど二キロ以内、三キロ以内の症状と同じような症状が、やはり、いま指定されていない、みなし地域にもなつていないところに、同じように出てくる。厚生大臣が指定する十の病氣、今度十一になるんだけれども、そういう症状はもう変わらないように出てくるんだから、影響がないんだとあなたがおっしゃることは間違ひなんです。そのことをはつきり申し上げておきます。影響は同じに出てくるから、四十九年に、長崎で言えば長手、時津というところを広げた。そのときに、それなりの調査をしたんだから、同じような形の調査をおやりなさいよ。そうして是正をなささいよ。それがない限り納得はしない。しないのはあたりまえなんだ。それを申し上げておきます。予算委員会であつたが答えになつたように、今度は皆さん

が納得のいく結論を出されるであろうことを期待をして、私の質問を終わります。(拍手)

○住委員長代理 次、森井忠良君

○森井委員 大臣は、たしか三月の十七日に、広島や長崎の被爆者が東京に陳情に見えまして、厚生省の政府委員室でお会いになりました。森井市郎先生はか何人かの被爆者の皆さんとお会いになりました。その席に大原亨代議士、それから社会労働委員会の理事をしております私と村山富市代議士と、参議院の同じく社会党から出ております社労の理事の片山基市さんとがおりるところで、お会いになったわけでありましたが、大臣は非常に熱心に陳情をお聞き願いました。紹介をいたしました私どもも非常にうれしく思っておりますわけでありましたが、そのときに大臣は、被爆者援護法の制定について、かなり前向きな答えをなさいました。これは放送局に聞きますとテープレコーダーはないのでありますが、要約いたしますと、被爆者の皆さんの気持ちを聞いておりますと、もう心が動きます、とても断れる状態ではなくて心が動く。しかし、どうも体はまだ動きにくい、こういう趣旨の御発言をなさいました。そしてさらに、この問題については各党の皆さんとも話をしてみたい、こういうふうにもおっしゃいました。

実は、率直に申し上げますと、あなた以外、以前の厚生大臣は、そういう陳情に対しては、現行二法があるんだから、それを充実にいたしますというところで、どちらかというと紋切り型で答えてきておられました。しかし、いま申し上げましたように、あなたの被爆者に対しては、あの答えは、実は感銘を持って私も、そばで聞いておったわけでございます。この点については、いまでも、そのお気持ちに変わりはございませんか。

○小沢国務大臣 全く変わりはございません。

○森井委員 ありがとうございます。

そういたしますと、各党で話し合いもしなければなりませんし、大臣とも話し合いをしなければなりません、その日もう一つ、同じように内閣官房長官と被爆者の代表が会っているわけ

であります。ここでも、やはりじんとくる話だったと思ひますが、立ち会いましたのは、わが党の内閣部会長をしております参議院議員の野田哲さんであります。被爆者の皆さんや野田参議院議員からの報告を受けたわけでありましたが、安倍官房長官は、とにかく長年の懸案の問題であるから、政府としても、この国会中に何らかの対策を講じたいと、表現は、申し上げましたようにテープレコーダーがありまから明確には申し上げかねるのでありますけれども、大要その趣旨の発言をしていらつしやるわけでございます。

私、考えますのに、福田内閣の有力な閣僚が、お二人とも、ほぼ同じ趣旨の答えをなさった。これは想像でありまして、まことに、あなたには聞きにくいのであります。本来ならば官房長官に来ていただきたいところでありまして、この気持ちと、あなたの先ほどのお認めになりましたお気持ちとは相通するものがあるのでしょうか。

○小沢国務大臣 私は、そうだろうと思ひます。官房長官が、もしそういうふうにお答えになったとすれば、援護二法についての審議もあることでもあるから、とにかく被爆者の特殊性、実態等を考えれば、できるだけ皆さん方とお話し合いをして、そして、その心が通るようなものにしたという気持ちだろうと思ひます。

○森井委員 そこまでいいですよ。あと続きますと、またぐあいが悪いですから、非常にいい答弁をいただいたところで切つていただいた方がいいと思うのであります。

そこで先ほど来、同僚、先輩の皆さんから質問があったわけでありまして、昨年の本委員会の附帯決議、これは読み上げるまでもないわけでありまして、「国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策についてその制度の改善に対する要望は、ますます強いものである。」先ほどの質問もありましたけれども、これは五十二年五月十日衆議院の社会労働委員会。そして同じ趣旨は参議院の社会労働委員会でも、特別措置法の改正案の採決に当たつての附帯決議で、衆参両院とも明確に出ている

わけでありまして。これは満場一致でありますから自民党の皆さんも入つていらつしやる。もう一度申し上げますが「国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策についてその制度の改善に対する要望は、ますます強いものである。」これは、言うなれば、その当時の現状の認識だと思ひわけでございます。

先ほど大臣から御答弁をいただきました被爆者に対する陳情の回答、そしていま私がどういふようでありまして、読み上げました衆参両院の社会労働委員会における附帯決議、こういうことを考へてみますと、与党も含めて「国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策についてその制度の改善に対する要望は」非常に強いものがあるという点では、すでに一致をしておるわけでありまして。この点についてはもう与野党とも争いが無いという形で明確になっております。

そこで、先ほど答弁をお聞きをいたしますと、確かに附帯決議はそれとおりだ。そして、ことしになって、これこれの施策をしたというわけでありまして、実は私は、先ほどの中村重光議員の質問に対する答弁で納得できないわけでありまして。つまり、附帯決議がついた以降、この通常国会は初めての通常国会になるわけでありまして、けれども、一体、本当に厚生省が、この附帯決議を実行しようとする意思のあるあかしの明らかになる施策というのはいく何なのか。局長どうですか。

○松浦(十)政府委員 先ほど申し上げましたように「次の事項についてその実現に努めること」ということでございまして、先ほど幾つか申し上げましたが、各手当の引き上げ、それから病院の整備あるいは認定の問題、家庭奉仕員、相談員の問題、こういうことを申し上げまして、それがすべて条項にございましてそれぞれを反映し、改善ということをいたしましたわけでございます。

○森井委員 私は、今度の特別措置法の改正案も評価しないわけではないんです。これは大臣、ひとつ誤解のないようにしていただきたい。それはだんだんよくなつていっているんですから。たと

えば特別手当にいたしましたとしても、三万円のものから三万三千円になるのですから、三千円も引き上げていただくのですから、いまよりは多いんです。これは間違ひなく前に向いております。あるいは小頭症の問題につきましても、ようやく実質的に年金的に扱つていただけるようになった。そのほか幾つかありますけれども、評価はいたします。しかし局長、なめちやいけませんよ。いままで同じような附帯決議がついていましたけれども、わざわざ特に冒頭に国家補償という言葉が入つたのに、それは意図的にゆがめて、後の個条書きだけにアクセントをつける、これは私はけしからぬ態度だと思ひます。そうじゃなくて国家補償、少なくとも国家補償的なものが新たに出来る。こういうことがあつてしかるべきだと私は思ふ。個条書きのやつは国家補償ですか。それじゃ、それが国家補償ですか。結論から言ふと、私は附帯決議に基づく国家補償的な措置を厚生省が新たに

お出しになったものとしては認めたがたい。これはいかがですか。

○小沢国務大臣 森井先生おっしゃるとおりだと思ひます。私どもは実はまだ、この二法というものは、野党の皆さんが御提出になつておるような国家補償の考え方を基礎にして国家補償立法としての原爆援護法のところまでいっていないわけでございます。また、そういうことについては、いろいろ議論がございまして。そういうことで、この附帯決議の前文を、ますます強いものがある、したがって今後、具体的な各項目の改正に当たつては、さらに一層前進するようにやれという御意思を受けとめて、やつておるわけでございますので、また、その辺のところは、先生の御意見と私どもの意見がびつたり一致しないものから、御不満があるだろうということは十分理解できます。

○森井委員 大臣の御答弁であれば、局長の答弁を否定なさつた形になりましたから、私は明確にしておきたいと思ひます。要は局長の答弁は、昨年の附帯決議の中の一から十までの項

目について、しっかりやれという意味で国家補償という文字がついたのだ、こういう説明だから私は反発したわけでありまして、それは大臣が御確認になりましたから、あえて申し上げませんが、大臣、私は何人も人の痛みと心を、さらにけり上げるという気持ちで申し上げているのではなく、少なくとも附帯決議はそのとおりだ。しかし、ことし間に合わないから待たせてくれとか、あるいは大蔵省に削られたから、これは勘弁してくれと言われたのでしたら、私はわかるのです。先ほど例に挙げましたから、具体的に申し上げます。

特別手当、これは現行二法の中では一番金額の厚いとされている手当てだけれども一体、幾ら要求したのですか。局長は非常に熱心な方でありまして、その点では尊敬をしておりますし、広島に行かれましたも早速、被爆者の皆さんと会うなどして非常に姿勢のいいところを見せておられるわけでありまして、被爆者と会えば、その中で、やはりどうしたって陳情が出る。そうすれば、せめて特別手当等については思い切つてふやしたいということを本人は言っておられる。私も、そばにいましたから聞いています。結果として、特別手当の金額の高い方は三万円が三万三千元、わずかに福祉年金並みにしか上がらなかった。しかし、私どもが承知いたしておりましたのは、少なくとも福祉年金の三倍まで引き上げた、具体的には四万五千元以上にした、というのが厚生省の要求でございますか。所得制限についても、あと五%残る勘定になるわけですから、所得制限はきつと、せめて所得制限ぐらゐは撤廃をしたい。所得制限が撤廃できれば、その部分についてのみ申し上げますれば、より国家補償的になったと私申し上げていいと思うのでありますけれども、しかし社会保障にこだわるものだから五%も残す、こういう形になっておるものでしょう。やろうとしたがでなかつたというのでしたら、物によっては、厚生省と私ども一緒にいって、予算をつけるという要求をした方がいいわけ

です。そのところが一番大切だ。先ほど来、先輩、同僚の方が言っておられましたけれども、国会の意思というのは具体的にはいろいろありますけれども、附帯決議というのはその最たるものでしょう。そうしますと、私はもっと重みがあつていいし、もっと真剣に考えてもらつていい、こういうふうな思ふわけなんです。もう一遍、恐縮ですが、これは局長から答弁してください。――大臣ですか。

○小沢国務大臣 これは局長の責任でございます。私の責任で、大蔵省の責任でもない。厚生大臣が責任を持って予算を決めるわけでございますから、まことに努力が足りませんで恐縮でございます。今後いろいろ検討いたします。また、この種の点は御承知のように政党政治でございますから、やはり党の原爆小委員会等もございまして、各党それぞれ御相談をいただかなければいけません問題でございますので、なお御議論を、また今回いろいろ各先生方からいただくわけでございますから、それらの御議論を十分踏まえまして、私として、ひとつよく検討して、次回には何とかひとつ姿勢をはっきりしていきたいと思っております。

○森井委員 含蓄のある言葉でありまして、後また詰めさせていただきます。その次に、例の最高裁の三月三十日の判決であります。まことに盾突くようで恐縮ですが、これも先ほど来の答弁では私はもう絶対に納得ができません。いろいろな議論があつても政府は従う。広島島のいわゆる石田原爆訴訟、これは厚生省はついに控訴しませんが、そのまゝ確定をしたわけでありまして、五十二年七月二十七日の広島地裁判決、これは厚生省は控訴しないませんでした。したがつて確定判決になって、本来でしたら最高裁判決と同じ効力があるのでありますけれども、しかし、これは去年の本委員会におきます議論の中でも、率直に言いますと、かなりゆがめた、要するに石田さんの認定の問題にしばつた対策しか厚生省は考へ

て、後で申し上げますが、今度の場合は何といつたって最高裁の判決なんですよ、大臣。少なくとも福岡の地裁、高裁と上がつてきて、その都度、県を通じて国も争つていらつしやいました。とうとう最高裁までいったわけでしょう。その結果の判決であります。私は決して誇張して申し上げるのじやありませんが、私が覚えておりますさきやかな経験であります。厚生省に聞きますものでは、たとえば薬事法の改正の問題がございまして、これは最高裁の判決が出て、あれは議員立法だったかどうだか忘れちゃけれども、いずれにしても薬事法に関する最高裁の明確な判断が出て、とうとう法律を変えたじやないですか。私は最高裁の判決というのは、そこまで重みがあるものと理解をするわけなんです。

もう時間がたちますから、中身は御存じです。から重複は避けるわけですが、もういじまして、少なくとも、あの最高裁の判決をあらに返して、やはり厚生省が思ったとおり、現行の原爆医療法は、あのまゝでよかつたとお大臣はおっしゃつた。これは大先輩に対してまことに僭越なことを申し上げますけれども、私は詭弁だと思ひます。あれでいいとおっしゃるなら、つまり現行の医療法で、あの最高裁の判決の趣旨に沿つてい

るのだということなら、なぜ一体それじや一審、二審、三審と争つてまでこられたのですか、はつきりしてください。○小沢国務大臣 争ひましたのは、御承知と思いますが、この原告が不法入国者でございます。から、この点について、私どもは適用することについての疑義を持ちまして争つておるわけでございます。性格論で争つたわけではございません。これはもう御承知のとおりだろと思ひます。そこで、この判決に従ひまして、私どもは、この前の議員立法の薬事法と同じように何らかの措置をとらなければいかぬということですが、この判決の御趣旨は、内外人を区別すべきではない。その入国の法的な適法、違法を問うものではない。

い。日本に現在することによつて、それだけで、この適用をすべきである。しかも、その理由として考えます裁判所の判断は、根底には国家補償的な精神があることを否定できない。しかも、所得制限がないとか、あるいは他のいろいろな事例を引張りまして、よつて、現在する原告そのものには内外人を区別しないで適用すべきだ、こういうことでございまして、今後、そういう事例があれば全部適用してまいる、こういうことになるわけでございます。

国家補償の考え方について私が先ほど申し上げましたのは、私は、実は勉強するときに、いろいろいままでの答弁等を見まして、社会保障的な立法であるというこの考え方が一貫して厚生省にございまして、そして、そういうような立法なんだけれども、被爆者の特殊性というものを考えた、いわば社会保障的立法である、こういう見解で、ずっと来たものだから、この判決を見まして、それはそうであるけれども「戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかる」という一面をも有する」と見なければならぬという御判断、そして、その性格が根底にあるということとは否定できないという判断を示されたもので、私どもは、いまの医療法――医療法自体の判決でございますが、医療法というもののについて、なるほど明確な解釈をいただいたものだというふうな考へておるわけでございますから、この原爆医療法というものは医療法として、先生方がおっしゃるような面での内容の充実、いろいろな議論があろうと思ひますけれども、性格としては、これでいいのかな、こう思ったということを申し上げたわけでございます。

○森井委員 上告審まで争われたわけですから、ちよつと過酷な言い方ではありますが、これは厚生省、福岡県の敗訴ですよ。それはもう十分御認識をいただいていると思ひます。そこで、厚生省が従来とつておりました、要するに社会保障法、そういう観点から不法入国者まで医療法を適用するのはおかしいという議論で

第一類第七号 社会労働委員会議録第十三号 昭和五十三年四月十三日

あったと思うわけです。ところが、国家補償の側面がありますよ、したがって、不法入国者でも本法を適用しない、こうなっているわけですから、いままでの厚生省の考え方が音を立てて崩れるくらい基本的な立場が変わったと私は理解をするわけなんです。いかがでしょうか。

○小沢国務大臣 問題は、この最高裁の判決にあります。「戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有する」という点と、それから「その点では実質的に」実質的にですね。「実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができない」という、このニュアンスですね。このニュアンスは、先生の方でお考えになる、つまり国家補償としてやるという考え方は、やはり少し開きがあるんじゃないかと私は思うのです。もっとも、これは立法論として考えれば別ですよ。ザインの問題として、やはり判決というものは現行法の解釈上されたのであって、立法論を言っておられるわけじゃないですから、先生方の御意見を、立法論としてそうすべきであるということについては私は云々しているわけじゃありませんけれども、解釈としては、そういうことなのだから、したがって、その点は相当国家補償の観点から前面に出た法律だ。また、そうあるべきだという御主張ではない。そのニュアンスをよく考えていきまして、しかし、そういう御指摘を得た以上は、いままでも社会保障立法だから、したがって、社会福祉全体の中で外国人はだめなんだと考へておつた、この考え方は改めなければいかぬだろう。なお、内容についても、そういう国家補償的な配慮が十分根底にあるのだから、これを否定できないのだからという解釈をいただいた以上、今度は、今後の内容の改善に当たっては、その点、十分ニュアンスとして出ているこの最高裁の考え方は、できるだけ、われわれも反省をし、尊重していかなければいけぬ、こう申し上げているわけでございます。

○森井委員 広島地裁の判決のときの答弁より

は、かなり違ひの、大臣。その点は私は評価をいたしますが、どうも判決の文章を、大臣も都合のいいところをお読みになりますし、私も、これはこうあるべきだといふところを読んで、それから、これはそれだけ理由があるのですが、いままでもあなたが読みになったとちよつと前ですけれども、こういうくだりがあるのですよ。「被害者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が過れば戦争といふ国の行為によつてもたらされたものであり、これは国の行為によつてもたらされたものであるといふことを明確に位置づけられている。これは大臣、実は私も、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正案等、いわゆる国家補償の議論をするときに、しばしば出てくる言葉なんです。というのは、まず国家補償を求める戦争犠牲者の声を私どもが伝えますと、第一に、国家と身分関係がない、あるいは特別権力関係がないというのが厚生省のお断りになる最大の理由でした。その意味では、これはもう一つの解釈の仕方が国家補償にはあるのだといふことを明確に述べている。つまり、戦争といふ国の行為によつて被害を受けたものについては、やはり国家賠償の責任があるといふ前提に立っているのです。これは読んでみてください、そのとおりになっているのですから。

私も実は、この判決を見て驚いたのですけれども、従来の特別権力関係あるいは身分関係、それに加えて、国の行為によつてもたらされたものは、やはり国家補償として扱うのだということが明確に断定をされている以上は、いずれにいたしましても、やはりいままでも厚生省が主張してきた議論だけでは国家補償といふものは足りないんだ。これはごく普通のことですね。国の行為によつてもたらされたもの、たとえば薬害なんかもうでしよう。いまいろいろ出ております公害被害だつて、ある意味でそうですね。そのほか国が起す不法行為だつてたくさんあります。戦争といふのも、やはり国の行為なんだ。このことが判決で一番明確にうたわれていると私は理解をするわけです。この点はいかがでしょうか。

○小沢国務大臣 私、森井先生の言うこと、気持ちよく理解できるのですけれども、こういうふうに見えないでしょうか。私、この判決をこう考へておるわけですよ。「かかる障害が過れば戦争といふ国の行為によつてもたらされたものであり、その後で「不安定な状態に置かれていふという事実を見逃すことはできない。」「戦争遂行主体であつた国が自らの責任」と、ずっとありますが、結局これを今度私どもの行政当局として見ますと、そういうように、さかのぼつて戦争といふ国の行為によつてもたらされたものであるから、したがつて対策としては国家補償の制度が根底にあるといふことを踏まえた配慮をしないといふことだろうと思ふのです。そういうふうには、ちよつと、いかぬと思ふのです。その制度を行政上いろいろやる場合には、その配慮だけはやはりしないと、この判決の趣旨に沿わなくなるかと思ふのです。

しかし、やはり国家補償の観点で、これをすべて律するといふ考え方はない。配慮はしなければいかぬぞといふことを、私どもは今後この原爆二法の運用に当たっては、あるいは内容の改善に当たっては、この判決から当然考へていかなければならぬ点ではなからうかと私は思ふのです。そういうふうに見るべきであつて、ここで「過れば戦争」といふ国の行為によつてもたらされたものであり、「と事実関係を断定していることは事実そのとおりだと思ふのですが、対策としては逆に、そういう国家補償的な配慮をしない。やはり配慮であつて、つまり、そのものをやりなさいといふのは、ちよつと進んだ解釈になるんじゃないかなと思ひます。したがって私は、この中身については今後できるだけ、いろいろ御相談の上で、いままでも国が考へておつたよりも進めていかなければい

かぬ。少し進んだ解釈をしなければいかぬといふ反省はいたしておりますと先ほども申し上げたわけでございます。

○森井委員 とつびな質問で恐縮ですが、孫振斗さんにはいつ手帳を出したの。

○松浦(十)政府委員 四月三日でございます。

○森井委員 これは数年にわたつて争われてゐるわけですが、手帳の発行それから、いままでの医療費の支払い状況等については、どうなるのですか、発行以降ですか、前にさかのぼるのですか。

○松浦(十)政府委員 さかのぼります。

○森井委員 これは大事なんです。いいです。

○松浦(十)政府委員 正確に申し上げますが、申請した時点にさかのぼるわけでございます。

○森井委員 わかりました。

その意味では厚生大臣、明確に国家補償として扱われたわけですね。違ひがあるのです。ただ単に外国人を認めるか認めないかというよりも、社会保障でしたら判決が出た以降だつていいわけですが、いままでも何とか過ごしていれば、基本的に、いままでも皆さんが説明してきたのは、社会保障の場合は遡及をしない。国家補償の場合は遡及をする。違ひますか、見解が。

○小沢国務大臣 そこは私はちよつと違ひような気がしますね。やはり国が適用すべきものを適用しなかつたという誤りを正したわけですから、それは当然その誤つたときから、やらなければいかぬというだけのことであつて、国家補償だからさかのぼる、社会保障だからさかのぼらぬという意味で、今度の処理をするということではない。その点は御理解をいただきたい。

○森井委員 そうしますと変な話ですが、それでは国家補償と社会保障の違いというのは何でしやう。

○小沢国務大臣 これは概念のとり方、あるいは立法政策なり行政政策の問題で、戦後いろいろ対策をやっていると、たとえば手当の問題と

そうすると、外国人被爆者の問題についてはいいですよ。さっき莫な答弁がありましたけれども、それ以外に、それでは医療法を受けた特別措置法の問題については、どう理解をすればいいのです。さっき大臣でしたか答弁がありました、これはもう医療法に対する判決であつて特別措置法には関係がありませんという意味の答弁が、たしか、あつたと思うのですね。しかし、明確に医療法と特別措置法というのは続いている、理論的にも實際にも続いているという理解からすれば、後で出てまいります特別措置法は御承知のとおりです。

が、私の理解では、これはいろいろな定義の仕方

ら国家補償で何をするかということは、本来こゝ
いうことをやらなければならぬということではな

かれた地位というものを考えて、そして特に未
人としての、どこにもいかないで自分の英霊を

昭和五十三年四月十三日

守りしてきたという状態を考えながら、それです
から再婚した者はだめだとか、どうとかというこ
とが、あそこ条件として、いろいろ出てきてい
るわけでございますして、したがって、これは國家
補償の觀念とは、特別給付金あるいは老父母の今
度の援護法で協賛を得ましたような、ああいうも
のは私はちよつと性格が違うのじゃないかと思
うのでございます。したがって、社會保障だから、
さかのぼっちゃいかぬのだ。あるいは國家補償だ
から当然、全部さかのぼるんだという觀念じゃ
なくて、やはり個々の政策の決定にまつんじや
なかろうか、かように考えます。

○森井委員 大臣の答弁ですから、これは後で検討するとして、私自身は若干違うように考えていますが、まあ、いまの理論で国民が救える場合が非常に多いんじゃないかと思えますので、これでもめておきます。

そこで今回の場合、不法入国者であっても国家補償の立場から医療法の適用をしるということでありますが、具体的には外国人被爆者に対して、どういうふうに医療法の適用をされるのか。たとえば、いまだで日本へ適法に入国をしてきて、そして一カ月間以上滞在をする、これは形式要件でありますが、それ以外に実質的には恐らく身元引受人だとか、いろいろな要件をつくっておられましたが、つくっていいですか。いずれにいたしましても判決を受けて、具体的に外国人被爆者の扱いを、どのように改善をしていかれるのか、その点をお伺いしたいと思うのです。

○松浦(十)政府委員　確かに、おっしゃいますように適法に入国しているか、していないかということ、いままで問題にしておりました。さらにまた一カ月以上滞在すればというルールでやつておったわけでございます。ただいま先生おっしゃいました身元引受人云々というのは、これは私ども問題でございまして、入国管理関係の問題であろうかと思いますが、少なくとも厚生省の方の立場といたしましては、今後、この判決にもございしますように、いわゆる現在するという状態であ

るなら、私どもは、それを普通と全く同様に取
り扱うという方針でいきたいと思っております。

○森井委員　具体的に、朝鮮人被爆者の方が多
いんですね。これも念を押すわけでありますが、戦
傷病者戦没者遺族等援護法のときの援護局長の答
弁で、いままで明らかにしましたのは、これは
援護局長の答弁でありまして、たまたま大臣はい
らっしゃいませんでした。政務次官だったと思う
のですけれども、韓国については、いわゆる日韓

条約によって形式的には問題は解決をいたしておる、実質は別にいたしまして。ところが北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国については未解決でございますという答弁がございました。そのとおりですか。——ちよつとむずかしいな。

それはともかくといたしまして、まず確認をしておきたいわけですが、外国人被爆者というからには、いわゆる韓国人も、それから朝鮮民主主義人民共和国に国籍のある人も、これは一切の差別はない、このように理解してよろしゅうございませうね。

○松浦（補）政府委員 そのとおりでございます。

○森井委員 そうすると、いままでの滞在一カ月というような若干の要件については、これはもう取り払って判決のとおり、やっつけていかれるということで、私もそれで理解をいたします。

ただ問題は、韓国人あるいは朝鮮人被爆者の皆さんは当時日本人だったという問題があるわけですね。いま何となく割り切れないのは、日本へ治療に来られる方については、この法律を適用いたしましょう。しかし現在、韓国の国内あるいは朝鮮民主主義人民共和国の国内で呻吟していらっしゃる皆さんに対する対策というのは一体何があるのだろうか。一般的には、もちろん現行法制からしましても、外国におられる皆さんに医療法を適用するということは、これはできないことだと私も思います。

ただ、情において忍びないのは、いみじくも、この判決にも書いてありますし、先ほど申し上げました戦傷病者戦没者遺族等援護法の審議のとき

に私が申し上げたことと一致をするわけでありま
すけれども、とにかく被爆当時は日本人であつ
た。これは日本国籍があつたわけです。もとをた
どれば、これは日韓併合条約ですか、それに基づ
きまして、とにかくあの朝鮮半島は日本の国のも
のだということになって、それから途中で創氏改
名というんですか、名前まで変える。それから教
育であるとか日本語を使えとか、あるいは皇居遙
拝、神社参拝を強要と、いろいろなことを、当
時、日本の植民地主義を強行しておりましたころ
の被害の状況というのを、私どもも、まゆを曇ら
せながら聞いているわけですけれども、いずれに
しましても当時日本人であつたということが一
つ。これは先ほど申し上げました援護法の審議の
ときに確認をされました。それから二つ目は、本
人の意思に関係なく国籍が変わつたという点。こ
れも判決にも出ていますし、厚生省も戦傷病者戦
没者遺族等援護法の審議の中で、援護局長が全く
同感であるということを申しました。

そうなつてまいりますと、外国人被爆者といひましても、これは台灣の方も該当するかと思うのでありますけれども、今回の判決が出て以降も、まだ何となく割り切れないものがある。ほとんど来られる者を見ればいいんでしょうという形になれば、くどいようでありますけれども、私はやはり割り切れないものが出てくる。ですから、いま一般的には日本の法制で外国にいらっしゃる方までとはという理屈はあるんでありますけれども、それで割り切れない朝鮮人被爆者の皆さんに対する国民的な感情が私は残るような気がする。この点について、現行法制はわかるけれども、いま申し上げました判決の趣旨を踏まえて、何らかの形で朝鮮半島におられる被爆者の皆さんに方途を講ずることはできないものか。

○松浦一十政府委員　確かに気持ちの上で、日本におられない方もお気の毒だということとは感ずるわけでございますが、実際問題といたしまして、よその国、主権を持った国に、その方が現在住んでおられるわけでございまして、そういうよその

主権の中におられる方に、こちらから、どうこうということをお願いするということは、いろいろ外交上の問題もありまして私ども差し控えたいというふうに考えておるわけですが、しかし、そちらの国の方から、その中の被爆者の方が、こういうことを希望しているというようなお話が外交ルートを通じてございましたならば、私ども十分お話し合いをしたいというふうに考えております。

○森井委員　方法はいろいろあると思うのですね。外交ルートを通じるという方法が一番代表的でしょうね。それから日韓の定期協議というようなものもあります。問題は、朝鮮民主主義人民共和国におられる被爆者の皆さんです。これは、いまあなた方は、外交ルートがないから、どうしようもないという立場だろうと思うのです。しかし、これは外交ルートという形でなくて、事実上、常識的に考えられる、それぞれの団体等から申し出があれば、それも当然できるだけのことをされる必要がある。

御承知のとおり、これは原爆だけではないかも知れませんが、医療技術全般、そういう意味では僭越な言い方になりますけれども、やはり日本の方をはるかに進んでいると私は思います。薬品だって同じであります。もちろん韓国や朝鮮民主主義人民共和国には原爆病院はありません。臨床例だって、これは数が違います。というふうなことを考えますと、日本の原爆の放射能による被害の治療技術というものを、実質的に、やはりそういった被爆者の皆さん方に供与していく努力が必要である。この点については、いま具体的に予測はできませんけれども、気構えの上では、政府はどのような考え方に立っていらっしゃる、こういうふうに考えてよろしゅうございますか。

○松浦一政府委員 先ほども申し上げましたように、私ども、そういうお申し出があれば十分話し合いに応ずるという考え方を持っております。

○森井委員 私どもは被爆者援護法案を現在、提案をいたしておるわけでありまして、海の

向こうのアメリカでも、在米被爆者の援護法というものをつくろうという動きが出ております。内政干渉になりますから中身について申し上げるつもりはありませんが、このことについては御存じですね。

○松浦(十)政府委員 伺っております。

○森井委員 これは対象になっているのは事実上、日本人なんです、大部分の方は。事実上、日本人という言葉はちょっと適当でありませぬけれども、要するに元日本人であった方、あるいは、その二世の方々が大部分を占めておられて、ざっと千人近くいるやに聞いておるわけであります。厚生省といたしましても可能な範囲で、そういった被爆者の皆さん方の治療等に当たってこられました。

これは非常にいいことだと思っておりますが、問題は、この本家本元のわが国で、まだ被爆者援護法ができていない。アメリカの方では、すでにロサンゼルスで、連邦下院司法委員会行政小委員会、これはジョージ・ダニエルソン委員長さんだそうでありまして、公聴会を開いておられる。新聞の報ずるところであります、場合によつては、これが成立するんじゃないかというふうに言われております。日本よりも先を越されては困るという素朴な国民感情がある、私は思っております。被爆者の皆さんも、私が話をしてみますと、アメリカでできて、どうして日本できなないのですかという声が高くなつてまいります。一体、外国人被爆者ということになりますと、在米の被爆者も日本に見えれば同じだと思うわけでありまして、向こうでは医療費も非常に高いから、お困りになつておると思つて、あります。こういつた一連の動きについては、厚生省としては、どのようにお考えですか。

○松浦(十)政府委員 現在、先生おっしゃいました連邦下院の公聴会が催される予定だ、そういうふう聞いておるわけですが、この内容は主として医療給付の問題であるというふうには私も聞いておるわけですが、そういう意

味では、この内容は私どもの医療法のようなものではないかというふうな想像しているわけですが、いまは、あちらの方で、こういう法律ができるということは、被爆者のためにも結構なことではないかと思つております。

○森井委員 時間の関係もありますから、次に移らせていただきますが、願わくは、これはアメリカの国内のことでありまして、外交上いろいろ問題があるかと思いますが、特にお願いをしておきたいのは、とにかく在米被爆者は日本と無関係ではないわけでありまして、いままでの厚生省の施策から見ましても、お医者さんを派遣するとか、その他あつたわけでありまして、か、ぜひひとつ関心を持って見守つていただきたい、このことを御注文申し上げておきます。

そこで、どうも冒頭に申し上げました昨年の社会労働委員会の附帯決議が生かされていないので、私はその点で、ごつかりするわけでありまして、けれども、せめて、私どもがしばしば問題にしております健康手当等について御検討いただけないものでしょうか。私は、少なくとも健康手当等については、もつと厚生省が前向きに取組んでいい課題じゃないか、こういうふうな考へて、昨年までいろいろ小委員会でも議論してまいりました。保健手当というのは、厚生省が根拠にしておられるのは、大臣が新しくなられたから、あえて申し上げるわけでありまして、ICRPの基準で二十五レム、ここで線を引いて、結果として広島、長崎二キロ以内、これは健康な方でも保健手当を出すというシステムになつておるわけですが、

問題として出しましてまいりましたのは、一体二十五レムというのは大変な数字だ。ちなみに申し上げますと、アメリカあたりでは、一般の人は〇・一七レムであります。ICRPでも、二十五レムというのは職業人、つまり放射線を扱う専門の職業についている人が事故その他緊急時に立ち入るとききの許容限度、これが二十五レムであります。これはもう毎年、私も指摘をしてきたわけであ

りますけれども、一体この二十五レムをずっとそのまゝにしておくことがいいかどうか。いままで厚生省との確認では、こういうことになつていまして、ICRPの基準が、いま申し上げました、これはむしろな基準ですけれども、それにいたしまして二十五レムが変更になるような場合には、これは当然、保健手当の基礎になつております二十五レムが変わつてまいりますから、したがって範囲を広げることにはやぶさかではない、こういう答弁がこれまで、ずっとあつたわけですが、これはそのとおりですね。

○松浦(十)政府委員 そのとおりでございます。

○森井委員 実は、こういう問題が出ておるのです。どうも、よその国を例に出して恐縮であります。アメリカで、あの国は放射線の許容線量が、五レムになつておるわけでありまして、ところが最近、下院で公聴会が開かれてまいりました、そのテーマは、低水準放射線の危険についてというものであります。

原因は何かといふと、一九五七年八月末のネバダ実験におきまして、俗に言うところのスキークー作戦というのが行われまして、これはずいぶん兵隊さんが参加をされたわけでありまして、調査によりまして、これは平均して一・二五レムくらいで非常に被害が出ておる、こういうことが言われております。同じように、またニューヘンブシャー州のボーツマス海軍工廠原子力潜水艦修理基地というのがございまして、ここで作業員の被爆の状態が問題になつておるわけでありまして、これも、五レムをはるかに下回る放射線で病人が出ておりました、がんでいまして、死亡率は一般の二倍、それから白血病は一般の四・五倍、そういうふうな被害が出ておる。したがって、いまわが国の保健手当の根拠は二十五レムであります。五レムでもこれは大変だ。いま恐らくアメリカの原爆実験その他は六百回に余つて、やつておられるらしいのでありますが、参加をした職員といひますか作業員といひますか、それは

二万人に上つておると聞いておりますが、全部調べてみなければわからないけれども、とにかく、いまの五レムの基準で果たしていいのだろうか、こういうことが問題にされておるわけでありまして、この情報は入つておりますか。

○松浦(十)政府委員 先生おっしゃいました前段のいわゆる原爆の実験を行つて、その原爆の実験を行つたときに、そこにはいわゆる兵隊の方及びそれに関連する方々の中で白血病が出たということがございまして、これに対してアメリカ政府は調査を始めたということは聞いております。

○森井委員 くだくだ申し上げませんけれども、いまのところ残念ながらICRPの基準しかないのです。あるのかもしれないが、この国も採用している基準というのはICRPしかないわけですから。厚生省もその立場をとつて、先ほど御説明申し上げましたような保健手当の根拠にしております。しかし、いまアメリカの一例を申し上げたわけでありまして、これは調査してみなければ、ほかの国の状況はわかりませんけれども、すでに、そのICRPの基準そのものが現在問題にされておるといふ形になつてまいりました。したがつて、これはアメリカの調査結果も待たなければなりませんけれども、恐らく五レムという基準では、とても大変だということになるのだからと思つておる。そういう意味では、いまアメリカでは被爆をした皆さんと政府なりあるいは軍当局と見解が違つておるやうでありまして、いま、あなた方に押しつける気持ちはありませんけれども、われわれがしばしば指摘をしてまいりましたように、放射能というものは、どうも被爆線量について政府の考え方は少し甘過ぎると思つておる。とにかく事態を重視する度合いは私は非常に弱いと思つておるわけでありまして、したがつてこの点についてでもぜひ御注目をお願いしておきたい、こういうふうな考へるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○松浦(十)政府委員 もちろん、このアメリカの原爆実験にかかわつた人間に、どういふ被害があ

ったか。それがどういふふうな科学的な結びつきで、その被害が出ているのかということが、これはある意味では一つの実験と申しては悪いようではないですが、そういうデータが出るわけではございますので、そういうデータに基づいては私も非常に深い関心を持って注目してまいりたいと思っております。

○森井委員 大臣、こういうことなんでしょう。二十五レムというのは広島と長崎の、その当時のABC、現在、放射線になっていますが、そこで得たデータで、直接被爆をした人でいいますと、大体二十五レムというのは、広島は少し無理があるのですけれども、長崎で大体二十五レム以下くらいということ、爆心地から二キロ以内の人に、健康な人でも保健手当を出すというシステムになっているわけです。

これは非常に無理があるわけでは、たとえば遮蔽物がございまして、直接被爆の場合二キロでも問題が出てくる。あるいは二キロよりもはるかに離れておられます、たとえば水を飲む、植物を体内に摂取する、こういうようなことになりまして、いわゆる体内照射というものが起きてまいります。これは直接被爆じゃありませんけれども、実際に放射線を体の中に入れておられるわけでありまして、やはり大変な健康障害ができる、こういうシステムであります。

それから、もう一つは胎内被爆の問題であります。つまり原爆が落ちたときに、お母さんのおなかの中にいた子供であります。何せ大人と胎児では当然、被害の状態が変わってまいります。これは一般的に言いますと、ベルゴニー・トリポンドの法則というのでありますけれども、たとえばがんの発生頻度を二倍にする線量は成人で五十ラドといいますが、子供は一ラド、そして妊娠十三週以内の胎児は三分の一ラドである。同じ線量でも胎児と成人では百五十倍もの感受性の違いがある。こういう法則を出しております、これは厚生省の皆さんも御存じであります。ただ、これ

を採用なさるかどうかという点については、いろいろ今日まで議論をしておりますから、いま多くは申し上げませんが、特に私が強調しておきたいのは、二キロであつても、あるいは、いま申し上げましたように、よしんば、それが正しいとしても、現実にはそれだけ無理が出てきておられるわけでありまして、私もはしはしと実情に合わせまして、残念でありますけれども、この問題についてもまだ厚生省からの明確な答えのないまま今日に至っております。

そういう矛盾を指摘をいたしまして、この点のように厚生省として改善をしていかれるのか。特に先ほど申し上げましたように附帯決議がついて何らかの新しいものを出してもらいたいときに、保健手当が必ずしも国家補償だとは私は思っておりません。厚生省の通達を見ましても、むしろ健康の管理の方に重点を置いて出された手当てでありますから、位置づけは、もちろん違つておりますけれども、いざいざいたしましたとしても、そういった矛盾について私はぜひともこの際、再検討される必要がある、こういうふうにご考慮のわけでありまして、その点についてはいかがでしようか。

○松浦(十)政府委員 確かに先生おっしゃるようには大人と子供では、それぞれ当然感受性が違うわけではあります。少なくとも現在の保健手当を考へておられます二十五レムというのは、一つは、いろいろ遮蔽物もあることとございまして、それから、本当に全く何も遮蔽物のないところでストリートに受けたということと考へて、二キロのところ二十五レムということになっておられるわけでございます。

それから同時にまた、この二十五レムというのは、二十五レムを受けたならば必ず病気になるというところではないので、ICRPの方でも二十五レムを超えると病気になる危険性があるから、その後の健康について十分チェックをするようにというふうな考え方になっておられるわけでございます。

で、そういう意味で、これからいたしますと健康ができるような体制になっておられるわけでございます。保健手当というものを差し上げて常に健康に留意して、ぐあいが悪ければ、すぐに医療機関の方と連絡を保つて健康をチェックするという体制を後ろに持っているということが、私も一つはおるわけでございます。ただ、この放射線の問題というのは、まだ学問的にもずっと研究が進む問題であらうかと思つております。そういう意味で、あくまでも今後の学問の進展を私も、よく見きわめてまいりたいと思つております。

○森井委員 厚生大臣、くどくど申しましたけれども、被爆者の援護対策については、きょうの御答弁は歴代の厚生大臣と比べて、失礼でありますけれども、かなりわれわれと主張が近くなつてまいりました。判決その他幾つかの要因はありましたが、それとまた私が冒頭に申し上げましたように、被爆者の要望にこたえて各党とも話し合ひをしたということとあります。できれば、現在審議をいたしておりますけれども、この審議の採決までには、私もどうしても、できるだけ各党、なかなか与党の皆さんとも話し合ひをしてみたいと思つております。その点について大臣の所感をお伺いしたいのであります。

○小沢国務大臣 立法院の御意思が各党お話し合ひの上でまとまつた場合には、その内容について行政府がこれを尊重して、できるだけの措置をとつていくということは当然のこととございまして、また各党のお話し合ひができましたときに、私も御意見を申し上げさせていただきます。私どもも御意見を申し上げさせていただきます。意思を尊重して、私もどうしても善処をしたいと思います。

○森井委員 若干時間が残っておりますが、私の自余の質問は次回に譲らせていただきますと思つております。(拍手)

○木野委員長 次に、大原亨君。

○大原(亨)委員 けさはどから質問があるのですか、いま最後に厚生大臣から御答弁がありました。各党で十分協議をして意見がまとまるならば、当然、立法院の意見を尊重して、厚生大臣として処理したい、その趣旨に従つて尊重して処理したい。こういうことですね。これは私の要請であるわけですが、各党といひましても大体四党ですか、五党ですか、これは全部一致しておられるわけですか。各党で一致していないのは与党、自由民主党でありますから、政党内閣の大臣である厚生大臣は、与党である自由民主党に積極的にあなたの意見を出していただきまして、強く要請していただきます。そして政府と国会が一体となつてできるうちに、ひとつ格段の努力をいただきたいと思つております。いかがですか。

○小沢国務大臣 大原先生、私に努力せよとおっしゃるのですが、厚生省は、政府側といひましますと、やはり政治的判断よりは、かえつてどうも事務的な理論や財政や、いろいろなことに制約が多いものでございまして、われわれが関与すると少し熱くなつてもいけませんので、なるべく与党の皆さん方と率直に話し合ひをしていただきたい、原則としては思つておられるわけでございます。

ただ、私も扱つておられる他のいろいろな制度もございまして、こういう点についての意見は十分申し上げますが、いざいざいと思つておられるわけではあります。早急に小委員会等もございまして、早急に小委員会等いろいろと御協議を願つて、そして皆様方と協議をしていくように、私も各党の方からもお願いをしておりますので、ぜひ各党で率直にひとついろいろ話し合ひをお願いしまして、より現実的な方法で被爆者の方々のために改善が行われていきますことを私は期待を申し上げます。

○大原(亨)委員 けさはどから孫振斗の判決について、あつたわけですが、現行被爆者の医療法が、国家補償の精神、そういう配慮のもとにでき上つておる。これはいままでも、いろいろな判決

もあつたわけですが、最高裁の判断ですから、これは最終的な解釈の決定ということになるわけですが、言うなれば原爆の被害の特殊性、つまり放射能とか、あるいは熱線とか爆風、こういう他の焼夷弾その他に見られない特殊な非人道的な兵器による被害である。こういうことに対する対策を及ぼしてやる中で、言うなれば、政府が振返つてみると国家補償的な立法ができ上がつておつた、私はこういう意味であるというふうに理解をするわけですが、意図的に国家補償の精神によつて原爆医療法をつくつたというのではないと思ふわけですね。

しかし、最高裁の判決がありますと、この解釈が確定して、そして私は、法律の上において不備な点があれば、将来、この医療法自体をとつてみましても、あるいは援護法という面で、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法でも医療費は出しておるわけですが、軍人恩給等でも医療費は出さつておるわけですから、そういう医療費の側面だけをとつてみましても、医療費と所得保障という点から現在の法文を整理する必要があるのではないかと。現行法を見直して見る必要があるのではないかと。こういうふうな考えですが、政府の考えはどうですか。

○松浦(十)政府委員 確かに先生のおっしゃいますように、私ども、前々から社会保障の理念で、この二法をつくつてきたということでございます。しかし、その二法が、前からよく申しておられますように、社会保障と国家補償の真ん中のようなものだから、そういうような表現もいたしておつたこともございます。そういうような面から、今回、最高裁の判決におきまして、補償の配慮というふうな別の側面からの御説明をいただいたわけでございます。そういう意味では、ある意味で同じことを両側から言つてゐるような感じがなきにしもあらずというふうにも感ずるわけでございますが、ただ、いま最高裁の判決から、こういった外国人に対して、いわゆる人道的な配慮で手帳を交付する、こういう問題に關しまして、この範囲内

におきましては、少なくとも現在の制度を、このように進めていく上において、さしあたって現在、特に両方の法律を統合しないと何かおかしいことが起こるといふことは、現在のところ考へておらないわけでございます。

○大原(亨)委員 それでは、もうちょっと議論を進めていくのですが、つまり国民健康保険、政府管掌の健康保険、共済の短期給付、それから組合管掌の健康保険、これが社会保障制度であるわけですが、老人についてもあるわけですから、しかし原爆医療法をつくつたのは三十二年ですね。これは、いわゆる医療に對しての社会保障立法に對しましては、一般法に對して特別法である。法律の専門用語で言へばそういう関係にあるというふうに私は思ふますが、いかがでしょうか。

○小沢(大)大臣 それは大原先生のおっしゃる通りに、たとえば、そのほかに医療に關する特別法がございしますが、それと同じように、これは特別法と言へばそれはそれとおらうと思ひます。

○大原(亨)委員 それは精神病とか結核、そういう措置入院とかいふものと同じですね。これは同じといふのは特別法です。そうすると、一般法の社会保障立法、社会保障立法に對しましては、特別法は、特別法優先の原則があるんですね。ですから特別法優先の原則からいいますと、たとえば広島においてもそうです、東京においてもそうですが、被爆者がいる、非被爆者がいる。保険に入つてゐる。しかし、非被爆者の保険に加入してゐる人が一般的ですけれども、被爆者が加入してゐるために医療費が増大して、非被爆者に對しては負担が増大するといふことになるわけですね。ですから、その調整をしなければならぬといふことを、いままでも何回も議論したことがある。

特別法優先の原則でいいますと、戦傷病者戦没者遺族等援護法でまゐりますと、その医療費は全部国費で見るといふことになる。保険から外してしまふ。そうしないと、こちらの保険制度の被保険者からいいますと、国全体から見ると公平

な原則が貫徹しないということになって、特別法であるならば特別法優先の原則でやるべきだ。その点を明らかに――局長、あなたは専門でないことをよく知つてゐるからいい。特別法優先の原則なんです。

いまちょっと触れられておりませんが、医療の問題も認定患者の場合は数少ないですね。全国で四千名です。限られた因果関係のある疾病です。この場合は全部ごつぱり国費で見ると、保険は関係ないのです。それから孫振斗さんのような場合の一般疾病ですね。認定疾病でなしに一般疾病にかつた場合には、社会保険に入つていなくても、孫振斗さんが手帳を持つて治療を受けたならば、指定医療機関であれば指定医療機関が本人にかつて請求する。そうでない場合には、領収書をつけてやる。こういうことになる。保険とは関係ない。今度の社会保障の側面を重視した判決に基づく医療費の負担は社会保険の負担ではない。全部国費の負担である。認定疾病も一般疾病もそうである。それは特別法優先の原則が貫徹されることになるというふうに解釈してよろしいか。

○松浦(十)政府委員 認定疾患でありますれば、国費優先といふことになるわけでございますが、いわゆる一般疾病につきましても、これは原爆と特別に關係がない、たとえば事故みたいなものでも一般疾病として見るわけでございます。そういう意味で保険の見たと自己負担を原爆医療法の方で見ると、こういう姿になつておるわけでございます。今回の孫振斗さんの場合におきましては、孫振斗さん自身が保険のどれにも加入しておらない方でございますので、そういう意味から、その全額、医療法で見るといふ形になるわけでございます。

○大原(亨)委員 そこで、お尋ねしますよ。全額医療法で見るといふ根拠の法規はどこにありますか。

○松浦(十)政府委員 医療費の支給のところでございますが、(大原(亨)委員「何条」と呼ぶ)十

四条の二でございます。二「一般疾病医療費の支給」のところでございます。先生お持ちの本の十四ページの右から十行目ぐらいのところ、これこれの医療を受けたときには「一般疾病医療費を支給することが出来る。ただし」と、ずつといつぱり書いてございまして、これはいわゆる健康保険の支払いでございまして、これこれの「医療に要した費用の額から当該医療に關する給付の額を控除した額の限度において支給」を行うことができる。そういうことですから、まず医療費を支給することが出来る、そして健康保険等がカバーした分が、その残りの限度において支給することが出来る、こうなつておりますので、そのカバーする分が今回はないわけでございますので、それを全部支給するといふことになると思ひます。

○大原(亨)委員 それは、あなたは法律の専門家でないわけですが、原則は一般疾病についても、あるいは放射能と因果關係がなくても、なぜ引こが足をけがしうが、やはり一般疾病の費用は負担するんだというふうに医療法で書いてあるのです。ただし保険制度に入つてゐる場合には、このように、ただし書きで、保険の負担が家族か国民健康保険でしたら七割、その場合には保険で負担して残りを国で負担いたします、こういうことになつてゐるわけですね。だから、これをびしやつと原則どおりいいますと、原則だけの場合は孫振斗氏の場合は全部国が見るといふことになるわけですね。これは医療法で見るといふことになる。そうですね。

○松浦(十)政府委員 そのとおりでございます。

○大原(亨)委員 そうすると、あなたの前の答弁は少し不確実といふことになりましたが、そこで日本人であつても被爆者が移動その他で国民健康保険その他、皆保険であるけれども入つてないといふ場合がある。いろいろな理由で漏れてゐる場合がある。そういうような場合でも、原爆手帳を持つておる場合には現行医療法で当然に、この判決の趣旨からいいますと、これは医療法で見ると、そういうふうに解釈すべきであると思ふが、いか

○松浦(十)政府委員 保険の適用がない場合は全額見ることになります。

○小沢国務大臣 何らかの保険の被保険者の場合、それを断ることはできません。全く療養の保険に入っていない方が医療機関に行った場合の話で、これは医師は診療を拒否することはできません。応招の義務があるわけでございますから、そんな場合が起り得ない。いま先生のおっしゃるのは起り得ないと思うわけでございます。

○大原(亨)委員 保険局、見えていますか。保険局長、早く放免いたしますから先に質問いたします。

保険局長、これは特別法と、あなたの局の所管している健康保険制度、それとの関係を議論したわけですね。特別法優先であるということで孫振斗判決に關係をして言ったわけですね。ただし、いま日本は皆保険の制度ですから原則として、みんながどこかの保険に入ることなんです。ただし、これは本委員会でも、ずっと前、昭和四十年かその前に議論いたしまして決議をしたことがあります。附帯決議をつけたことがあります。それです。ずつとついておりますが、つまり被爆者をたくさん抱えた市町村の国民健康保険が当然に診療費がかさむわけですから、かさんだ場合に一般の非被爆者である保険の加入者が負担するのはおかしい。そういうことで、そういう場合には医療費全体がかさむわけですから、ですから国民健康保険の制度でありますと特別調整交付金を十分配慮して出す、こういうふうに議論をし、いま局長の御答弁との間の矛盾、問題点を調整をした。

いま大体、原爆被爆者の医療のために調整交付金は、どのくらい全国で国民健康保険に関係をして出ておりますか。そして、どういう基準で出し

○八木政府委員　先生から御指摘がございましたように、市町村の国保におきましても原爆という

ような特殊な事情で一般の市町村に比べて特別な経費がかかるじゃないかという面を配慮いたしまして、現在、調整交付金で、この問題の手当てをやって行っているということでございまして、原爆につきまして昭和五十一年度が五十五億二千四百万、それから五十二年度は六十三億三千万ということ、で、原爆関係の特殊性というものの配慮をしているというような実情でございます。

○大原(三)委員 たとえば広島市とか長崎市とい
うのは被爆者が多いから健康保険については調整
交付金が出ておるはずですね。大体どのくらい出
ておりますか。あるいは組合が管掌している国民

健康保険につきましても出ておるはずですね。それはいいといたしまして、厚生大臣が最近よく言っておられる財政調整交付金、こういう財政調整は、こういうやり方が一つあるわけです。あなたも最近しばしば言っている話ですが、その中身が問題になっているわけだ。それは大体どのくらい出ていますか。

○八木政府委員 広島市につきましては二十四億八千万円、それから長崎市につきましては十八億一千四百万となっております。

○大原(亨)委員　そういたしますと、たとえば組合管掌にいたしましたとしても広島県全域で、たとえば相互銀行とか何々銀行というふうなものは地域の

健康保険組合を持っているわけですよ。そういう場合、やはり家族や本人が被爆者であるという場合、本人の場合は十割給付にいたしました。でも、やはり普通よりも受診率が高いわけです。それは、国の松浦さんのところの調査でも出ておるわけですね。これは時間がないからやりません。ですうから、そういう場合でも、それぞれ健康保険組合は独立しているのですから、非常に被爆者を抱えているようなところに対しては何らかの財政措置をしなければ、他の非被爆者である加入者に対しては、やはり全体から見れば公平を欠くのではな

いかという議論が最近はお出てる、これについてはどう考えますか。

○八木政府委員　市町村の場合には住民全部が対象になっているというようなことから、当然そういう面からの財政調整交付金の中で配慮しているわけでございます。

〔委員長退席、羽生田委員長代理着席〕

しかし、ただいま先生から御指摘がございましたのは健康保険組合の場合でございます。健康保険組合につきましては、むしろ本来は政府管掌健康保険というものがあって、政府管掌健康保険外に組合というものがあるわけでございまして、政府管掌健康保険につきましては現在、料率が千分の八十である。ところが個々の健保組合におきましては、それ以下ということもあるわけでございまして、

して、健保組合の財政状況によりまして政管より低いところまで配慮するかどうかという点になりますと、やはり問題があるのじゃ

ないかという点から、現在、健康保険組合につきましては非常に体質の悪いところがある、そういう面について配慮するというようなこととから、五十二年度におきましては八億、五十三

年度におきましては十二億という国庫補助を見ておるわけでございます。その国庫補助の配分の際にも、やはり保険料率が政管よりかなり高いとい

うようなところから、まず考えるというのが妥当ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○大原(亭)委員 その配分の中で当然に、そうい
う調整はすべきであるという考えですか。

○小沢国務大臣　いままでは、いま局長が答弁したように、そういうことの要素を入れておりませ

ん。国庫負担の配分の際に当たりましても入れてないので、組合全体を見まして、この組合は政管よりも、はるかに料率も高くして大変重荷になっているというようにところにやっておるわけでございますが、今度、私が考えます財政調整のやり方は、それらを含めまして、もっと合理的な基準をつくって、やっていきたいという構想なんでござ

います。国庫負担も、これも全部ブールして、そうした考え方でやっていったらどうだろうか。その一つの客観的な基準の中に、いま言ったその地域の疾病の非常な特殊事情等もあるかと思ひますし、ただ、その場合に、いかに特殊事情があつても全体の疾病率がえらい低くて、料率も他に比べると圧倒的に少なくて済んでいるというようなことになる、やはりある一定の限界点を設けていかなければいかぬであろうとは思いますが、今度は、そういうものも全部、客観的ないろいろな基準をひとつ考へて合理的な財政調整をやるべきだという頭でござりますが、まだ細目は決めてございせんので御了解を得たいのでございます。が、いままでは少なくともやつていなかったと思ひます。

○大原亨委員 現行原爆被爆者医療法は、その判決で明らかなように、やはり原爆という放射能による、あるいは熱風や熱線等の他の傷害とは異なる、非常に後遺症がある。瞬間的に亡くなった人以外に、次の月、次の年、ずっと死亡者が続くような、そういう被害に対して、そういう傷害の実態に対して医療をどうするかということとを、今日まで国会も追及をして、結果として、けさほど以来、御答弁がありますように、この医療法が国家補償的なそういう側面を持っている。したがって、それに対応するような法律の運営をすべきである。こういうことで議論が進んでまいりました。そうして私も特別法の観点から医療費の負担について若干の問題を提起いたしておきました。これはさらに問題を発展させていきたいと思います。

そこで私は、いろいろと法律の關係をやつてこの分析をして、戦争犠牲者の救済等について考へるのは、つまり社会保障、一部は社会保険等の掛金をかける、という面で国庫補助も出していく。そういう所得の再配分をしながら医療や所得の保障をしていくという政策的な考へ方、あるいは財政力に應じた考へ方という社会保障の考へ方が一つある。それから国家補償の中には、いわゆる

る国家補償と国家賠償の考え方がある。これは補償と賠償は日本の法律の概念からいっても違うのではないかとふうに思っています。時間の関係がありますから私の見解を言うのですが、つまり補償というのは適法な関係、法律に根拠がある国との関係における権利、義務、特別権力関係に立つ者について被害があった場合に国が補償する、こういう考えですね。それから国家賠償の場合には、これはスモンのことで議論になりましたが国の行為の中で、いわゆる違法であるという場合に、違法な措置等に対して被害者に対して補償する、こういうのが国家賠償である。それは一括して国家補償という場合もあるというふうには私は論点を整理したいと思うのですが、どうでしょう。

○小沢内務大臣 そうだろうと思えますね。
○大原(亨)委員 ちょっと頼りないですが、戦傷病者戦没者遺族等援護法というのが特別権力関係において戦争犠牲者の救済法であるわけです。恩給法があります。公務員の戦時災害補償法があります。雇用関係というのは、これは特別権力関係で大きくやることのできる命令服従の関係。そこで私は、これは議論を長くいたしません。皆さんも、なかなか答弁しにくいこともあるし時間がかかるから、すばととできれば、すぐやるけれども、これはやってもあれだから……。

ただ、現行援護法の中で昭和二十年三月二十三日の閣議決定に基づく国民義勇隊に関する件、こういうのがあるわけです。しかし国民義勇隊に関する件というのは、私の議論をずっと拡大していったならば全部の国民、一定の年齢の国民は全部及ぶ、これが一億総武装である。それから昭和四十九年に、ここで私が中心で議論いたしましたのが、旧防空法の関係で取り上げた警防団、医療従事者というのがある。国との権力関係ではある。これは隣組からずっと全部、職場へいってある。その中で警防団、医療従事者を取り上げた、それで準軍属として処遇した。そういう特別権力関係の点からも一億総武装の段階では、原爆とい

うそういう特殊な爆弾によって死んだりけがした人については責任がありますよという議論を私はいたしました。それは適法なる国家賠償、国家補償の議論であります。

しかし私は別の観点で議論してみたいと思うのですが、国民義勇隊については現行援護法は非常に狭く解釈している。しかし国民義勇隊は閣議決定に基づいている。総動員法その他は法律に根拠がある。防空法は根拠がある。法律に根拠がないので閣議決定をもって援護法の国家補償の対象にするというのはいかなる根拠によるものであるか。質問がわからぬですか。つまり、こういうことです。

私が議論しているのは、国民義勇隊というものは、たとえば沖繩その他における非戦闘員のように、国の業務に事実上参加したということに伴う被害であるというふうに見える。しかし皆さん方が、これを拒否したり、国民義勇隊に関する資料を、ずっと今日まで焼くことを命じたり、隠してきた、閣議決定を封印してきたのは、それは援護法が、準軍属がずっと拡大することを恐れたからです。これが一つ。

私が指摘するように、もう一つは、国民義勇隊というのはボランティア活動だ。日赤のようなものだ。自分で自分の身辺を守る自発的な行動である。国家との特別権力関係はない。実際に戦闘の中に組み込んで仕事をしておいて被害を受けた人、死んだ人はやる、こういう考え方であらうというふうに推定される。そういう解釈ですか。

○小沢内務大臣 閣議決定で国民義勇隊を軍の指揮下に入れて戦闘隊に移させることとして、そのために必要な法的措置を事前に講じておこうという趣旨が、いわゆる義勇兵役法であったわけですが、しかし、国民義勇隊の編成下令や召集というのとは地方レベルにおいて行方。それは全然発動されないままだったものだから、したがって私も、それはもう、いわゆる国家との特別権力関係はなかったんだということ適用しないという点に由来はやっておるわけでございます。

す。

○大原(亨)委員 そこで、そういう議論をいたしますと、閣議決定に基づく国民義勇隊を、そういう援護法の対象にするのはおかしいのです。閣議決定で、あなたが言うように地域、地域で自発的にボランティアでやったのを、国が特別権力関係にありという考え方で援護法の対象にするのはおかしいのです。いままで議論したことないことだけれども、それをやると、非戦闘員を實際上戦争に動員したという、つまり国際法違反の戦争犯罪の追及を占領軍からやられるということで、当時の内務大臣、国民義勇隊の総本部長の内務大臣、防空本部長の内務大臣が材料を焼いたわけですから、あなたがいうことも答弁したように、これは自分でやったということにしたわけですね。

そういう閣議決定を引用して援護法の対象にすることは、非戦闘員を動員して国際法に違反したことを認めたことになるし、帝国憲法においても個人の権利義務については法律で定めるといふこととあるはずで、それに違反するのではないかと。なぜ国民義勇隊に関する件を非常にしげりにしげって現行援護法で準軍属として取り上げてやったのかということについては、あなたの議論では解明できないのではないかと思います。いかがでしょう。

○八木政府委員 私が答弁するのはいかがかと思えますけれども、援護法では、軍人軍属あるいは準軍属、その辺は、もう何らかの軍との身分関係がある。しかし軍との身分関係はないという場合でありまして、先生御指摘になりましたような沖繩の戦闘参加者、これは明らかに軍の指揮命令下において戦争という行為の中で行われた。したがって、この行為というものは軍人軍属と同じように特別の権力関係にあるんじゃないかということで措置が行われた。それから広島島の国民義勇隊につきましても、当時、国民義勇隊というのは閣議決定で行われたわけでございます。しかし、正確で

はありませぬけれども、国民義勇隊は全国的には、恐らくまだ、そこまできておらなかった。たまたま広島の場合に国民義勇隊というものが設置され、現実にある程度の指揮命令下における活動を行っていったという面から、やはり軍と特別の権力関係があるというふうになしてもいいじゃないかというふうなことから、そういう措置が行われたということだろうと思えます。

○大原(亨)委員 つまり広島の場合の国民義勇隊は家屋疎開その他、陣地構築なんかをしたわけですね。しかし、これは敵前上陸や落下傘降下があったら全部やるんですよ。戦闘へ参加することになつていくんですよ。ですから局長は、みなしてと、こう言ったのです。それが三月二十三日までの閣議決定を出しただけで、あとは全部ネグレクトして封印して出さなかった背景にあるわけですね。

そこで、これは余り時間をかけませんが、四十二年十二月十三日私が総務長官から受領した文書ですが、その目録によりますと、三月二十三日は閣議決定で「国民義勇隊組織ニ関スル件」があり、それから四月十三日は閣議決定で「状況急迫セル場合ニ応スル国民義勇隊組織ニ関スル件」があり、四月二十七日には「国民義勇隊協議会ノ設置ニ関スル件」で閣議決定があり、六月二十六日には「国民義勇隊協議会及国民義勇隊事務局設置ニ関スル件」があるのです。それから中央は直接軍がやるかどうかで争った。前に亡くなった迫水さんが、そのことを言っていた。その調整をして、内務大臣が本部長という形で中央の本部長もできて、そこには親任、勅任の事務局の担当者が出て、そしてこれが戦争動員をやったわけですよ。だから、その関係を明確にしないといふと、そこで閣議決定ではもう限界に来て、国民の権利義務を拘束することができないということになって、六月に帝国議会の臨時国会を開いて国民義勇兵役法を制定したのです。

ですから皆さんが言うのは逆を言っている。隠した当時のことをずっと言っているのであって、私が言うのは、そういう閣議決定でずっと事実を

積んできて戦隊までいって、できなくなったものから、本土決戦の段階で国民義勇兵役法をつくらせて、総動員法の中で兵役法と国民義勇兵役法と、一方で防空法関係が少し残っておったけれども、その関係で全部の国民を動員した。そういう逆の方が事実であるということを私はしばしば指摘をしたわけです。その法律関係や事実関係を明確にしないといけないことを、閣議決定について、しばしば言っているわけです。

そこで、これをやると言っても時間がないから、ひとつ、この前に読んだ以外の記録を読んでおきます。これは「広島市役所原爆誌」の十九ページ「国民義勇隊の編成」というところにあるのです。

昭和二十年になると戦局は末期の様相となり、三月の硫黄島陥落、四月の米軍の沖縄上陸、つづいて五月のドイツ降伏など、情勢はいよいよ急迫化し、広島市は第二総軍司令部をこの地に迎えて本土決戦の一翼をになうことになった。一方、大本営では本土防衛体制の確立を急ぎ、六月には「国民義勇兵役法」と「国民義勇戦闘隊統率令」が制定されて、男子は十五歳から六十歳、女子は十七歳から四十歳までの全員が義勇兵役に服することとなり、正に残された国民の総力を結集しての戦いとなった。これに伴い広島市では、ただちに市長栗屋仙吉を隊長に、助役、部長を幕僚とする地域国民義勇隊と、軍管理工場を単位とする戦域国民義勇隊を編成した。

ということ、六月には法律ができるのと直ちに、いままでのものを総決算してやった。これは広島だけの問題ではない。広島はそういう状況において原爆を受けたから私は議論しておるわけですね。そういうことです。ですから、その事実関係を、ひとつこの際、明確にしておきたいということが一つ。これは国家補償の精神による援護法にアプローチをする一つの仕方です。これが一つあるわけです。

私の言ったことはわかりましたか。戦傷病者戦

没者遺族等援護法の附帯決議はそういう趣旨であります。そのことを去年、おとし、ずっとやっていたのだが、皆さんはなかなかやらないですね。私がちゃんと指導するから、きちっとやってくださいよ。いいですか、厚生大臣。

○小沢国務大臣 私どもは再三申し上げてまいりました。そういう事実は確かにあったわけですね。しかし現実には、その組織下令というものと、その編成と、それがもう、まさに義勇兵役法に基づいたものとして発動はされてなかったから、そこで国家との特別権力関係はないんだ、こういうことで割り切っているわけですね。それは先生の言われるように議論のあるところだと思ふのです。それぞれの市役所で、そういうことを現実にはやっていた人もあったり、いろいろすることの記録が残っているわけですから、それは議論があると思いますが、とにかく一般的に、その当時のあれからいいますと、実はその法律の施行がされないうちに終戦を迎えた。こういうことで私どもは特別権力関係に一億国民はなかったのだというふうに割り切っているわけでございます。

○大原(亨)委員 だから、おかしと言っている。これは帝国議会で審議をして、議決をしたから即日公布になって施行しているのです。勅令から軍刑法の適用から給与命令まで全部あるのです。私が言っているのは、逆に質問を出したのだが、国民義勇隊に関する件という閣議決定、そういう下令もされてない、実施もされてないようなものはおかしいじゃないか。あなたの答弁されることは違ひないかといつて私は逆のことを言っているのです。「国民義勇隊組織二閣スル件」という閣議決定を論拠にして準軍属と決めて戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用しているのです。そのことは三月の問題。六月には法律ができ、それを全部法律でカバーして施行されているのです。だから戦況が起きたならば全部国民は戦闘する配置についておったわけですね。それを特別権力関係と言わずして何であるか。それを

政策上、線引きをしたというのが今日、原爆の周辺を見ても出てくるじゃないかという点を私は言ったわけですね。私の言ったことはわかりますか。そういう点を頭に置いて、もう一回この援護法の決議について十分研究してもらいたい、よろしいですか。

○小沢国務大臣 検討はいたします。

だが従来は、根拠は閣議決定であっても、現実には、そういう事態をちゃんとやったものだから、その対象者だけは援護法で取り上げたわけですね。片方は法律ではありますけれども、それが組織下令なり、あるいは実際の行動までいかなかったものだから、これはもう対象にできなかった、こういうことでございます。しかし先生の言うように、理論的に言えば法律は施行されて、そうして、それが地方の末端まで一応官公庁までいったわけですから、そういう面でも一体どう考えて線引きをするかということについての議論を言われますと、それは確かに、われわれのいままでの立論が、それでいいのかどうか、その点は法律論的にも、もう一遍、検討してみなければいかぬとは思っています。だから検討しますが、従来は、そういうことで私どもは割り切っておる。現実には動かないものと動いたものと、両方の取り扱いを異にした、こういうことでございます。

○大原(亨)委員 根拠にならない閣議決定をここに挙げざるを得なかったという情勢、実際そういう義勇隊が疎開等で動いた、そのことを三月の閣議決定だけを取り上げたというところに間違いがあるわけですね。しかし、それは資料は全部焼かしたり隠したりしたのです。それを全部洗い出してみると、私が言ったようなことであって、法律が施行になって実施されないというのではないですよ、あなた。そんなことは戦争中といえどもない。だから、ますます法律上のたががはまったのです。これが一つ。

そのような原爆というのは、私も昭和三十四年以來、藤山外務大臣のときからやっておりますけれども、つまり、きょう池田委員も言っておられましたが、原爆は毒ガス以上であることは間違いないのです。そういうものは国際法違反ですから、国家間の戦闘行為で行われるならば、これは国家賠償の対象になるべきものである。ただしサンフランシスコ条約で放棄した。放棄した日本の政府は被害者に対して賠償しない、こういう議論です。

そのことで、どうしても援護法を制定すべきであるというこの裏づけとしまして、これをひとつ後で大臣よく読んでください。昭和二十年八月十日に、六日、九日の広島、長崎で落ちた原爆の後で、政府が新型爆弾……まだ原爆とは言わなかった。新型爆弾に対する抗議声明を出しているのです。これはヘーグの陸戦法規、空戦法規に反する無差別爆撃である。軍事施設でなしに無差別爆撃である。それで爆弾自体が非人道的な兵器である。国際法違反の暴挙である。これは直接原爆とは言わなかったけれども、そうだ。こういう点で抗議声明を出している。それがずっと続いておれば、いまのような核の議論はないのです。だからこそ国際的に日本が率先して被爆国として禁止協定を結びなさい。けさほども池田委員も言っておりました。そういうことをきちっとやれば終始一貫するわけです。だから、そういう観点で国家賠償という観点でも、やはりこの非人道的な爆弾による、はかり知れない被害に対しましては十分な補償措置をとるべきであるというのが、これは一つの論拠です。

いままでの議論を集約して言いました。そういう点については、けさもありませんが、大臣、その主張はおわかりでしょう。

○小沢国務大臣 おっしゃることはよく理解できるのですが、これは法制局長官でないとなかなか答えられないと思いますけれども、講和条約のときに賠償放棄をしたということ、国内において、それを国が国家賠償法的な精神で賠償をしな

ければいかぬのかどうかという問題とは、これはまた法律論的に、いろいろ見解があるだろうと思うのです。ただし、そこまでの知識は私はございません。私、当時海軍省にいましたから、この抗議文を出したことは承知しております。

○大原(亨)委員 そこで国内法がない、国内法をつくりなさい。それが援護法である、こう言っておるわけです。被爆者に対しては援護法をつくりなさいということが、国内法、原爆の被害に対する国家賠償であるということですね。私が言うことはわかるでしょう。

○小沢国務大臣 あなたの立論の根拠と立論の結果はよくわかりますが、われわれの見解は、また後で……

○大原(亨)委員 それで、これから認定被爆者の疾病の範囲について言いますよ。いままです認定被爆者の疾病の範囲は何ですか、挙げてみてくださいます。

○松浦(十)政府委員 範囲ということでございますが、悪性新生物、造血機能障害、肝機能障害、甲状腺機能障害、原爆白内障、外傷性疾患等でございます。

○大原(亨)委員 それは原爆に起因する認定疾病ですね。

○松浦(十)政府委員 認定疾病でございます。

○大原(亨)委員 私は最近こういう文献がたくさん出てくるのを見ますが、この点について直ちにうんということはできないが、専門家の審議会があるのですけれども、私は審議会での審議を経て検討してもらいたいという点は、白血球と白血球だけではないに乳がんですね。原爆を受けた人で非常に多い病気が乳がん、それから唾液腺がん、これは人数は非常に少ないらしいです。しかし、これは首から上、上半身ですが、乳がんも唾液腺がんを認定に加えるべきではないか。昭和三十三年当時できてから余り変わっていないのですから。石田判決がありまして、その問題で若干の前進はありましたが、これは個別的なものにとどまっています。そこで乳がんも唾液腺がんを認定

被爆者の中に加えるべきである。そういうのを裏づけるような論文が放射線の報告書の中にもある。それから東大の医学部の吉田教授の論文の中にもある。それから広島で、この問題をずっと原対協でやっておられた松坂義正博士の論文の中にも、しばしば出てくる。起因するということは特別手当等にも影響いたしますからですが、しかし、これはまたたに広げるといことも学問的な基礎なしには審議会の議を得ることはできぬでしょう。しかし私は、こういう点については審議会の議を得てもらいたい。こういう材料があるわけですから、政府の方から、いままですというところにはならぬでしょうが、しかし審議会の議を得てもらいたい。人数については限られておるからであります。

○松浦(十)政府委員 確かに先生おっしゃいますとおりABCの研究等で唾液腺の腫瘍は、高線量の放射線を受けた被爆者では、非被爆対照者に比べて五倍も多いというふうなことも出ておりますし、あるいは乳がんの問題も同じような先生御指摘のようないふことがございます。当然のことでございますので、このようなものも認定疾患というふうなことで検討するということとを審議会にお願いたしたいと思っております。

○大原(亨)委員 それはぜひやっていただきたい。それから原爆小頭症は認定患者に入りますね。全部入りますか。

○松浦(十)政府委員 結局、医療がつかまないと認定患者にならないものでございますから、医療が必要となる者は認定患者になります。

○大原(亨)委員 原爆小頭症で、胎児で被爆をして知能指数その他欠陥がある人については小頭症認定患者になりますね。全部なっているわけでしょうか。

○松浦(十)政府委員 特別手当、全員支給になっております。

○大原(亨)委員 それで問題は、今度、手当として月に三万円支給するわけですね。それは個人に

支給するわけですね。それは新しい今度の一つの努力の跡です。

そこで、時間の関係で、はしょって進んでまいりますが、やはり福祉施設をつくるべきである。というのは、そういう子供を残して親や祖父父母が、順序から言えば先に死ぬわけですから、その後をどうするかという問題が社会問題になっている。たとえ小さな問題でも、これは質的に非常に大きな問題である。福祉施設を考慮すべきではないかという要求や議論があります。これにつきましては前向きに検討していただきたいと思っております。

○松浦(十)政府委員 確かに先生おっしゃるとおり、いろいろな施設へ入らなければならぬという方もおると聞いておりますし、個々に、人によりましては働いてもいけるという方もおられますし、あるいは家庭にいた方がいいという方もおられると聞いております。ただ、だんだん大きくなってきて、めんどろを見られる方がいなくなつて仕事もできないという方が、年が多くなつてくると両親が亡くなるというふうなことがあつて、そういう問題が次第に起こってくるということも私も聞いております。ただ、全部、同じ一カ所に、そういう方を収容するかどうかということには、また一つ別問題もあるかと思っておりますが、しかし、そういう御両親が亡くなつて、しかもお一人で、どうにもならないというふうな方が福祉施設に入らなければならぬという事情が出てくることは、私も当然考えられることと思っておりますので、これについては私も十分実情に沿って検討してまいりたいと思っております。

○大原(亨)委員 前向きに検討してもらいたいと思っております。厚生大臣、よろしいですね。

○小沢国務大臣 前向きに検討いたします。

○大原(亨)委員 原爆の外へ出てくるケロイドは何回も手術をいたしますけれども、しかし痛みや、かゆみがとれなくて手術を繰り返すわけですね。特に婦人等は結婚もできない、就職もできないということですね。原爆のケロイドの患者は、

どのくらい認定患者になっておるでしょう。わからなかったらわからぬと言ってください。

○松浦(十)政府委員 現在のところわかりません。

○大原(亨)委員 それは痛み、かゆみがあつて、なおかつケロイドの症状が進行している人については認定患者になるという対象ではありませんね。対象でないですか。

○松浦(十)政府委員 結局、医療の問題でございます。手術をするというときには対象になると思っています。

○大原(亨)委員 つまり白内障とか白血球というふうなことでないのですか、しかし原爆のケロイドは対象になるということですね。対象になりますと医療と特別手当の給付があるわけですね。ですが、これは社会的にも一生を台なしにしておるわけですから、苦しんで苦しんで何回か手術を繰り返してもケロイドが出てくる、こういう後遺症が原爆にはあるわけですから、これは普通一般の常識で焼夷弾とか電気やけどと同じような考え方では処理してはいけないということですね。そこに原爆の特殊性があるわけですから、違法性があるのですから、非人道性があるのですから。これは実際上、人道的にも一生を台なしにして、苦しんで苦しんで生き抜いておるわけですから、私は、特別手当の支給や、いろいろな制度については普通の障害者という常識を破つて、突き越えて、これについては十分な処遇をすべきであると思っておりますが、いかがでしょう、大臣。

○小沢国務大臣 おっしゃるとおりだと思っております。ただ具体的な内容について御意見があれば、また承りまして申し上げます。

○大原(亨)委員 次は、地域指定の問題です。地域指定は、いま、いろんな面において非常に関心があるわけですね。あるわけですが、私は、きちっと節度を持って処理すべきであるというふうに思

たから、見てください。広島と長崎です。見ながら答弁してください。つまり昭和三十三年、四十三年の特別措置法、そういうのができたときの被爆地の指定は行政区画をもつてやったわけです。旧長崎市、旧広島市。広島の場合に十一キロぐらいい南に離れたところに似島という島があるので、これは被害者もそこへ殺到したし、あるいは海上に避難物がないから、いろいろなことで放射能をたくさん受けたということの判断もあるんですが十一キロのところ。長崎でしたら、うんと南北に長いわけだ。それがいま問題になっておるわけだ。ただし、その後、昭和四十九年には長崎で健康診断の特例地域を設定いたしました。それから、広島は黒い雨地域を設定いたしました。それは昭和五十年に設定いたしました。そして健康診断の特例地域といたしまして、手帳を交付をいたしまして診断をして、そしてケース・バイ・ケースで被爆者対策を運用しておるわけですね。それが、たとえば黒い雨地域等は直接放射能というのがある。残留放射能、二次放射能というのがある。二次放射能が雨と一緒に人体に影響を及ぼしたという科学的な根拠がある。放射能や占領軍の調査もある、そういうことですね。そういうふうな理解してよろしいか。いままで言ったことは間違いないか。

○松浦(十)政府委員 確かに先生のおっしゃるとおり、黒い雨地域は放射能を含んだ灰が入っているということ、これが人体に影響を及ぼすのではないかとということで地域に指定したわけでございます。

○大原(亨)委員 それから一般の手帳の無条件の入手者あるいは地域入手者等は加えて、それが程度を少し薄めましてきておる。そこで、やはり十二キロ問題が長崎から出てきておるわけですね。そこで、行政区画で被爆地の地域指定をするということも根拠がないのです。行政区画によって旧広島市だけに放射能が落ちて隣のところには落ちぬという理由はないわけです。それは黒い雨地域で若干の調整をいたしましたし、長崎も四十

九年、北の方に風が吹いたということで地形等でもやりました。そこで、本年も調査費を設けて地域指定について見直しをやるということに答弁も聞いているし、予算も計上されておる。私は科学的な根拠に基づいて、その地域を指定することが正しいと思う。なぜ、そういうことが起きてきたかということがあるんだから、そういう理由も頭に入れたら、きょう中村君も言っていたが、いつもここで言っている。長崎県は超党派で言っておる。言っておるけれども、それぞれ理由はあるけれども、やはり広島は状況を見て、その地図をくらべてやるとわかるように、科学的な根拠に基づいてやるべきである。その科学的な根拠とは何かという点について見解があれば、お聞きをした

○松浦(十)政府委員 科学的根拠ということ、私も五十一一年に原爆の残留放射能調査というのを行ったわけでございます。この残留放射能調査というのは、原爆が爆発いたしましたとき、そのときに生じた放射線の物質、セシウム等を使いまして、それが現在までも残っておるわけでございますから、それをばかしますと一体どのくらい、それは瞬間放射能というのは距離ではかれるものでございます。空中を伝わってきたのは距離ではかれる。それと同時に、今度は当時、何といいますが、降ってきた灰というのがどのくらい存在するか、降ってきた灰というのは、これは一つの仮定を設けますれば、そのところへ、そのときの物質が残っておれば、それはそのまま放射能を持っています。それが、たとえばセシウム等を使いますと量をはかれるわけでございますから、そういうことで各地域、地域に、どのくらい残った放射線の物質が当時落ちたか、現在ばかりまして逆算すれば、当時の放射線の強さがわかるわけでございますから、そういう調査をすることによりまして、当時そこにおられた方が、どのくらいの線量を受けておられるかということを勘案して、そういった地域を指定するのが適切であ

ろうか、こう考えたのが残留放射能調査でございますが、これも先ほど申しましたように、やや不備な点がありましたので、そういった不備な点を、もう少し学者の間で十分検討していただきまして、それが十分解明できるような、そういう調査をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

○大原(亨)委員 一般的には瞬間放射能は長崎の放射線の威力が強く、それから残留放射能は広島、原爆が汚い。一言で言う汚い原爆だと言われている。ですから三十三年たちました今日、なかなか測定はむずかしいですよ。しかし、それは原爆がどういふ恐るべきものであるかということ、明らかにすることにもなるのだから、私は、銭金を惜しまないで、これをきちんと、いまの段階で整理してもらいたい。そして十分公平の見地で、住民が納得できるような措置をとってもらいたい。

この予算の一千二百万円程度では私は足りないという気がいたしますが、この調査をするに当たって、私が申し上げた点について意見があったり、あるいは賛成だということになるならば、その所見をお聞かせいただきたい。

○松浦(十)政府委員 この問題は、きわめて科学的な問題として理解すべきだろうと思ひまして、そういう意味で先生がおっしゃられたこと、まことにそのとおりだと思います。

○大原(亨)委員 大体あれは広島市が地域でやったというのは根拠がないんです。旧広島市を中心をやったというのは根拠がないわけです。根拠が全然ないことはないけれども、爆心地が広島市のど真ん中でしたから大体において当たっておるわけですね。しかしながら、やはりそういう科学的な根拠はなかったというところは事実ですから、それで長崎からも、そういう意見が出ておる。地形やその他の関係、南北、東西との関係で出ておるわけですから、私は、それは十分被爆者や国民が納得できる措置をとってもらいたいということを強く要望しておきます。

それから放影研、昔のABCですね。これは質問の通告事項にはなかったのですが、二世への問題に関係をして議論されておりますね。そこで、これは応用問題になるかと思うんですが、二世への問題は大体どのくらいな展望で調査しているのですか。それから放影研の研究調査のテーマ、影響調査のテーマは、それ以外に何かあるんですか、主なものをお挙げてみてください。

○松浦(十)政府委員 先生いま、おっしゃられた影響というのは二世へのことでございますね。

○大原(亨)委員 それはもうやっているといるんだから、いま放影研でやっている調査テーマ。

○松浦(十)政府委員 放影研の主な調査の大きなテーマを申し上げますと、原爆被爆者の寿命調査、成人の健康調査、被爆者の病理学的研究、子孫の死亡調査、それから新たに五十一一年度から、以上のほか原子爆弾被爆者の子孫の遺伝生化学的研究というのをやっております。

○大原(亨)委員 そこで一昨年度ですか、いつだったかABCを改編いたしました放影研、放射線影響研究所にいたしましたね。そして日米対等でやるということで、財政負担も人的負担も対等にいたしました。いままではアメリカの占領軍以来統しておったわけですから、日本は寄生虫的なスタッフの提供の仕方、財政負担でありました。ずいぶん、わからないこともたくさんありました。が漸次きれいになりました。

そこで、そういう双方対等の立場で研究を進めていくというのですが、日本側はアメリカ側が設定いたしましたテーマについて、その後、新しいテーマ等についての要求は出したことがあるか。あるいは二世への影響調査については、どのような見解を持ってアメリカ側の研究テーマに対応しておるかという点について、意見がなければ、そういう意見はありませんと言ってください。意見があるならばお答えください。

○松浦(十)政府委員 さしあたり、いま申し上げました以外の新しいテーマについて提示されていることはまだございません。

それからもう一つ、二世の研究でございますが、先ほど申し上げました生物遺伝学的研究を五十一年から始めたわけでございますが、これについては、血液を取って、その中のたん白質をつくる酵素に変化があるとすれば、それは放射線の影響によるのではないかと推定できるという新しい技法でございますが、アメリカ側もこれに興味を深く持っておりまして、新鋭の機械等を入れるなど非常に一生懸命考えておるわけでございます。

○大原(亨)委員 それは大体どのぐらいの規模で調査しているか、その調査は今後何年ぐらいで終わるのか。

○松浦(十)政府委員 さしあたりのところ何年という目安はできておらないと思ひます。と申しますのは、差が出た場合に、その差が非常に小さければ数が非常に多くなければなりませんし、非常に少ない数で大きな差が出てしまえば、それですぐわかるわけでございますから、中身の結果がどう出るかによって、何人調べるかということも関連いたしますので、とりたてて年限がいつということは申し上げられる段階にはないわけでございます。現在のところ、いままでやった範囲内においては、まだはっきりした差が認められないという感覚であったように私は聞いておりますが、そういう点で、ある程度の時間がかかるのではないかと思ひます。

○大原(亨)委員 委員長席の羽生田さんも専門ですが、しかし二世に影響がないという大胆な結論が出ておいたら、そうした局長、調査を大きな規模で長い年かかってやる必要がない。そういう疑いがあるのです。その疑いを科学的に解明しようというのが調査の継続なんです。その結論は差があるということになったら、また大きくやって立証していくということに研究もなるのじゃないですか。私は、そういう点について全然専門家でないけれども、常識からすれば、そうじゃないかと思うのです。だから私は、これには一定の目標があると思うのだ。

戦後三十年たっているのですから、胎児は小頭症その他の問題がありますね。胎児でない人で妊娠、出生した人に、どういふ影響があるかを、放射線は医学的に調査をやっている。それで調査費は原爆の予算の中にちゃんと計上されているのです。日本には十数億円の折半分があるのです。日本の政府は、この問題について主体的に取り組んでいなかった。予防研究所の支所だったのです。予防研究所は伝染病予防の研究所です。放射線支所がここにあると言つた中央でコントロールできないでしよう。あれがいいとか悪いとか評価できぬでしよう。占領以来アメリカが継続してやっていたのを折半したのですよ。それだったら、もう少し少しづつなスタッフを入れて、理事長は日本側が持っているわけですから、そういうふうに変つたのですから、りっぱな研究をやる。研究についても主体性を持って、もう少しきちっとした答弁ができるようにしてもらいたい。これは改めて別の機会にやります。いつまでやるかわからない、そんなことはないですよ、私が手に持っている資料だつて、私が答弁すれば、もっとまじな答弁をする。

それで、このドル安の円高でABC、放射線のアメリカ側はかなり打撃を受けたと私は思うのです、十数億円に匹敵するドルを折半して負担しているわけですから。研究を進めていく上においてはドル安の問題は支障はありませんか。

○松浦(十)政府委員 現在のところ、これは円建てにいたしておりますので、先生御心配のようなことはなないと思ひます。

○大原(亨)委員 円高になれば向こうはどんどんドルを持っていくということですね。そうするとドルがたぐさんたまるということですね。そのこと自体は円高とは関係がないことですから、ドルがたまり過ぎるということとは関係ないのですから、支障はないわけですね。そこで厚生大臣、これは時間をかけてやらせませんが、けさほどから議論になっている二世問題をいま調査しているのです。石田判決は、白内障は

老人白内障と原爆白内障があつて、従来政府の見解は原爆白内障は進行しないから認定の対象にならない、こう言つてネグレクトしてきたわけですが、裁判では、社会保障だから疑わしい問題については認定をして、医療と所得を保障すべきである、こういう判決が出たわけだ。これは医療の国家保障の側面を強調したわけですね。

そういう判決を考えた場合に、原爆についても二世については、あるなしを決定することは非常に大きなショックを与えることになるけれども、その疑義は残したままでも、健康診断をしながら放射線が研究調査を進めていくということでも一つの接点を求めて、二世に対しては申し出に基づいて何らかの調査をすべきである。最小限の施策をすべきではないかということが、いままでずっと議論になっております。これは二世問題の研究に關係しますが、私が言っていることについては一応わかるでしよう。

○小沢(国務)大臣 先ほど森井議員にお答えしましたように、そのことはわかります。そのことはわかりますと申し上げておきます。

○大原(亨)委員 だから、がんばつてということではなくて、そういうことを具体的に施策の中へ出して下さい。そのこともわかりますか。

○小沢(国務)大臣 社会的ないろいろな問題もありますけれども、御本人が希望する場合に、いろいろ検査申し上げて心配のないような措置をとるなり、もし万一のことがあれば、それは医療なり、その他の援護の対象にすることは必要なことだと私は認識しております。

○大原(亨)委員 野党案によりますと、一時金として六十万円、五年間の交付公債という遺族に対する特別給付金制度があるのです。いままで議論になりましたね。

つまり、瞬間的に死んだ人は変わらぬじゃないかという議論もあるのですが、原爆被爆の傷害の特色というのは、その瞬間的に亡くなった、そのときも非常に普遍的な、社会的にも家庭的にも非常に大きな被害であつたけれども、広い範囲がばつとやられるのですから、その明るる日から、どんないろいろな症状を繰り返して、吐血をし、出血をし、脱毛をし、そして手術を繰り返して亡くなった人がいっぱいいるわけです。ある外傷だけの場合には一定の時間がたつたならば治癒することがあるのですが、これは放射線の後遺症がずっと一緒に残っていると問題があるわけですね。そこで月を経、年を経ても、なおかつ今日でも、その影響で健康を害したり、あるいは死期を早めたりする人があるのですから、危険な疾病にかかることがあるわけですから、そこが問題ですが、そういうことで亡くなった人の家族については、国は国家補償の精神を發展させて、弔意を表すということで特別給付金という制度をつくるべきではないかというのが野党の意見です。

ちよつと御答弁になつておつたように、現行の日本の援護法は、特別給付金というのは特別権力関係だけに限定してない、そうでしょう。

○小沢(国務)大臣 特別な状況に置かれた方々に対する弔意のあらわれとしての特別な政策である、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○大原(亨)委員 たとえ援護法でそれが決められ、あるいは援護法に連動して決めてあつても、特別権力関係論とは、これは別の問題ですね。

○小沢(国務)大臣 さようでございます。

○大原(亨)委員 だから、亡くなった人の遺族、妻とか父母とか、そういう妻と父母の年とられた人に対して特別給付金を出すということですね。だから、そういう特別権力関係に直接関係はない

でも、ちゃんと制度があるわけだ。森井委員も指摘したように、満州事変までさかのぼったわけですから、なせ日露戦争にさかのぼらないのか。第一次大戦にさかのぼらないのか。そのことを質問しておくと時間がなくなるから……。

だから孫振斗の判決も出ておるのだし、石田判決もあるのです。最高裁も医療、所得保障についての社会保障的な側面は認めたわけです。やはりいままでは、そうではないと言ったけれども、最後は国家補償については私もそう思うと大臣も言っているわけだ。それで第三の道とはこういうことだと言つて聞き直つたりしておるわけだ。だから私が思うのは、特別給付金というふうなのは、政治的な決断で私はできると思うのです。あなたがいきなり言われるように、立法院において合意があるならばできると私は思う。そう思いますか。

○小沢国務大臣 これはなかなかめんどろだと私は思うのでございまして、やはり遺族に対する特別弔慰金の問題というのは、たとえば老父母の方で子供を亡くした人が遺族扶助料等が実はない。たとえば戦死者の未亡人がいるとか、そういうことで、ない場合に、特別な権力関係にあった戦没者に対する一つの弔慰のあり方として、親に相当する老父母の方に差し上げた特別給付金でありますし、また妻の特別給付金というのは、妻そのものが恩給の対象者、扶助料の対象者ではあります。その妻の方が、ずっとひとりで再婚もしないでおりまして、そして自分の夫である英霊を守るといふ事実関係に着目して、やつておるわけでございますから、したがって被爆者の方々、もちろんお気の毒でございますし、その点は私も、ちっとも異論はないわけでございますけれども、その御遺族の方々に特別弔慰金的なものをというところになりますと、原爆によって瞬間的に命を落とされた方、そういう方々との均衡問題もございまして、また、そこまで今度さかのぼりますと、たとえば他の原爆以外の戦争の、内地において爆弾によって死亡した方あるいは艦砲射撃

によつて死亡された方との関係もございまして、いろいろ考えますと、なかなか容易でないわけでございます。

したがらしまして、ただ恐らく先生方がおっしゃる、国家補償的な配慮が制度の根底にある特別措置法でもあるから、主体をなした、戦争という国の行為に起因したという事実を考へて、国が何らかの用意をあらわすべきではないかという御立論について、一概にわれわれ、どうもそれはおかしな考え方だなどというふうな気持ちはありませんけれども、いままでの制度が当然、社会保障的な考え方です。この辺のところまで、そういう社会保障的な考え方をとっていくべきかどうかということについては、いろいろ御議論は十分わかりつつも、慎重に検討しなければいかぬという気持ちを保持しておるわけでございます。

○大原(亨)委員 検討するのはするけれども慎重にやる、こういうことですね。検討するのでしよう。

○小沢国務大臣 国会の御意思がどの辺にあるかわかりませんけれども……(大原(亨)委員「わかつておるじゃないか」と呼ぶ)国会の御意思がそういうふうなことで、いろいろ御表明があらましたら、私もどもとしては検討をしなければいかぬと思つております。

○大原(亨)委員 もう三分ありますからね。これを話しておつたら……。

外務省、来ていますか。せつかく来ているのに、あなたに言わなかつたけれども、私は、最近外務省はおかしいと思うのだ。昭和三十四年に、私が出てきてしばらく後ですが、岸内閣のときの藤山外務大臣に質問をいたしました。条約局長も参加しておりました。その記録を最近出して見たのです。いま核問題がやかましいのですけれども、やはりあそこで行つてゐる趣旨は、つまりヘーグの陸戦法規その他の空戦法規等の全体から見ると、また毒ガスあるいは化学兵器、そういう兵器を指摘した実定法もあるが、八月十日、原爆の直

後に政府が抗議声明出したように、一般的に、それが考へても非常に不当で深刻な被害を及ぼすような兵器を使つてはならぬという抽象的な一般的な禁止規定もあるわけだ。それから爆撃の対象地域の問題についてもある。それは指摘をしてあるし、条約局長も当時答弁しておるのです。結論としては、原爆は戦時国際法の精神に違反をする。戦争における核の使用は戦時国際法の精神に違反をするということ、ずっと議論をして、最後に藤山外務大臣が政府委員の答弁を受けて答弁をしたのです。それはいまも変わりませんか。

○柳井説明員 ただいま先生から御指摘のございました藤山大臣の答弁でございまして、これも先生御指摘のとおり、ヘーグの陸戦法規その他戦闘手段の制限に関するいろいろな国際法の規定があったことはそのとおりでございます。原爆の投下ということにつきましては、これは破壊力の面からいいますと、あるいは放射能その他の影響というところからいいますと、これは非常に大きな損害をもたらすものであるというところで、人道大受遺憾なことであるというふうに考へております。

しかるに、実定国際法上どうかという御指摘の問題でございまして、この点につきましては、この新型爆弾が投下された当時の国際法あるいはその後の国際法に照らしまして、このような兵器の使用というものが国際法に違反したとして、当然実定国際法の客観的な議論をいたしまして、当然に国際法の違反であるというふうに固まつてゐるというふうには、なかなか申し上げられないのであらうというのが私どもの考へでございます。

ただ、御指摘のございましたような兵器の制限という問題につきましては、国際法の根底には、当然のことでございますが、人道主義というものが一つの基本的な思想として流れてゐるわけでございます。この兵器の使用の制限、禁止という問題につきましては、特にこのような基本思想というものが強く出てくるわけでございます。かかる意味におきまして、このような原爆の投下という

ものが、かかる思想あるいは精神というものに合致しないということは明らかであると思ひます。この意味におきまして、当時の御指摘の藤山大臣の答弁の御趣旨につきましては、いまでも私どもは異なる見解を持つてゐるわけではございません。

○大原(亨)委員 あなた若いのに似合はず、ぐるぐる回つた答弁をするんですね。去年は、ここで公衆衛生局長ははっきり答弁したですよ、ばんと。国際法違反だと言つて。あそここの議論でも、あの性能は毒ガス以上であらう、こう言つたら、そのとおりです、こう言つた。それから八月十日の政府の抗議声明もそういうことを書いておる。そのとおり、ずばりと書いてある。国際法の実定法には違反してない、実定法そのものでは違反はないけれども、しかし精神に違反する、こう言つていた。毒ガス以上の非人道的な兵器であるということを言つたわけですね。だから、やはりその判決にあるように、戦争の開始と遂行の過程を考へてみても、その原爆の実情を考へてみても、日本の国が知らぬということではできぬ、こういうことが判決の趣旨には書いてある。ですから、そこをきちつとすることが私はやはり……けさほど池田委員と小沢大臣との間で、かなりいい質疑応答があつたですよ、与党だから、いいかげんにやつたのかもしれないけれども。記録へちゃんと出ているのだ。だからその点は、唯一の被爆国というものはそういうことだから、ちゃんと援護に対する政策も立てなさい。そして、ちゃんと核は国際法違反だという主張をしなさい。だからこそ禁止協定を結ぶべきであるという主張の方が迫力あるんじゃないかという議論ですね。

〔羽生田委員長代理退席、委員長着席〕日本の政府が、そういう主張をすべきであるという私の見解については理解できますか、大臣。

○小沢国務大臣 核の使用というものが実定国際法に照らして違反だと断言できるかというところ、これはやはり法理論的には、なかなかめんどろだと思ひます。というのは、あらゆる兵器の進歩とい

うものと考えてみますと、そのときで兵器というものの進歩があるわけでございますから、だから人道にこういふようなものを使用すべきでないという点については、これはもう、どこの国も異論がないと思いますので、したがって、われわれは核の全面禁止、全廃ということを国際的に訴えて努力をしているわけでございますから、そういう立場から考えてみますと、人道に許されるべきではないとは思いますが、これを使った結果、起こったいろいろな今日の被害というものについて、直ちに国家賠償なりあるいは国家補償という観念が出てくるかという、理論的には、なかなか困難だと思えますけれども、そういう特殊な性質というものは当然考えなければいけません、その特殊性をとらえて、いまの原爆二法というものはできたんだ。そして、この判決によって国家補償の配慮が根底にあることは否定できないのだという解釈を、現行法において、いただいたわけですから、その解釈にふさわしい内容を持つよう努力する、これが現在われわれに与えられた義務といたしますか、行政上の責任ではないかと思ひます。

ただ、この配慮を、どの程度の内容として受けとめるかということ、これはいろいろな議論があるかと思ひますので、そこで私は、立法院である国会の御意思が、与野党いろいろ御相談の結果、そういうものが出てくれば、われわれとしても、これを尊重して、りっぱな内容に二歩でも前進したいという気持ちであるということ、申し上げておるわけでございまして、政府としては他の社会保障、あるいはいろいろな整合性というものを考えていかなければいけない立場がございしますが、しかし、できるだけ尊重して、そういう内容に近づけていくように努力をしたい、こう申し上げておるわけでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○大原(幸)委員 終わりますが、これは討論が終わったわけではございません。それは最近、特に防衛のための核なんかは憲法違反じゃないというのは

おかしいです。日本の国の頭の上で核爆発させることを想定して、そういう議論をしているというのはおかしいでしょう。だから、そういう議論があるようなところでは被爆者援護法はできないだろうということ、原爆に返って、八月十日の政府の抗議声明、これは外務省が書いたそうだから、あの抗議声明の趣旨で、やはり政府はきちつとあらゆる解釈を貫くべきである。憲法で条約を守らなければならぬから、核拡散防止条約を締結している日本は守るんだということではなしに、これは明らかに国際法違反ですよ。こんなひどいことは許されないという観点で、日本の国際法の解釈もしなければいけません。あなたみたいに若い人は、そういうことで、ちゃんとやらなければだめだ。ただし、あなたの答弁はトツトツを出ることはできぬ。いまトツトツが議論していることを、ここで、あなたが来て答弁することは無理でしょう。それはよくわかります。だから、これは別の機会にひとつ議論をするということをお願いしておきまして、時間が少し過ぎましたが、終わりたいと思ひます。(拍手)

○木野委員 次に、大橋敏雄君。

○大橋委員 きょうは朝からずっと原爆法の質疑応答を伺っていたわけでございますが、大臣の答弁は一貫しまして、政府は政府なりに原爆被爆者に対して誠心誠意やっつけているんだ、簡単に言えば、こういうこと、ようございしました。しかし、われわれ野党は、現在の政府が出しているいわゆる原爆二法ですね、これでは十分な対策にはならないという立場から、御承知のとおり、国家補償の精神に基づくとこのいわゆる被爆者援護法の制定を主張し続けてきたわけなんです。これは原爆関係者の大変なる要望でもありまして、私は血の叫びじゃないかとさえ考えております。そういうことで、野党各党とも、それぞれ多少の意見の違ひはありましたが、最終的にはまとめ上げて、現在国会に提出しているわけですね。ところが、先ほども話がありましたとおり、自民党一党だけの反対で、いまだにそれが実

現できない。非常に残念に思っております。その自民党の反対の主な理由は何だろうかと考えてみますと、いろいろあるわけでございしますが、まず予算的に大変に違いがある、膨大な金がかかるということのようでもありますし、もつと重大な反対の要素は、国家補償に基づくというところ、こたわりがあるように考えられます。しかし、時代の流れ、そして実態の中から出てくる雰囲気というものは、国家補償というものの向かい、だんだんと動いてきたと私は思ふのです。そういうことで、先ほどの大臣の答弁の中にも、与野党の話し合いがつけば政府としても従来の考えを検討していかねばならない。検討してこういうことは、与野党の話がつけば、それに従わざるを得ないのですというのが言葉の裏にはあると私は思ふのです。そういうことから私は、きょう、もう一度、筋を立ててお尋ねをしてみたいと思ふのです。

と申しますのは、ちょうど一年前ですけれども、やはりこの社会労働委員会、この法案の審議をいたしました。そのときに私は、ある専門誌の論文を引用しまして、いろいろと質問をしたわけでございますが、厚生大臣も局長も、それは法制局の、あるいは外務省の立場で答えるべき内容ですからと言って、本当にかみ合わない答弁ばかりだったわけなんです。きょう私は、その点をもう一度、整理をしてみたいと思ふのです。

まず、私が手にしました論文というのは、法律時報、これは昭和三十九年二月出版されたものでございまして「原爆攻撃と国際法上の損害賠償」という論文でございます。これは安井郁という先生の論説でございますが、大変長い論文でございます。この中にこういう言葉があるんです。「広島に使用されるまで、世界の人類によつていまだ一般に知られなかつたものであり、その当時、原子兵器使用の規制について実定国際法が存在しなかつたというの当然のことだ。そうすね。初めて使われたんだから、そのときまでは、このことが実定国際法に存在していなかつたのは当然のことだ。」また、事件当時原爆攻撃の禁止を直接規定する条約や慣習国際法がなかつたことは明らかな事実である。これも私も、そのとおり理解できます。「しかし、既存の国際法の規則や原則の中に、原爆攻撃について直接に規定せずとも、この種の兵器によるこの種の攻撃を禁止するものと認められるものが存在するか否か」まさにこれが問題点だ。このところを「法的に究明していかなければならぬところである。重要な問題点だ。この前置きしてありまして、それから、その考察の内容として「この考察は、第一に兵器の性質、第二に攻撃の方法という二つの側面において行ふ必要がある。こういふことで、法律専門家の共通した判断の基準がここに置かれたようございします。」

これを見てまいりますと、原子爆弾被爆者に対する慰謝の道というものは、国際法違反、いわゆる国際法上適法の行為による一般の戦争被害の場合とは別に、これは法的に異なることが特に重要な点である、こういうことを強調している論文でした。

私はまず、この点について、いま述べましたような考え方自体あるいは、いま言っている強調されている内容、これについて法規課長さんの方から一応御見解を伺いたいと思ひます。

○柳井説明員 ただいま御指摘のございました論文につきましては、ただいま伺いましたところ非常に重要な問題指摘をされていると思ひます。また、その構成につきましても、私、全貌は必ずしも存じませんけれども、なかなか傾聴に値する議論であらうかと思ひます。

御承知のとおり、兵器の制限、禁止という問題につきましては、もとより、これは人道法あるいは人道主義という根本思想に立つて、かつまた兵器の効果、これは戦争に使われるものでございしますので、その武力闘争という観点からの効果という点も、これは現実の問題として非常に重要な要素であると存じます。この二つの面から、従来非常に古くから、新兵器が出ますたびに、いろいろ

ろな検討が加えられておりまして、その結果、御指摘のように、従来からいろいろな戦闘手段の制限あるいはその方法の制限という形で国際法が発達してきたという点は御指摘のとおりでございます。また、その論文にございますように、この新型爆弾が投下されました昭和二十年の時点におきまして、従来から、このような新型爆弾を想定しないで発達してまいりました兵器あるいは戦闘方法の規制に関する実定国際法がなかったということも御指摘のとおりであらうと思ひます。

問題は、その後どうなっているかということであらうと思ひます。これもまた御指摘のとおり、従来の国際法の中に、一般的な精神と申しますか、考え方と申しますか、兵器の使用は無制限でないというような考え方が一般的に入っていたということは事実であらうと思ひます。しかしながら、客観的な実定国際法の問題といたしまして、従来から発達してきたいろいろな戦闘法規というものがあるに於いて原子爆弾に適用されるか、当然に原子爆弾の使用が国際法違反かという問題になりますと、ここはなかなか議論の分かれるところでございます。国際的に議論がいろいろ出しております、この点につきましては、いまだ残念ながら国際通念として、これが当然に違反するといふふうに断定するまでは固まっていないうふううに申し上げざるを得ないといふふうに考えております。

○大橋委員 これは、これからの与野党の話合ひの中で、われわれいままでも主張してきた、その国家補償に基づく被害者援護法、これを絶対一步も譲らないぞという立場をとるか、あるいはある程度妥協せざるを得ないのかという、きわめて重要な事柄になるわけですよ。いま、あなたの答弁を聞いておきますと、実定国際法上から見れば両方の論議があつて、いまだに決められていない、これが結論なんですね。

○柳井説明員 そのとおりでございます。
○大橋委員 私がいま示しました論文の中には、原爆投下というのはこれは当然、国際法違反であ

る。だから国際法違反をしたその国は、また当然、損害賠償責任が生ずるんだ。しかしながら日本は、その損害賠償の請求権をサンフランシスコ平和条約の際に放棄したんだから、だから、その責任は今度日本国が背負つて、そして日本国政府が被害者一人一人に、当然取るべきものにかわるものを与えていかねばならぬのだ、こういう論旨になっていきます。

これはこういうふうに書いてあります。「サンフランシスコ平和条約第一九条A項によつて、日本国は、戦争から生じ、または戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国およびその国民に対する日本国およびその国民のすべての請求権を放棄した。この規定にいうすべての請求権のなかに、米国の長崎、広島、長崎の原爆攻撃から生じた損害賠償請求権も含まれることは、解釈上疑の余地がない。」こういう解釈なんですよ。そしてまた「国際法違反の原爆攻撃によつて身体、財産に莫大な損害をこうむつた原爆被害者は、米国の損害賠償を受けるべき立場にあった。日本国は、国際法上において認められた損害賠償請求権を行使して、原爆被害者のために米国の請求権を放棄した。しかるに日本国はそれをなすべきであつた。しかるに日本国はそれをなさず、損害賠償請求権を放棄してしまつたのである。日本国としても、もとより好んで損害賠償請求権を放棄したわけではない。当時の情勢がそれをよぎなくさせたといへる。しかし、このことは、日本国が請求権放棄から生じる結果について必要な措置をとるべき責任を解除するものではない。私は全くそのとおりだと受けとめていたのです。」「原爆被害者は米国の被害者であり、被害賠償が不可能となつて、物質的にも精神的にも悲惨な状態におちつた。これは重大な法益の侵害である。原爆被害者のための国際法上の損害賠償請求権を放棄して、この悲惨な状態をひきおこした日本国は、原爆被害者に対して正当の補償をする責任を負ふものといわなければならない。」

私もこの方の論旨が全くそのとおりだと理解してききましたがゆゑに、原爆被害者関係者からの強い要請を受けまして、国家補償に基づく被害者援護法をつくれと、ともに闘つてきたわけですよ。

幸いなことに今度、手帳交付訴訟の最高裁の判決が出ました。私はこれを見たときには、まさに、われわれの気持ちをくんでくれた内容だった。いよいよ、われわれの希望している、あるいは提案している法案が成立するぞという気持ちがありました。しかし、きょうの厚生大臣の答弁を聞いておきますと、あくまでも人道的な立場からの配慮であつて、それは社会保障そのものではないけれども、といつて、また国家補償に基づくという全面的なものでもないんだ。その中間的なものだといふことで答弁されてきたわけでございますが、こうしたいわゆる法律的、法制的な立場からと、今回の最高裁の判決、これとの関係性について見解を述べていただきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 論文の執筆である安井先生は私の国際法を勉強したときの先生でございますので、よくいろいろな所見については——当時戦時中でございましたが、大分、先生の立論も戦後変わつてきた、これははっきり申し上げられます。私自身が直接、教授としていろいろ教を受けた国際法の先生でございますから、あの当時の先生の立論と戦後の立論を比較しますと、大分変わったなという感じを持つてゐるわけでございます。それはしばらくおくといたしまして、いまその論文は、まさに三十八年の東京地裁の判決、原爆の投下についての国際法違反問題に触れました判決の趣旨と、ほぼ同様な見解を持つておるようによに見受けられます。すなわち昭和三十八年の原爆判決を見ますと、われわれとちよつと見解を異にしますけれども、不必要な苦痛を与えるという、陸戦法規に禁止をいたしておりますようなものだという断定をしてゐるようでございますし、また先ほどの安井論文にありました兵器の攻撃方法についての問題、これについても無差別性というものをとらえまして国際法に違反するという立論をとつておるようでございます。しかし、たとえその安井論文が客観性ありと考へましても、それと今度の国家補償の問題と、すぐ法理的につながらないかどうかという点になりますと、これはまた別の法律論があると思ひます。

と申しますのは、そういうことであれば当然、日本の国がアメリカに対して、その責任を追及し賠償を求める、こういうことになる。また被害を受けた個人も国際法上の請求権を持つ、こういうことになるわけ、たとえサンフランシスコ条約で日本の国が賠償を放棄いたしましたとしても、違法な兵器の使用によつて受けた本人の権利が消滅するわけじゃないのです。いろいろアメリカに対して請求する権利が消滅するわけでもないですから、したがつて国は、その個人の法的な権利を侵したことはならないわけです。ただ先ほどの議論にもありましたように、講和条約を結んだときアメリカに賠償権を放棄したといつても、その被害を受けた本人に対して国がかわつて損害賠償するといふ責任は法理論上出てこない、こういうことになりますから、したがつて、その観点から議論をするといふことは、そう私はこの問題の解決にはならぬだらうと思ひます。これが第一点でございます。

それから第二点は、先ほども申し上げたように従来、原爆二法というものについては政府としては国家補償の観点といふことでなくて、むしろ社会保障の観点が強くて、しかも被害者の置かれた特殊な状況は放射能被害の非常な特殊性を考へて、この二法をつくつて、医療も見ます、援護も特別にいたします、こうやってまいりました。しかし明らかに従来とも、それだけではない。国家補償ではないけれども、その中間的なものかもしれないといふ答弁をしてゐるわけでございます。

それはなぜかといふと、医療につきましては所得制限を設けさせんし、また一般的な社会保障であるとすれば、健康管理手当やその他のいろいろ

な手当制度について所得制限がもっと厳しく、他のものと同一ような線が引かれるのではないかと
思うけれども、それも年々改善をしてくれてお
るので、そういう面からいって、いわば社会保
障だけの立法でなくて、それよりも一歩も二歩も進
んだ考え方で、この法律を立てております、こ
う申し上げてきたわけでございます。

今度の判決で、それがはつきりと、国の行為に
よって戦争というものが起きた以上、その戦争の
被害というものを考えると、しかも特殊な非常
に強い被害と、その後の不安というものを考えた場
合に、国家補償的配慮というものが当然そこに行
われてこなければいけぬだろう、こういうような
立論があるわけでございまして、したがって、
その配慮の程度が、これから問題になるんじやな
いかと思うのでございまして、その配慮につきま
しては、私どもは、いまの原爆二法の範囲で考え
ておりますことの内容の充実ということから、さ
らに今度、広がっていくことについては、これは
いろいろ議論もありますから、もう少しひとつ、
がまんをしていただきたい。しかし、この体系の
中にあることについては、この判決の趣旨を踏ま
えまして、国家補償的な配慮を否定できないわけ
でございまして、その配慮を逆に持つてきて、
そしてできるだけ充実を図っていくように今後考
えていきます、こう申し上げておきますので、そ
の範囲内のごで充実を図っていくことにつ
いて、与野党の方で、またいろいろお話が当委員会
においてあれば、それを尊重してひとつ考えさせ
ていただきますように申し上げておきますので、こ
ういふので、御理解をいただきたいと思うので
す。

○大橋委員 先ほど法規課長さんの答弁も伺いま
した。また、いま大臣の見解も伺ったわけでござ
います。内閣法制局の方、来ていますね。いま
の答弁を聞かれていて、もし、おかしいと思われ
るところがあったら言ってください。もしなければ、
いまの答弁を両方とも正当だとおっしゃって
ください。どちらでも結構ですから、思ったとお
りに。

○別府政府委員 ただいま外務省条約局法規課長
から答弁のありました点については、そのとおり
というふうに私、考えます。

なお、厚生大臣が答弁されました点について
は、後半は立法政策論でございまして、法律論
という観点から言くと、立法政策論はこれからの
問題に属するという点で、そのとおりと、いま法
制局の立場で申し上げることが適當かどうか、い
まその点は留保させていただきたいというふうに
考えます。

○大橋委員 それでは、話の観点を少し変えます
が、今度の外人被爆者手帳訴訟の判決によりまし
て、これは韓国の方だったのですが、たまたま密
入国をしてきた人で、この問題が起こったわけで
すね。しかし、国籍やあるいは密入国というのと
は別問題として、そういう被爆者には手帳を与え
ねばならぬぞ、こういう結論が出ましたね。

これに対して当然、今後差し伸べる手が変わつ
てくるだろうと思う。というのは現在この日本の
中に、外国人で被爆をされた方、いわゆる被爆者
という方がかなりいるのではないかと、思われ
るのか。その方々に対して、どういう手を打たれ
るのか。どのくらいいると推定されているか。ま
ず、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員 まず第一点でございま
す。この今回の孫振斗さんにつきましては手帳を出
さなかつたというの、密入国であつたからとい
うことであるわけでございまして、現在まで私ど
ものところにおります措置は、適法に入国している
外国人に対する被爆者手帳の交付は、必ずしも入
国の目的は問わない。それから適法の入国後にお
むね一ヵ月以上滞在する者であれば、居住関係が
あるものと判断して差し支えない。こういうふう
な取り扱いを従来やっておつたわけでございま
す。

そういうことでございしますが、今回のこういう
た判決でございまして、この孫振斗さんは不法
入国でありまして、手帳を直ちに交付するとい

うような措置を福岡県でいたしましたわけでござい
ます。この点につきましては、各都道府県、広島
市、長崎市あてに、この判決を添えまして、その
取り扱いを、このようにするということを通知い
たしたところでございまして。

ただ先生、申し上げるわけでございしますが、不
法入国ということで、その手帳が出なかつたわけ
でございまして、現在国内におられます外国の
方は、それ以外の場合ですと、現在ほとんど皆さ
んに、もらえる方には手帳が行き渡っているとい
うふうに考えております。

なお、外国人がどのくらいいるかということに
つきましては、ちょっと私も手元に数字を持っ
ておりません。

○大橋委員 それでは外務省の方にお尋ねしま
す。今回は不法入国ということで論議になったと
いうことでございしますが、一般的に、韓国人の方
が韓国から日本の国に、原爆の被害を受けたの
で、その治療を受けたいという、それだけの目的
で入国許可申請を出した場合に、それは受け入れ
られるものかどうか。まず、それを聞きたいと思
ひます。

○高瀬説明員 ただいまの御質問の点でございま
すけれども、入国申請がございました場合に、その
方が日本におきまして原爆治療を受ける必要性が
十分にあると認められ、かつ、その方に十分に責
任がある保証人がおられます場合には、入国を認め
ることになっております。過去におきまして
も、たとえば韓国からの方で相当、原爆治療を目
的としたしまして入国された方があるというふう
に承知いたしております。

○大橋委員 いま、ただ原爆治療を目的とするだ
けで、身分を証明する人がいれなくてこれです
と云つたですね。それから、原爆の治療を受ける
必要のある人であればという話、これは当然のこと
だと思ひますけれども、いわゆる認定ですね。
実際に戦後大変、歳月が流れたわけでござい
ますが、いままで、そういう経済的な余裕もな
く、当然、旅費とか滞在費等は本人持ちでしょう

から、そういう余裕はなかつた。しかし、いまよ
うやく経済的にも、そういう余裕ができたので、
じゃ日本に行きたいと思つてみても、それが原爆
被害者であるかどうかという認定がなければ来れ
ないでしょう。そういうときには、韓国の方で何
らかの姿で原爆被害者であるという認定をしてく
れるのでしょかね。その点はどうなっているの
ですか。

○日野説明員 ただいま先生のお尋ねになりまし
た点でございしますが、御設問のような場合には、
本国におきまして医師の診断を受けまして、その
医師の診断書がついておられますので、それによ
つて判断することにしております。

○大橋委員 それでは韓国の方で、それなりに被
爆者であるかどうかを認定している。その証明さ
えあれば来れるということですね。もう一度確認
しておきます。

○日野説明員 御質問につきまして、もう少し敷
衍して御答弁申し上げたいと思ひますが、一般
的には、先ほど申し上げました本国の医師の診断は
もとよりでございしますが、そのほかに、その入
国の目的が真実、原爆治療の目的であるというこ
と、そしてまた、その必要性が十分にあるとい
うふうに認められまして、かつ、わが国の専門病
院に受け入れがあらまして、確実な身元保証人のあ
るときには、病氣治療のための入国を認めるとい
うことになっております。

○大橋委員 ちょっと厚生大臣にお尋ねしま
す。韓国の方でそれだけの認定をした。日本の法
律ではないわけですから、向こうの法律に従つて
認定した。それで日本にきた。日本の原爆手帳を
いただけるかいただけないかは、今度は日本の判
断を仰がなければならぬわけですね。それはそ
のとおりですね。

○松浦(十)政府委員 そのとおりでござい
ます。○大橋委員 そうしますと、もし原爆被害者であ
つたとはいふとして、その治療がかなりかかる。
長期間が予想されるとなつたような場合その滞在
許可は、治るまで、おれるということになるので

しょうか。

○日野説明員 現在の取り扱いを若干御説明申し上げますと、治療に要する期間は、やはり何と申しまして専門医の診断を受けなければなりませんから、その専門医の診断を受けなければ判明しないという事情があるなどしておりますので、とりあえず在留期間は六十日ということの上陸の許可を与えまして、その後、診断の結果、治療に長期間を要するというふうに認められますときには、その在留期間の更新を許可しております。

○大橋委員 ちよつと確認しますが、とりあえず六十日間を許可して、その中で日本の専門医の診断を受けて、これが長期にかかるとはつきりすれば、それはそれなりに認めてあげます、こういうことですね。よくわかりました。

こういう判決が出ましたので、恐らく、そういう傾向が強まってくると思います。真に被爆の治療が目的であるかどうかはつきりすればということでございますが、これはもう医学上はつきりするわけですから、それ以上のせんさくはしないであらうと思います。理由をつけて実際は来ているんじゃないかということを言われると、これはもう話になりません。あくまでも医者の診断を基準に、それを決定していく、こういうことよろしいでしょうか、それは。

○日野説明員 先生御指摘のとおりでございます。

○大橋委員 それでは法務省の方、外務省の方、お歸りになって結構です。内閣法制局の方も結構です。

話は変わりますけれども、沖繩に居住していらっしゃる被爆者の方が、去年お尋ねしたときには三百四十人程度いるという話を聞いたのですけれども、そういう方々の中で、広島、長崎の原爆専門病院での治療を受けたという方は、また、その必要性を認めれば、どんなそちらの方に送ります。旅費等の経費も一応ついておりますが、これも増額していきたいと思うというような答弁があつておつたわけですが、その後そういう

う人が出たのかどうか。あるいは旅費等の費用について、どの程度増額をされたのかお尋ねをしたいと思ひます。——わかりませんか。では後で結構です。

では先に進みます。大臣にお尋ねしますけれども、大臣は先ほど、国家補償に基づく被爆者援護法という野党の主張と、自分らが考えていることとは多少の違いがある。それは今後、手当の内容によつて、野党がいま言わんとしている内容は満たしていききたい、こういうふうな答弁があつたやうに私は理解したわけですが、正直言ひますと、今度の手帳交付訴訟判決で、いわゆるいままでの行政的な立場から言へば、大きくその認識を改めなければならないという結果であらうと思ひます。ですから、たとへば前回の法案の採決のときに附帯決議をつけた。このときに初めて国家補償という言葉がこゝに使つたわけでございます。国家補償という言葉が附帯決議の中に入つたのですが、今後いづれまた野党の話合いの結果、来年度どうなるかわかりませんが、いづれにしても法案の趣旨説明の中に、今度の判決に示している表現あるいは内容が盛り込まれていくべきだと私は思ひます。その点はどうか。

○小沢国務大臣 大変めんどうな、困難な御質問でございます。私もちよつと困るのでございますが、大橋先生、私は先ほど来申し上げておりますのは、附帯決議の御趣旨も、その制度の改善に對する要望は、国家補償の精神に基づく被爆者の援護策について、ますます強いものがあるという前提でございます。私は最初に、たしか池田委員の質問に申し上げましたように、今度の判決は、むしろ私どもがいま持つております、御協賛を得た原爆二法というものの性格を正しく判決の方でとらえていただけたというふうに考えるべきだと申し上げたわけでございます。それは現実問題として、その国家補償の性格がその中にあることを否定できないと最高裁の方でむしろ認めていただけたわけでございます。それを申し上げます。

で、結果的に、逆に今度、行政のわれわれとしては、より被爆者の置かれた地位、立場、苦勞、不安、いろいろなものを考へて、そして援護の充実を図つていこうということを申し上げたわけでございます。この次の提案のときには国家補償といふことをきちんと書くかと言われませんが、これはちよつと、そういうことにはすくなくならぬ。この辺のところは御理解をいただきたいわけでございます。

○大橋委員 昭和五十一年七月石田原爆訴訟判決というのがありました。これは原爆白内障の方が原爆医療法に基づく認定申請を三たびも却下されて、厚生省を相手にして、その認定却下処分を取り消しを求めたものだと思ひますが、この広島地裁森川裁判長も原告の主張を全面的に取り入れて、憲法の平和主義に立脚した画期的な判決であつた、こう評価されているわけですが、今回の判決も文中に、戦争犠牲者としての被爆者の救済を目的としたもので、国家補償法としての側面を有する、こゝあるわけでしょう。国家補償法としての側面を有するといふのですから、その観点に立つた被爆者行政のあり方を明示しているわけですから、行政の立場として、国家補償法としての表現を当然今度に入れるべきだ。きょうの大臣の答弁の中に、この判決が出て、いままでも自分が知らなかつたもので私は知りませんでした、こういう答弁がありましたね、そのことじゃないですか。だから、いままでの法律とはやはり変わった提案理由の説明が当然出てくると思ひます。その中に国家補償法としての側面を持った法律だといふことがうたわれてこなければならぬのじゃないか、私はこゝろを思ひます。

○小沢国務大臣 それは大橋委員のおっしゃることともわからぬではありませんが、私がこゝで申し上げましたのは、私どもはいままで、どうも、おとなびつくり答弁をしておりまして、社会保障立法だ、立法だばかり言つてきたのですが、しかし、この判決をいただいてみて、なるほど、われわれのつくつた法律はよくできておつたじゃない

か。国家補償の配慮がこの制度の根底にあるんだという点を、むしろ判決の方から、それ見ろ、おまえたちの中を見ると所得制限も、とにかく医療については、してないじゃないかといふことも御指摘いただくと、なるほど理論的に、もう少しわれわれは自分の法律の性格を整理しておけばよかつた。もし、われわれに知恵があれば判決と同じ説明をいままでも申し上げたと思ひます。けれども、いままでも答弁が何か社会保障立法でございます、国家補償の精神では、これはとても勘弁してください、こゝ言つてきたものが、判決によつて、おまえたちのやつていた法律もなかなかきつとしたものであるのだぞ。とにかく社会保障立法ではあろうけれども、やはり戦争をやつた国家のことも考え、国家補償的な配慮といふものも、おまえたちの法律の中にはあるのだぞといふ御指摘をいただいたので、実ははつとした感じがございまして、ですから大変恐縮なんぞでございますが、法律を国家補償といふ観点からとらえるべきだ。そして内容をきちんと、こゝいうふうに広げるべきだといふ公明党さんや社会党さん、その他野党の方々の考へと、今度にはやれと言われども、いま政府は、それに直ちに賛成はできないわけでございます。

○大橋委員 おっしゃるとおりです。国家補償的でも全く完全無欠な国家補償としての云々じゃない、今度の判決にもあるように、国家補償の配慮といふことが出てきているわけでしょう。それで、おたくも大変自信を深めたといふわけでしょう。ですから、配慮が十分でなかつたんだといふことにつながるわけでしょう、いままでの内容は、だから配慮が十分であるように対策を充実にしていきます、それならばいいでしょうといふことをおっしゃつておられるのですけれども、だから、いままでも気がつかなくつたことを指摘をされ、それほどのりつぱな法律なんだから、今度はその法律に見合った器量と内容にしなさいといふことですから、気がつかなくつたことに対して、そろえなければならぬじゃないですか。

○小沢国務大臣 いや、率直に言いまして判決は
そこまで言っていないわけですね。ただ、いまの

事案についての、あれを言っているだけでございます。私が申し上げましたのは、この判決でこういいます。私が申し上げましたのは、やはり私どもという解釈をいただいたということとは、やはり私どもも法律の中には国家補償の配慮がこの根底にあるのだということがはっきりして、私どもには

非常に参考になったし、ありがたかった、むしろ自信を深めた。しかし、野党さんが一致して言われている法案を、いま同じように審議をされているわけでございますが、その法案は、まさに国家補償の観点から、もっと内容を充実し、かつ広げていけ、一方においてはこうおっしゃっておるわけでですね。これは国会の少なくとも野党五党の、

いわば、ほぼ半数に近い国民の意思を代表した皆さんが、そうおっしゃっておるわけです。しかも附帯決議で、ますます、その対策について、そういう要望が強まったということを全会一致で政府にお渡しになったわけでございますので、そこで私は、この国家補償的配慮が制度の根底にはあるものなのだが、その国家補償的配慮というものを、もう

少しわれわれが努力をして充実をしていくことによつて皆さん方の御要望にも沿うようにしていけば、いまの皆さん方の法案とわれわれとが整合性を持つていけるような面が出てくるのではないかなというような意味で申し上げたので、立法政策等として申し上げたわけでございますから、その点はひとつ御理解をいただきます。

○大橋委員 いずれにしましても、これから具体的に与野党の間で、そういう問題を詰めていきな
いと思います。いよいよ国家補償という字句を中
心に、まさに攻防戦だと思うのですね。だから、
これを近いうちに何らかの姿で解決させて、いま
おっしゃるように趣旨は趣旨としてわかったのだ
から、被爆者には十分な手当てをしていくという

その立場から、対策を改善していかねばならぬと私は思います。

時間がどんどんたって、もうあとわずかになりましたので、まだ聞きたいことが二つ、三つあり

ますので、次に移ります。

さっきの沖繩の件はわかりましたか。

○松浦(十)政府委員 五十三年度に予定しております沖繩の医師等の健診ということで百五十四万五円を計上しておりますし、また渡航費は、患者さんの渡航費でございますが、二十四万一千円を計上してございます。

○大橋委員 健康診断の件ですけれども、心電図による健康診断を私がこの前、主張しましたら、これは現状では不公平になるので見合わせておりますが、将来は各都道府県とよく相談して、実施能力を確かめた上で入れていきたいという答弁をいただいていたわけですが、この点について。

○松浦(十)政府委員 先生のただいまの心電図を入れるとおっしゃられるのは、一般検査の方へ心電図を入れる、こういうふうな御意見というふうに私ども理解しておるわけでございます。ただ、心電図を一般検査に入れるということは、一つは心電図を読み取る能力を持っている人がいなければならぬこと。それから心電図をとるものを撮る

作するということも、これは普通簡単に操作できないわけございまして、非常に優れた人がやらなければならぬというようなこと。それから、さらに場所的な問題もございまして、そういうことから、どうも一般検査に心電図はなじまない。やはり精密検査の方でやった方がしつかりできるのではないか、こういうふうなことで、さし

あたりまだ精密検査ということでお願ひしたい
 と思います。

○大橋委員 時間も来ましたが、最近、訪問健診
 制あるいは希望健診制の要望が非常に強くなつて
 きておりますけれども、これに対する厚生省の考
 えを聞いておきたいと思ひます。

○松浦(十)政府委員 おつしやるとおり、巡回健

診車の健診というのを現在もやっておるわけですが、先生おっしゃいますように、私ども現地の方の情勢をよく伺いまして、こういった巡回の方がより喜ばれ、そしてまた巡回におきます

ところの検査の成果というものが十分上がるようなものであるとするならば、さらに、そういうことを進めていくよう現地と話し合ってみたいと思います。なお、当然のことではございますが、巡回の場合でも施設の場合でも、私どもその運営につきましても補助をいたしているわけでございます。

○大橋委員 被爆者二世と呼ばれる人の数はつかまれているかということですが、すけれども……。

○松浦(十)政府委員 二世の数はつかんでおりません。

○大橋委員 最近、特に被爆二世、今度、三世まで議論が出てきておりますが、厚生省として、この被爆二世あるいは三世に対しては、どのような

考えて今後進んでいくつもりなのか、お尋ねをしたいと思います。

○松浦(十)政府委員　まず三世よりも二世でございますが、その二世に一体、原子爆弾の影響が出るものかどうかというのを現在、私どもは放射研を中心にして研究を続けているところですのでございます。実際被爆して、そこから生まれた

方々も、すでに三十年にも及ぶ間、特に病氣では白血病を中心に、それから一般死亡が變わっているかどうかということ、それから先ほど申しました生物化学的な遺伝的な検査というのをやっておりますわけでございますが、少なくとも白血病患者それから死亡ということにつきまして、現在までのデータでは被爆二世につきまして特に問題があるとい

うようなデータは出てないわけでございます。そういうことで、これは差があつたとしても非常に微細なものでございますから、さらに研究を続けることが必要だと現在考えておるわけでございます。

なお、健診の問題もしばしば御提案いただくわけでございますが、これもある意味では一般的に

申しまして現在の段階では影響があるということが出ておりませんものですから、また二世の方も、余り騒がないでほしいというような声もございますので、この辺、非常に微妙な問題として私

ども、さらに検討していきたいと思っております。

○大橋委員 いまの、なるだけさわり方でないでという気持ちも、われわれ、わからぬでもございませうが、表面にわかるようなさわり方でなくて、対外的にはわからないようなさわり方も、研究すれば、あろうかと思えます。その関係者にしてみれば

大変な心配事であろうと思いますから、そういう意味でも研究を進めていただきたいと思います。

最後に、大臣にお尋ねして終わりたいと思います。すが、原爆被害者の精神的、肉体的また経済的な苦悩というものは、その立場に立った者でなければ本当にわからないほどのつらさであろうと思います。そして、もう相当の年配になられてきてい

るわけです。死んでからでは遅過ぎると言つてわれわれがいま要求している国家補償に基づく被爆者援護法の制定を期待して待つてゐるわけです。ね。だから、そういう立場も十分理解した上で、与党の中には原爆小委員会というのができてゐるやに伺つておりますが、そうした委員会の方にも厚生大臣の気持ちをも十分伝えていただいて、毎

年、記念日には現地では大会が開かれるわけですが、さすがに、でき得れば、そうしたところに出られて、大臣のお気持ちを押渡なさることも重要な事柄ではなからうかと思うのですが、それもあわせてお答え願いたいと思います。

○小沢国務大臣 私、私も、原爆被爆者の方々の精神的、肉体的、経済的な苦痛については十分理解は

できるところでございますので、政府・与党十分よく相談をいたしまして、医療につきましてもまた特別措置法の内容につきましても、今後、改善ができるものは、できるだけ努力をしていく所方でございます。

ただ、その辺は実は私も、これから相談をさせていただきますただかなければいけませんし、予算要求が、

来年度の問題としては七月には方針を決めなければいかぬわけでございますから、それまでに十八相談をいたしまして確固たる方針を決めていきたいと思います。その内容がどうなるかにつきま

て、現在のところは、いま直ちに、この点をこうするということを、まだ申し上げるわけにいきませんけれども、そういう精神で与党と十分相談をして、来年度予算編成までには何らか明確な態度を打ち出したいと思っております。

○大橋委員 原爆記念日に行きますか。

○小沢国務大臣 私は厚生大臣着任以来、全く暇がありませんで視察も何もしておりませんが、要望があれば、ぜひ参らせていただきたいと思っております。

○大橋委員 終わります。

○木野委員長 次回は、来る十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 援護(第四条—第四十三条)
- 第三章 不服申立て(第四十四条—第四十八条)
- 第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十九条—第五十条)
- 第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第五十一条—第五十四条)
- 第六章 雑則(第五十五条—第五十七条)
- 第七章 罰則(第五十八条—第五十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちに政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 一般疾病医療費の支給
- 四 医療手当の支給
- 五 介護手当の支給
- 六 被爆者年金の支給
- 七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無償取扱い

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けいるため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受ける

けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができなるとき、及びこれによることを適当としなるときは、診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要であると認めるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七

号)、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第九十八号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担

金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に關し必要がある場合について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることのできる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき

第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに對し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに對し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額七万円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、十八万円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、十八万円を超え、三百八十万円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会

の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

2 前項第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)

第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和五十三年四月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)

第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母

を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした支給は、全員に對してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に對し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第二十九条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和五十三年四月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)
第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和五十二年四月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

二 子(昭和五十二年四月一日(死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母
四 孫(昭和五十二年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母
六 兄弟姉妹(昭和五十二年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同様の順位から除かれてゐる子
八 第四号において同様の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同様の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
十 第一号において同様の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

(特別給付金の額及び記名国債の交付)
第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき六十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)
第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五條第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給付金、同法第三十九條の二に規定する遺族一時金その他特別給付金に相當する給付を受けた、又は受けることができる者がある場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)
第三十四条 第二十七條第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)
第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に對し、葬祭料として、死亡した者一人につき十万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)
第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによつて当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)
第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乘車又は乗船することができ、

2 前項の規定により乗車又は乗船することができ、

3 必要事項は、政令で定める。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)
第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年间行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利の保護)
第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)
第四十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に關する書類及び第三十二条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)
第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相當する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第四十二条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市長又は長崎市に交付する。）

（子又は孫に対する適用等）

第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子（同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。）又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかつてゐる旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

第三章 不服申立て

（異議申立期間）

第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取）

第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分については、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（時効の中断）

第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分の

取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（再審査請求）

第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護（治療を含む。以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

（原子爆弾被爆者相談所）

第五十条 都道府県並びに広島市長及び長崎市長は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

（設置及び権限）

第五十一条 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（委員）

第五十二条 審議会は、委員二十人以内で組織す

る。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（専門調査員）

第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

（政令への委任）

第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（戸籍事項の無料証明）

第五十五条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（権限の委任）

第五十六条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（省令への委任）

第五十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十八条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第八条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）
（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧被爆者医療法」という。）第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際、現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされてゐる被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際、現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生

大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際、現に旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十條第一項又は第十七條第一項の規定により厚生大臣が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七條第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二條の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた特別手当、健康管理手当、保健手当、医療手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三條 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和五十二年(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の七月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(見舞金の支給)

第十四條 国は、昭和三十二年四月一日から昭和四十一年六月三十日までの間に沖縄県の区域内に住所を有していた第二條各号に該当する者であつて、当該期間内に医療機関において厚生大臣の定める負傷又は疾病につき医療を受けたものに對し、政令で定めるところにより、十万円を限度として、見舞金を支給する。

(調査)

第十五條 厚生大臣は、速やかに、第二條各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十六條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十七條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第二号)第十三條第四項(第十六條第六項において準用する場合を含む。に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行前に行われた旧被爆者

医療法第七條第一項又は第十四條の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の定めるところにより、」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第二号)の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受け

る権利を裁定し、並びに」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第二十條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第二号)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第二号)」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

第九條第三号を次のように改める。

三 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九條第三号の二を削る。

第十五條中「検疫所」を「国立原子爆弾被爆者保護施設」に改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

(国立原子爆弾被爆者保護施設)

第二十條の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(結核予防法の一部改正)

第二十二條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第二号)」を加える。

第三十五條第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第二号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第 号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十五条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号及び第五号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十六条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第 号)に基づく被爆者年金」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十七条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第 号)に基づく年金たる給付

理由

原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し

し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約千六百億円の見込みである。